

水俣市議会会議録

平成19年6月第3回定例会（6月1日招集）

水俣市議会事務局

平成19年6月第3回定例会（6月1日招集）会期日程表

（会期 6月1日から20日まで20日間）

| 日次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 会 議 | 議 事 内 容 |
|----|------|---|---------|-----|---------------------------------------|
| 1 | 6月1日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 |
| 2 | 2日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 3日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | 4日 | 月 | | | 議案調査 |
| 5 | 5日 | 火 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 6 | 6日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | 7日 | 木 | | | 議案調査 |
| 8 | 8日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | 9日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | 10日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | 11日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | 12日 | 火 | 午前9時30分 | | 本会議 |
| 13 | 13日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（野中重男君・緒方誠也君・川上紗智子君） |
| 14 | 14日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（牧下恭之君・大川末長君・西田弘志君） 議案質疑 委員会付託 |
| 15 | 15日 | 金 | —— | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 16日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 17日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 18日 | 月 | —— | 委員会 | 委員会 |
| 19 | 19日 | 火 | | 休 会 | 議事整理日 |
| 20 | 20日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会 |

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成19年6月1日（金） — 1日目 —

| | |
|---|-----|
| 出欠席議員 | 1～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第1号 | 2 |
| 陳情文書表 | 2 |
| 開 会 | 2 |
| 開 議 | 2 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第2 会期の決定について | 3 |
| 議案上程 | 4 |
| 日程第3 議第54号 専決処分の報告及び承認について | 5 |
| 専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号） | |
| 日程第4 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 の制定について | 6 |
| 日程第5 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号） | 6 |
| 日程第6 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | 9 |
| 日程第7 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号） | 9 |
| 日程第8 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 10 |
| 日程第9 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） | 11 |
| 日程第10 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） | 12 |
| 日程第11 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号） | 12 |
| 日程第12 議第63号 あらたに生じた土地の確認について | 13 |
| 日程第13 議第64号 字区域の変更について | 13 |
| 日程第14 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について | 14 |
| 市長の提案理由説明 | 14 |
| 散 会 | 17 |

| | |
|------------------|-----|
| 出欠席議員 | 2～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第2号 | 2 |
| 開 議 | 2 |
| 諸般の報告 | 2 |
| 日程第1 一般質問 | 3 |
| ○真野頼隆君の質問 | 3 |
| 1 人事異動について | 3 |
| 2 防災消防行政について | 4 |
| 3 総合医療センター問題について | 4 |
| 4 入札制度改革について | 5 |
| 5 企業誘致について | 5 |
| 市長の答弁 | 5 |
| 総務企画部長の答弁 | 6 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 6 |
| 市長の答弁 | 7 |
| 総務企画部長の答弁 | 8 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 9 |
| 総務企画部長の答弁 | 9 |
| 総務企画部長の答弁 | 9 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 10 |
| 市長の答弁 | 11 |
| 総務企画部長の答弁 | 11 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 12 |
| 市長の答弁 | 13 |
| 総務企画部長の答弁 | 13 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 13 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 14 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 15 |
| ○真野頼隆君の再々質問 | 16 |

| | |
|--------------------|------|
| 総合医療センター院長の答弁 | 2～17 |
| 市長の答弁 | 18 |
| 総務企画部長の答弁 | 18 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 19 |
| 総務企画部長の答弁 | 20 |
| 市長の答弁 | 20 |
| 市長の答弁 | 20 |
| ○真野頼隆君の再質問 | 21 |
| 市長の答弁 | 22 |
| 休憩・開議 | 22 |
| ○福田斉君の質問 | 23 |
| 1 産業廃棄物最終処分場問題について | 23 |
| 2 学校統廃合について | 24 |
| 3 企業支援について | 24 |
| 4 まちおこしへの取り組みについて | 25 |
| 5 水俣市の名称変更について | 25 |
| 市長の答弁 | 25 |
| ○福田斉君の再質問 | 28 |
| 市長の答弁 | 29 |
| ○福田斉君の再々質問 | 29 |
| 市長の答弁 | 29 |
| 教育長の答弁 | 30 |
| ○福田斉君の再質問 | 31 |
| 教育長の答弁 | 32 |
| ○福田斉君の再々質問 | 33 |
| 教育長の答弁 | 33 |
| 産業建設部長の答弁 | 34 |
| ○福田斉君の発言 | 35 |
| 副市長の答弁 | 35 |
| ○福田斉君の再質問 | 37 |
| 副市長の答弁 | 38 |
| ○福田斉君の発言 | 39 |

| | |
|--------------------------|------|
| 市長の答弁 | 2～39 |
| ○福田斉君の再質問 | 40 |
| 市長の答弁 | 40 |
| ○福田斉君の発言 | 41 |
| 休憩・開議 | 41 |
| ○中村幸治君の質問 | 42 |
| 1 産業廃棄物最終処分場建設問題について | 42 |
| (1) 環境アセスについて | |
| (2) 県主催の公聴会について | |
| (3) 今後の熊本県への行動について | |
| (4) 庁内対策委員会について | |
| (5) 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について | |
| 2 環境問題について | 43 |
| (1) 水俣市地域省エネルギービジョンについて | |
| 3 水俣市バス運行について | 43 |
| (1) 平成18年度のバス会社への補助金について | |
| (2) 茂道・湯の鶴線の今後について | |
| 市長の答弁 | 44 |
| ○中村幸治君の再質問 | 47 |
| 市長の答弁 | 49 |
| ○中村幸治君の再々質問 | 50 |
| 市長の答弁 | 50 |
| 福祉環境部長の答弁 | 51 |
| ○中村幸治君の再質問 | 52 |
| 福祉環境部長の答弁 | 54 |
| ○中村幸治君の再々質問 | 55 |
| 福祉環境部長の答弁 | 55 |
| 総務企画部長の答弁 | 56 |
| ○中村幸治君の再質問 | 57 |
| 総務企画部長の答弁 | 59 |
| ○中村幸治君の発言 | 59 |
| 散 会 | 60 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 出欠席議員 | 3～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第3号 | 2 |
| 開 議 | 2 |
| 諸般の報告 | 2 |
| 日程第1 一般質問 | 2 |
| ○野中重男君の質問 | 2 |
| 1 産業廃棄物最終処分場について | 3 |
| 2 水俣病問題について | 3 |
| 3 水俣市病院事業について | 4 |
| 市長の答弁 | 4 |
| ○野中重男君の再質問 | 6 |
| 市長の答弁 | 8 |
| ○野中重男君の再々質問 | 9 |
| 市長の答弁 | 10 |
| 福祉環境部長の答弁 | 10 |
| ○野中重男君の再質問 | 12 |
| 福祉環境部長の答弁 | 13 |
| 市長の答弁 | 15 |
| ○野中重男君の再々質問 | 16 |
| 市長の答弁 | 17 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 17 |
| ○野中重男君の再質問 | 20 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 20 |
| ○野中重男君の発言 | 21 |
| 休憩・開議 | 21 |
| ○緒方誠也君の質問 | 21 |
| 1 水俣市立総合医療センター医師不足問題について | 22 |
| 2 市民が自信を持ち、元気の出るまちづくりについて | 22 |
| 3 働く場の確保とリスクについて | 23 |

| | |
|-------------------------------------|------|
| 4 産業廃棄物最終処分場問題について…………… | 3～23 |
| 市長の答弁…………… | 24 |
| 総合医療センター院長の答弁…………… | 24 |
| ○緒方誠也君の再質問…………… | 25 |
| 総合医療センター院長の答弁…………… | 26 |
| ○緒方誠也君の再々質問…………… | 28 |
| 総合医療センター院長の答弁…………… | 29 |
| 市長の答弁…………… | 29 |
| ○緒方誠也君の再質問…………… | 32 |
| 市長の答弁…………… | 33 |
| ○緒方誠也君の発言…………… | 34 |
| 産業建設部長の答弁…………… | 34 |
| ○緒方誠也君の発言…………… | 35 |
| 市長の答弁…………… | 37 |
| ○緒方誠也君の再質問…………… | 38 |
| 市長の答弁…………… | 38 |
| ○緒方誠也君の再々質問…………… | 38 |
| 市長の答弁…………… | 38 |
| 休憩・開議…………… | 39 |
| ○川上紗智子君の質問…………… | 39 |
| 1 国民健康保険について…………… | 39 |
| (1) 国民健康保険制度そのものについて | |
| (2) 水俣市の国民健康保険の現状について | |
| (3) 国保税の負担軽減について | |
| 2 小・中学校の再編成について…………… | 39 |
| 3 水俣市における全国学力・学習状況調査の実施の仕方について…………… | 40 |
| 市長の答弁…………… | 40 |
| ○川上紗智子君の再質問…………… | 41 |
| 市長の答弁…………… | 41 |
| 福祉環境部長の答弁…………… | 41 |
| ○川上紗智子君の発言…………… | 41 |
| 教育長の答弁…………… | 42 |

| | |
|--------------|------|
| ○川上紗智子君の再質問 | 3～42 |
| 教育長の答弁 | 43 |
| ○川上紗智子君の発言 | 43 |
| 教育長の答弁 | 44 |
| ○川上紗智子君の再質問 | 45 |
| 教育長の答弁 | 46 |
| ○川上紗智子君の再々質問 | 46 |
| 教育長の答弁 | 47 |
| 散 会 | 47 |

平成19年6月14日（木）　　—— 4 日 目 ——

| | |
|-----------------------|-----|
| 出欠席議員 | 4～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 議事日程第4号 | 2 |
| 請願文書表 | 3 |
| 開 議 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1　一般質問 | 3 |
| ○牧下恭之君の質問 | 4 |
| 1 少子対策への地方交付税について | 4 |
| 2 学校の耐震化の推進について | 4 |
| 3 学校図書購入について | 5 |
| 4 特別支援教育について | 6 |
| 5 子どもへの暴力防止プログラムについて | 7 |
| 市長の答弁 | 7 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 9 |
| 市長の答弁 | 9 |
| 教育長の答弁 | 9 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 10 |
| 教育長の答弁 | 11 |

| | |
|------------------------------|------|
| 教育長の答弁 | 4～11 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 11 |
| 教育長の答弁 | 12 |
| ○牧下恭之君の再々質問 | 12 |
| 教育長の答弁 | 12 |
| 教育長の答弁 | 13 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 13 |
| 教育長の答弁 | 14 |
| ○牧下恭之君の再々質問 | 14 |
| 教育長の答弁 | 14 |
| 教育長の答弁 | 15 |
| ○牧下恭之君の再質問 | 16 |
| 教育長の答弁 | 16 |
| 休憩・開議 | 16 |
| ○大川末長君の質問 | 17 |
| 1 水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画について | 17 |
| 2 産業廃棄物最終処分場問題について | 17 |
| 3 ダイオキシン類の処理について | 18 |
| 4 総合医療センター問題について | 18 |
| 市長の答弁 | 18 |
| 総務企画部長の答弁 | 19 |
| ○大川末長君の再質問 | 20 |
| 市長の答弁 | 21 |
| 市長の答弁 | 21 |
| ○大川末長君の再質問 | 22 |
| 市長の答弁 | 22 |
| ○大川末長君の再々質問 | 23 |
| 市長の答弁 | 23 |
| 産業建設部長の答弁 | 23 |
| ○大川末長君の再質問 | 24 |
| 産業建設部長の答弁 | 24 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 25 |

| | |
|----------------------------|------|
| ○大川末長君の再質問 | 4～26 |
| 総合医療センター院長の答弁 | 27 |
| 休憩・開議 | 27 |
| ○西田弘志君の質問 | 27 |
| 1 産業廃棄物最終処分場問題について | 28 |
| 2 「みなまた環境マイスター養成プログラム」について | 28 |
| 3 恋路物語について | 28 |
| 4 みなまた未来コンサート海恋物語について | 29 |
| 5 エコパーク水俣について | 29 |
| 6 環境首都コンテストについて | 29 |
| 市長の答弁 | 29 |
| ○西田弘志君の再質問 | 30 |
| 市長の答弁 | 31 |
| ○西田弘志君の発言 | 32 |
| 副市長の答弁 | 32 |
| ○西田弘志君の再質問 | 33 |
| 副市長の答弁 | 33 |
| ○西田弘志君の再々質問 | 34 |
| 副市長の答弁 | 34 |
| 産業建設部長の答弁 | 35 |
| ○西田弘志君の再質問 | 36 |
| 産業建設部長の答弁 | 37 |
| ○西田弘志君の発言 | 38 |
| 産業建設部長の答弁 | 38 |
| ○西田弘志君の再質問 | 39 |
| 産業建設部長の答弁 | 40 |
| ○西田弘志君の発言 | 41 |
| 教育長の答弁 | 41 |
| ○西田弘志君の再質問 | 42 |
| 教育長の答弁 | 43 |
| ○西田弘志君の発言 | 43 |
| 市長の答弁 | 43 |

| | |
|---|------|
| ○西田弘志君の再質問 | 4～44 |
| 市長の答弁 | 45 |
| ○西田弘志君の再々質問 | 45 |
| 市長の答弁 | 45 |
| 休憩・開議 | 45 |
| 質 疑 | 45 |
| 日程第2 議第54号 専決処分の報告及び承認について | 45 |
| 専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号） | |
| 日程第3 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 の制定について | 46 |
| 日程第4 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号） | 46 |
| 日程第5 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） | 46 |
| 日程第6 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号） | 46 |
| 日程第7 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号） | 46 |
| 日程第8 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） | 47 |
| 日程第9 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） | 47 |
| 日程第10 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号） | 47 |
| 日程第11 議第63号 あらたに生じた土地の確認について | 47 |
| 日程第12 議第64号 字区域の変更について | 48 |
| 日程第13 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について | 48 |
| 議案上程 | 48 |
| 日程第14 議第66号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第2号） | 48 |
| 市長の提案理由説明 | 49 |
| 休憩・開議 | 49 |
| 質 疑 | 49 |
| 委員会付託 | 49 |
| 散 会 | 50 |

平成19年6月20日（水） — 5 日 目 —

| | |
|----------|-----|
| 出欠席議員 | 5～1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |

| | |
|--|-----|
| 説明のため出席した者 | 5～1 |
| 議事日程第5号 | 2 |
| 開 議 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 日程第1 議第54号 専決処分の報告及び承認についてから日程第14 請第1号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願についてまで14件に関する委員会の審査報告 | 3 |
| ○総務文教委員長の報告 | 4 |
| ○厚生委員長の報告 | 4 |
| ○産業建設委員長の報告 | 7 |
| 委員会審査報告書 | 8 |
| 委員長報告に対する質疑 | 9 |
| 討 論 | 9 |
| 採 決 | 9 |
| 日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について | 10 |
| 採 決 | 11 |
| 閉会中継続審査・調査申出書 | 11 |
| 議案上程 | 12 |
| 日程第16 議第67号 監査委員の選任について | 12 |
| 市長の提案理由説明 | 13 |
| 質 疑 | 13 |
| 討 論 | 13 |
| ○福田斉君の反対討論 | 13 |
| ○西田弘志君の賛成討論 | 14 |
| ○真野頼隆君の反対討論 | 14 |
| ○平松辰弘君の賛成討論 | 14 |
| 採 決 | 15 |
| 日程第17 意見第4号 医師・看護師等の増員を求める意見書について | 15 |
| ○厚生委員長の提案理由説明 | 16 |
| 質 疑 | 17 |
| 討 論 | 18 |
| 採 決 | 18 |

閉 会..... 5～18

平成19年6月1日

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成19年6月1日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成19年6月1日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成19年6月20日午後0時7分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成19年6月1日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時15分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 岩阪雅文君 | 平松辰弘君 |
| 田中功君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | | |
|-------|---------|---------|
| 事務局次長 | （牛迫秀基君） | （田畑純一君） |
| 主幹 | （崎田雄七君） | （栄永尚子君） |
| 書記 | （赤司和弘君） | |

（説明のため出席した者） 14人

| | | | |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 産業建設部長 | （吉海安丈君） |
| 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） | 総合医療センター事務部長 | （濱崎昭博君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （小林信也君） | 福祉環境部次長 | （桑畑達美君） |
| 水道局長 | （吉村明賢君） | 教育長 | （大淵洋君） |
| 教育次長 | （坂本彰君） | 総務企画部総務課長 | （田上和俊君） |
| 総務企画部企画課長 | （松本幹雄君） | 総務企画部財政課長 | （本山祐二君） |

○議事日程 第1号

平成19年6月1日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

第4 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

第6 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第7 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

第8 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第9 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第10 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

第11 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第12 議第63号 あらたに生じた土地の確認について

第13 議第64号 字区域の変更について

第14 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について

平成19年6月第3回水俣市議会定例会陳情文書表

| 受理番号 | 件名 | 代表者の住所及び氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|------|---|-------------------------|------|-------|
| 陳第1号 | 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める陳情について | 熊本市大江 3-1-53 山田浩志 | | 総務文教 |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成19年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、市長から、繰越明許費の報告3件、水俣市土地開発公社及び財団法人水俣市振興公社の経営状況報告各1件、以上5件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、吉海産業建設部長、吉本福祉環境部長、濱崎総合医療センター事務部長、小林産業建設部産業づくり総室長、桑畑福祉環境部次長、吉村水道局長、田上総務課長、松本企画課長、本山財政課長、大淵教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、緒方誠也議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成19年6月第3回定例会（6月1日招集）会期日程表

（会期 6月1日から20日まで20日間）

| 日次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 会 議 | 議 事 内 容 |
|----|------|---|-------|-----|------------------------------------|
| 1 | 6月1日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 |
| 2 | 2日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 3 | 3日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 4 | 4日 | 月 | | | 議案調査 |
| 5 | 5日 | 火 | | | 議案調査（一般質問通告正午まで） |
| 6 | 6日 | 水 | | | 議案調査 |
| 7 | 7日 | 木 | | | 議案調査 |

| | | | | | |
|----|-----|---|---------|-----|-------------------------------|
| 8 | 8日 | 金 | | | 議案調査 |
| 9 | 9日 | 土 | | | 市の休日（土曜日） |
| 10 | 10日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 11 | 11日 | 月 | | | 議案調査 |
| 12 | 12日 | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（質疑通告正午まで） |
| 13 | 13日 | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 |
| 14 | 14日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問 議案質疑 委員会付託 |
| 15 | 15日 | 金 | —— | 委員会 | 委員会 |
| 16 | 16日 | 土 | | 休 会 | 市の休日（土曜日） |
| 17 | 17日 | 日 | | | 市の休日（日曜日） |
| 18 | 18日 | 月 | —— | 委員会 | 委員会 |
| 19 | 19日 | 火 | | 休 会 | 議事整理日 |
| 20 | 20日 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会 |

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第5 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第6 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 議第63号 あらたに生じた土地の確認について

日程第13 議第64号 字区域の変更について

日程第14 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第54号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、議第65号和解及び損害賠償の額の決定についてまで、12件を一括して議題とします。

議第54号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
専第10号

専決処分書

平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成19年5月21日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

平成18年度における国庫負担金等の交付遅延により歳入欠かんが生じたため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,363,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-------|-----------|--------|-----------|
| 6. 諸収入 | | 4 | 49,188 | 49,192 |
| | 2. 雑入 | 3 | 49,188 | 49,191 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 4,314,216 | | 4,314,216 |
| 歳入合計 | | 4,314,220 | 49,188 | 4,363,408 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既 定 額 | 補 正 額 | 計 |
|---------------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 5. 前年度繰上充用金 | | 0 | 49,188 | 49,188 |
| | 1. 前年度繰上充用金 | 0 | 49,188 | 49,188 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 4,314,220 | | 4,314,220 |
| 歳 出 合 計 | | 4,314,220 | 49,188 | 4,363,408 |

議第55号

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。
第2条の表一部負担金の項を次のように改める。

| | |
|-------|--|
| 一部負担金 | <p>医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額及び老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定により、医療の給付を受ける者が負担すべき額 ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。</p> <p>(1) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第70条の規定による療養介護医療 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20の規定による障害児施設医療</p> |
|-------|--|

第5条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 水俣市内に住所を有するもの（障害者自立支援法第19条第3項並びに同法附則第4条及び第18条の規定により水俣市以外の市町村が支給決定を行うべきものを除く。）又は、水俣市外に住所を有するものであって、障害者自立支援法第19条第3項並びに同法附則第4条及び第18条の規定により水俣市が支給決定を行うべきもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(提案理由)

障害者自立支援法の施行に伴い、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領が一部改正されたため、本案のように制定しようとするものである。

議第56号

平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度水俣市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,425,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第1号)

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|------------|---------|------------|
| 12. 分担金及び負担金 | | 186,440 | 95 | 186,535 |
| | 1. 分担金 | 7,534 | 95 | 7,629 |
| 14. 国庫支出金 | | 1,360,133 | 87,400 | 1,447,533 |
| | 1. 国庫負担金 | 1,103,658 | 70,530 | 1,174,188 |
| | 2. 国庫補助金 | 249,290 | 16,870 | 266,160 |
| 15. 県支出金 | | 885,399 | △37,119 | 848,280 |
| | 1. 県負担金 | 439,677 | △36,505 | 403,172 |
| | 2. 県補助金 | 347,805 | △1,572 | 346,233 |
| | 3. 委託金 | 97,917 | 958 | 98,875 |
| 16. 財産収入 | | 26,985 | 65 | 27,050 |
| | 1. 財産運用収入 | 14,550 | 65 | 14,615 |
| 19. 繰越金 | | 1 | 6,404 | 6,405 |
| | 1. 繰越金 | 1 | 6,404 | 6,405 |
| 20. 諸収入 | | 373,477 | 300 | 373,777 |
| | 4. 雑収入 | 210,766 | 300 | 211,066 |
| 21. 市債 | | 805,300 | 18,800 | 824,100 |
| | 1. 市債 | 805,300 | 18,800 | 824,100 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 8,711,965 | | 8,711,965 |
| 歳入合計 | | 12,349,700 | 75,945 | 12,425,645 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 議会費 | | 161,909 | 3,039 | 164,948 |
| | 1. 議会費 | 161,909 | 3,039 | 164,948 |
| 2. 総務費 | | 1,635,850 | 77,179 | 1,713,029 |
| | 1. 総務管理費 | 1,100,443 | 73,174 | 1,173,617 |
| | 2. 徴税費 | 162,345 | 328 | 162,673 |
| | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 71,042 | △523 | 70,519 |
| | 4. 選挙費 | 70,184 | 1,028 | 71,212 |
| | 5. 統計調査費 | 196,399 | 3,110 | 199,509 |
| | 6. 監査委員費 | 35,437 | 62 | 35,499 |
| 3. 民生費 | | 3,514,605 | △12,763 | 3,501,842 |
| | 1. 社会福祉費 | 1,498,821 | △12,270 | 1,486,551 |
| | 2. 児童福祉費 | 1,278,881 | △2,082 | 1,276,799 |
| | 3. 生活保護費 | 736,903 | 1,589 | 738,492 |
| 4. 衛生費 | | 1,989,712 | 9,992 | 1,999,704 |
| | 1. 保健衛生費 | 684,311 | 18,859 | 703,170 |

| | | | | |
|---------------|----------------|------------|---------|------------|
| | 2. 清掃費 | 791,263 | 731 | 791,994 |
| | 3. 簡易水道設置費 | 6,234 | 1,988 | 8,222 |
| | 4. 環境対策費 | 207,904 | △11,586 | 196,318 |
| 5. 農林水産業費 | | 371,467 | △16,712 | 354,755 |
| | 1. 農業費 | 266,527 | △16,712 | 249,815 |
| 6. 商工費 | | 225,221 | △14,433 | 210,788 |
| | 1. 商工費 | 225,221 | △14,433 | 210,788 |
| 7. 土木費 | | 1,494,177 | △17,479 | 1,476,698 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 356,040 | △8,048 | 347,992 |
| | 3. 河川費 | 21,171 | 2,200 | 23,371 |
| | 5. 都市計画費 | 928,345 | △11,968 | 916,377 |
| | 6. 住宅費 | 140,840 | 337 | 141,177 |
| 9. 教育費 | | 1,079,095 | △431 | 1,078,664 |
| | 1. 教育総務費 | 124,485 | 1,054 | 125,539 |
| | 2. 小学校費 | 147,935 | △9,533 | 138,402 |
| | 3. 中学校費 | 139,779 | △6,885 | 132,894 |
| | 4. 社会教育費 | 190,985 | 4,151 | 195,136 |
| | 5. 保健体育費 | 475,911 | 10,782 | 486,693 |
| 10. 災害復旧費 | | 12 | 47,553 | 47,565 |
| | 2. 公共土木施設災害復旧費 | 9 | 47,553 | 47,562 |
| 11. 公債費 | | 1,503,198 | 0 | 1,503,198 |
| | 1. 公債費 | 1,503,198 | 0 | 1,503,198 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 374,454 | | 374,454 |
| 歳出合計 | | 12,349,700 | 75,945 | 12,425,645 |

第2表 債務負担行為補正

追加

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|----------------|--------------------|-----------|
| 民刑事務管理システムリース料 | 自平成20年度 至平成24年度 | 千円 919 |

第3表 地方債補正

1. 追加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|--------------|------------|--|--|
| 災害復旧事業 | 千円 14,200 | 証書借入又は証券発行 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 計 | 14,200 | | | |

2. 変更

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|-------|-----|-------|----|-------|-----|-------|----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |

| | | | | | | | | |
|----------------|--------------|--|--|--|--------------|--|--|--|
| 一般単独事業 | 千円 73,100 | | | | 千円 73,400 | | | |
| 過疎対策事業 | 99,400 | | | | 101,500 | | | |
| 自然災害防止事業 | 2,000 | | | | 4,200 | | | |
| 補正されなかった事業に係る額 | 630,800 | | | | 630,800 | | | |
| 計 | 805,300 | | | | 809,900 | | | |

議第57号

平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106,213千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,071,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 3. 国庫支出金 | | 1,294,874 | △36,886 | 1,257,988 |
| | 1. 国庫負担金 | 784,421 | △36,886 | 747,535 |
| 8. 繰入金 | | 467,984 | △69,327 | 398,657 |
| | 1. 他会計繰入金 | 271,502 | 2,671 | 274,173 |
| | 2. 基金繰入金 | 196,482 | △71,998 | 124,484 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 2,414,992 | | 2,414,992 |
| 歳入合計 | | 4,177,850 | △106,213 | 4,071,637 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|------------|-----------|----------|-----------|
| 1. 総務費 | | 63,203 | 2,671 | 65,874 |
| | 1. 総務管理費 | 31,345 | 2,629 | 33,974 |
| | 2. 徴税費 | 26,490 | 42 | 26,532 |
| 3. 老人保健拠出金 | | 670,167 | △108,526 | 561,641 |
| | 1. 老人保健拠出金 | 670,167 | △108,526 | 561,641 |
| 4. 介護納付金 | | 151,884 | △358 | 151,526 |
| | 1. 介護納付金 | 151,884 | △358 | 151,526 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 3,292,596 | | 3,292,596 |
| 歳出合計 | | 4,177,850 | △106,213 | 4,071,637 |

議第58号

平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,364,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|------------|-----------|--------|-----------|
| 4. 繰入金 | | 381,983 | △3,210 | 378,773 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 381,983 | △3,210 | 378,773 |
| 6. 諸収入 | | 49,192 | 4,389 | 53,581 |
| | 2. 雑収入 | 49,191 | 4,389 | 53,580 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 3,932,233 | | 3,932,233 |
| 歳入合計 | | 4,363,408 | 1,179 | 4,364,587 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|----------|-----------|--------|-----------|
| 1. 総務費 | | 25,194 | △3,210 | 21,984 |
| | 1. 総務管理費 | 25,194 | △3,210 | 21,984 |
| 3. 諸支出金 | | 1 | 4,389 | 4,390 |
| | 1. 諸支出金 | 1 | 4,389 | 4,390 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 4,338,213 | | 4,338,213 |
| 歳出合計 | | 4,363,408 | 1,179 | 4,364,587 |

議第59号

平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成19年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,588千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,215,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|---------|-------|---------|
| 1. 保険料 | | 342,603 | 815 | 343,418 |
| | 1. 介護保険料 | 342,603 | 815 | 343,418 |
| 4. 国庫支出金 | | 542,569 | 1,735 | 544,304 |

| | | | | |
|---------------|------------|-----------|-------|-----------|
| | 2. 国庫補助金 | 184,384 | 1,735 | 186,119 |
| 6. 県支出金 | | 323,980 | 867 | 324,847 |
| | 2. 県補助金 | 9,153 | 867 | 10,020 |
| 7. 繰入金 | | 349,257 | 171 | 349,428 |
| | 1. 一般会計繰入金 | 349,257 | 171 | 349,428 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 653,970 | | 653,970 |
| 歳入合計 | | 2,212,379 | 3,588 | 2,215,967 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 総務費 | | 79,256 | △4,338 | 74,918 |
| | 1. 総務管理費 | 35,501 | △4,353 | 31,148 |
| | 2. 徴収費 | 9,390 | 15 | 9,405 |
| 4. 地域支援事業 | | 52,433 | 7,926 | 60,359 |
| | 2. 包括的支援事業・任意事業 | 33,524 | 7,926 | 41,450 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 2,080,690 | | 2,080,690 |
| 歳出合計 | | 2,212,379 | 3,588 | 2,215,967 |

議第60号

平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,383千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,477,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|--------|-----------|---------|-----------|
| 4. 繰入金 | | 725,447 | △16,083 | 709,364 |
| | 1. 繰入金 | 725,447 | △16,083 | 709,364 |
| 7. 市債 | | 363,800 | 1,700 | 365,500 |
| | 1. 市債 | 363,800 | 1,700 | 365,500 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 403,021 | | 403,021 |
| 歳入合計 | | 1,492,268 | △14,383 | 1,477,885 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|
| 1. 公共下水道事業費 | | 434,332 | △14,383 | 419,949 |
| | 1. 公共下水道事業費 | 434,332 | △14,383 | 419,949 |

| | | | |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| 補正されなかった款に係る額 | 1,057,936 | | 1,057,936 |
| 歳 出 合 計 | 1,492,268 | △14,383 | 1,477,885 |

第2表 地方債補正

変 更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|----------------|---------------|-------|----|-------|---------------|-------|----|-------|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 公共下水道事業債 | 千円 216,700 | | | | 千円 218,400 | | | |
| 補正されなかった事業に係る額 | 147,100 | | | | 147,100 | | | |
| 計 | 363,800 | | | | 365,500 | | | |

議第61号

平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成19年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度水俣市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|------------------|-------------|---------|-------------|
| | | | |
| 第1款 総合医療センター事業収益 | 6,167,048千円 | 2,853千円 | 6,169,901千円 |
| 第2項 医 業 外 収 益 | 228,172千円 | 2,853千円 | 231,025千円 |
| 収益的収入合計 | 6,193,085千円 | 2,853千円 | 6,195,938千円 |
| 第1款 総合医療センター事業費 | 6,182,518千円 | 3,223千円 | 6,185,741千円 |
| 第2項 医 業 外 費 用 | 182,022千円 | 3,223千円 | 185,245千円 |
| 収益的支出合計 | 6,218,657千円 | 3,223千円 | 6,221,880千円 |

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第62号

平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成19年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| | | | |
| 第1款 水 道 事 業 費 | 406,899千円 | 343千円 | 407,242千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | 334,020千円 | 343千円 | 334,363千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 71,778千円 | 0千円 | 71,778千円 |
| 第3項 特 別 損 失 | 101千円 | 0千円 | 101千円 |
| 第4項 予 備 費 | 1,000千円 | 0千円 | 1,000千円 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条第1号中「126,597千円」を「126,894千円」に改める。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第63号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内に、公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市大字月の浦字前田54の56、54の41、54の40及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地

1,889.84平方メートル

水俣市大字月の浦字前田54の40、54の148、54の147地先公有水面埋立地

532.09平方メートル

水俣市大字月の浦字前田54の149、54の141地先公有水面埋立地

223.99平方メートル

(提案理由)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するためには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第64号

字区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字区域を次のとおり変更するものとする。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

| あらたに生じた土地 | 編入する字 |
|--|-------------|
| 水俣市大字月の浦字前田54の56、54の41、54の40及びこれらの区域に介在する道路地先公有水面埋立地 1,889.84平方メートル | 水俣市大字月の浦字前田 |
| 水俣市大字月の浦字前田54の40、54の148、54の147地先公有水面埋立地 532.09平方メートル | 水俣市大字月の浦字前田 |
| 水俣市大字月の浦字前田54の149、54の141地先公有水面埋立地 223.99平方メートル | 水俣市大字月の浦字前田 |

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第65号

和解及び損害賠償の額の決定について

平成17年9月2日に国保水俣市立総合医療センターで発生した医療事故に関し、次の者と水俣市との間に次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することとする。

平成19年6月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

| 和解の相手方 | 損害賠償の額 | 和解事項 |
|------------------------|------------|---|
| 横山 けい子 水俣市深川865番地12 | 3,223,780円 | (1) 水俣市は、平成17年9月2日に発生した医療事故により相手方が診療及び手術のため要した費用及び本件事故の損害賠償金を支払うこと。 (2) 水俣市及び相手方は、和解成立後は、本件事故に関し、裁判又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。 (3) 相手方は、本件事故における医療行為に関与した医師、看護師等に対し、なんらの請求をしないこと。 (4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、水俣市の負担とすること。 |

(提案理由)

水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案しました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第54号専決処分の報告及び承認について、専第10号平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成18年度末における国庫負担金、県負担金の交付遅延により歳入欠陥が生じたため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,918万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億6,340万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出において前年度繰上充用金を追加し、歳入において諸収入を増額しております。

次に、議第55号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領が一部改正されたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第56号平成19年度水俣市一般会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,594万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ124億2,564万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、職員福利厚生事業、第3款民生費に、障害者自立支援特別対策事業、第4款衛生費に、簡易水道事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンター管理運営事業、第7款土木費に、県急傾斜地崩壊対策事業負担金、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業、第10款災害復旧費に、過年発生補助災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、財源としましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正として、民刑事務管理システムリース料の追加を計上いたしております。

地方債の補正としましては、災害復旧事業を追加、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第57号平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億621万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ40億7,163万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、老人保健拠出金、介護納付金を減額するものです。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を減額いたしております。

次に、議第58号平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ117万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ43億6,458万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費で人事異動等に伴い人件費を調整し、第3款諸支出金で支払基金交付金の返還金を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款繰入金、第6款諸収入で調整をいたしております。

次に、議第59号平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ358万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ22億1,596万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の調整及び地域支援事業費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、保険料、国庫支出金、県支出金及び繰入金で調整いたしてお

ります。

次に、議第60号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,438万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億7,788万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の異動に伴う人件費の減額等であります。

この財源として、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、公共下水道事業債の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第61号平成19年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に285万3,000円、収益的支出に322万3,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入を61億9,593万8,000円、収益的支出を62億2,188万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入につきまして、本市医療センターが加入している医療事故保険から、議第65号で提出いたしております和解に係る保険金が支払われるため、医業外収益として保険金を計上いたしております。

また、収益的支出につきましては、当該和解に伴う賠償金の支払いのため、医業外費用として賠償金を計上いたしております。

次に、議第62号平成19年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成19年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を34万3,000円増額し、補正後の収益的支出の額を4億724万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、水道局の機構改革及び人事異動に伴い人件費等の額を増額いたしております。

次に、議第63号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、熊本県が実施している水俣港地方港湾改修事業の公有水面埋め立てにより生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、市議会の議決を必要といたしますので、本案のように提案するものであります。

当該埋め立ては、月の浦海岸の一部の公有水面で、面積2,645.92平方メートルであり、臨港道路施設用地として道路用地に利用するものであります。本道路が整備されますと、本港及び水俣市が抱えます物流、人流に係る陸上経路が改善されと考えられます。

次に、議第64号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第63号で提案いたしました水俣市月の浦海岸の一部の公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市大字月の浦字前田に編入しようとするものであります。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要といたしますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第65号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

平成17年9月2日に国保水俣市立総合医療センターで発生した医療事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額の決定をするために、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第54号から議第65号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は5日正午まで、議案質疑の通告は12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時15分 散会

平成19年6月12日

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成19年6月12日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時41分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 岩阪雅文君 | 平松辰弘君 |
| 田中功君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局次長 | （牛迫秀基君） | （田畑純一君） | |
| 主幹 | （崎田雄七君） | 議事係長 | （栄永尚子君） |
| 書記 | （赤司和弘君） | | |

（説明のため出席した者） 15人

| | | | |
|--------------|---------|---------------|----------|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 産業建設部長 | （吉海安丈君） |
| 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） | 総合医療センター院長 | （坂本不出夫君） |
| 総合医療センター事務部長 | （濱崎昭博君） | 産業建設部産業づくり総室長 | （小林信也君） |
| 福祉環境部次長 | （桑畑達美君） | 水道局長 | （吉村明賢君） |
| 教育長 | （大淵洋君） | 教育次長 | （坂本彰君） |
| 総務企画部総務課長 | （田上和俊君） | 総務企画部企画課長 | （松本幹雄君） |
| 総務企画部財政課長 | （本山祐二君） | | |

○議事日程 第2号

平成19年6月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 真野 頼 隆 君
 - 1 人事異動について
 - 2 防災消防行政について
 - 3 総合医療センター問題について
 - 4 入札制度改革について
 - 5 企業誘致について

- 2 福 田 齊 君
 - 1 産業廃棄物最終処分場問題について
 - 2 学校統廃合について
 - 3 企業支援について
 - 4 まちおこしへの取り組みについて
 - 5 水俣市の名称変更について

- 3 中 村 幸 治 君
 - 1 産業廃棄物最終処分場建設問題について
 - (1) 環境アセスについて
 - (2) 県主催の公聴会について
 - (3) 今後の熊本県への行動について
 - (4) 庁内対策委員会について
 - (5) 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について
 - 2 環境問題について
 - (1) 水俣市地域省エネルギービジョンについて
 - 3 水俣市バス運行について
 - (1) 平成18年度のバス会社への補助金について
 - (2) 茂道・湯の鶴線の今後について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成19年度前期の定期監査及び平成19年3月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、坂本総合医療センター院長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

自由民主党議員団の真野頼隆でございます。

ことし4月の統一地方選におきまして、4期目の当選をさせていただきました。水俣市議会においては古い方から数えて4番目でございます。ですから、いかに市議会が若返ったかがわかると思います。

さて、水俣の人口も5月末現在で2万9,074人で、減る一方であります。何とか人口減に歯どめをかけるべく、雇用の場の確保、それと市民が元気になるような地域活性化を図らねばなりません。現在、水俣市も産業廃棄物最終処分場問題、水俣病の第2の政治決着問題、総合医療センター問題など、多くの課題を抱えています。

これまで私も野党、与党、そしてまた野党と、どちらも経験してきました。

また、その時々において、議論を闘わせてきたつもりです。単に批判することなく、水俣が間違った方向に進まないよう厳しくチェックし、市民の安心安全な暮らしを願って、市議会のリードオフマンとして頑張っています。

それでは、さきの通告に従い、私見を交えながら順次質問をしてまいりますので、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、人事異動についてであります。

会社の人事もそうですが、市職員の人事も、適材適所の配置が組織を正常に機能させる上で大事だろうと思います。間違った人事を行うと行政サービスの低下にもなりかねません。

そこで、以下、2点についてお尋ねします。

①、最近の人事異動を見ていると、技術職の職員が事務職につく、いわゆる畑違いやら、課長同士がそれぞれ入れかわったり、短い周期で次から次へと異動する人等が目立つが、何を基本に人事異動がなされているのかお尋ねします。

②、人事異動に絡む事務引き継ぎはどれくらいの期間で、また、どのように行われているのかお尋ねします。

次に、防災消防行政についてであります。

もうすぐ梅雨のシーズンを迎え、来月20日には土石流災害から4年になります。防災消防行政は、災害を未然に防止することにあると思います。自然の力には勝てないにしても、人事を尽くして天命を待つぐらいの最低限の防災準備は必要ではなかろうかと思います。

そこで、以下、2点についてお尋ねします。

①、水俣市単独の防災消防行政のあり方と、広域行政における防災消防行政のあり方をどのように考え、位置づけられているのかお尋ねします。

②、本年2月末の水俣市北広域行政事務組合理事会において、救助工作車の購入問題が上がったが、水俣市の同意が得られず、実現に至らなかったと聞いています。

その際、幹事会において、水俣市は、財政的に厳しく、来年以降に延ばしてほしい、また、時速40キロメートルで走行できればよいのではないか等の発言がされています。

そこで、市執行部において、本当に救助工作車購入の検討がされたのか。また、されたのであれば、その検討内容についてお尋ねします。

次に、総合医療センター問題についてであります。

現在、自治体病院は全国に1,042あるそうですが、2004年度の統計によると、その中で黒字経営はわずか7%だそうであります。というのも、どうしても公的医療機関でなければ対応できない高度で特殊な医療や救急医療、僻地医療など、不採算部門を抱える自治体病院の宿命なのかもしれない。

現在、総合医療センターも、医師・看護師不足により、今後の経営のあり方が問われているところあります。

そこで、以下、3点についてお尋ねします。

①、以前、麻酔科、神経内科、リハビリ科の医師がいないということで、市民は不安を抱いてますが、現在どうなっているのかお尋ねします。

②、総合医療センターと湯之見病院との統合前が、医療センター357床、湯之見病院180床で、計537床、統合後が418床、それに今回の西5病棟の一時休床により、さらに53床減の365床となるわけですが、この病床減は、人口動態、医師、看護師数を考慮してのものなのか、そして、今後どうなるのか、その見通しについてお尋ねします。

③、政府は公立病院の民営化を推進しているようではありますが、総合医療センターとしてはあくまでも全適で進まれるのかお尋ねします。

次に、入札制度改革についてであります。

公共工事も減り、市内の建設業者はもちろん、学校給食センター、総合医療センターへの納入業者も人口減による購買力の低下、スーパーの台頭などにより厳しい状況にあります。こんなときこそ水俣独自の入札制度を模索すべきではないでしょうか。

そこで、以下、2点についてお尋ねします。

①、民間業者も経営が厳しい折、学校給食センター、総合医療センターも含めた市発注の入札は、できるだけ市内の業者だけで行うべきと考えるが、いかがかお尋ねします。

②、水俣に納税をしない市外の業者が安い価格で落札した場合と、水俣に納税をする市内の業者が少々高い価格で落札できなかった場合の水俣に及ぼす影響をどのように考えておられるのかお尋ねします。

最後に、企業誘致についてであります。

4月の完全失業率が日本全体で3.8%、有効求人倍率がハローワーク水俣管内で0.3倍、ちなみに熊本が1.17倍、菊池が0.88倍だそうです。ハローワーク水俣で本年4月の職を求めている人の数は1,175人ですが、その6割が40歳までの若い人です。裏を返せば、いかに若者の雇用の場の確保が求められているかということです。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、今年3月末、日本ポリ・プロダクツ株式会社農業用ビニールシート製造部門が閉鎖、新たな企業が来るどころか、減る傾向にあります。そんな中、進出してくる企業があるのか、現状並びに見通しについてお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、人事異動、防災消防行政及び入札制度改革については総務企画部長から、総合医療センター問題については総合医療センター院長から、企業誘致につきましては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 人事異動について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 最近の人事異動を見ていると、畑違いやら、相互入れかえ、短い周期での異動が目立つが、何を基本に人事異動をなされているかとの御質問にお答えいたします。

人事異動につきましては、職員の能力の開発、労働意欲の向上、人心の刷新、後継者の育成等のために行うものと理解しております。

これらの考えに基づき、従来から所属の各部課長等からの意見及び職員の希望等を参考とし、あくまでも適材適所を基本として実施しております。

畑違い、相互入れかえ、短い周期での異動等が目立つとの御指摘でございますが、現在、第2次水俣市定員適正化計画期間中であり、職員の削減に取り組む必要がございます。

限られた職員で全体としての行政サービスの停滞を来さないためには、職員の分野にとらわれない業務習得や、部署によっては短期間での異動も必要であると考えております。

相互入れかえにつきましては、特に管理職や役職者につきましては、各自の能力、過去培った部署での経験等の蓄積の上に、組織の運営、管理を行うことが重要ですので、人事上避けられない場合があることを御理解いただきたいと思います。

次に、人事異動に伴う事務引き継ぎはどれくらいの期間で、また、どのように行われているかとの御質問にお答えいたします。

人事異動発令時に係長級以上の職員は、文書による引き継ぎを行うことと、事務の停滞を避けるような短期間で引き継ぎを行うよう定めております。

なお、今回から事務引き継ぎの停滞を解消するため、昨年度より早く3月23日に異動内示を行いました。特別の場合を除き、発令日までには引き継ぎを済ませるよう指示したところでございます。

今後とも、早目の異動内示を行うことで、少しでも事務の停滞を解消してまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

職員の間から、宮本市長にかわってから、人事に物すごく不満を感じているんだという声があっちこっちで聞く、我々にも聞こえてくるんですよ。というのが、例えば自分が若いときにそういう全然経験もしたことがないところに、ある程度年がたってから回されて、全然経験がないものだから、ある程度の年にとって、まあ50、60ぐらいになってから、そういう新しい分野を経験しろとか、なかなか言われても非常に、その何というか、畑違いとかなると、非常に、また最初からというような、その部分が多分にあるんじゃないかなと、そういうことで、何か悩み苦しんでいる職員というのかな、そういう声が非常に聞こえてくるわけなんです。本当に例えばその技術職の人も事務職を勉強してほしいということもわかるんですけども、本当にその人がその能力を

そういうときに発揮できるのかなということを考えますと、我々もちょっと疑問に思うところがあります。

先ほども言われましたように、適材適所ということで人事異動は考えているんだと、それは私もそのことは基本だとは思いますが、果たして若いときに経験をした中でのそういう適材適所であれば、何ら問題はないと思うんですけども、やはり年をとってからの異動という、新しい分野での勉強をなささいという異動はちょっと酷じゃないかなという部分も感じているところがございます。

ですから、果たしてこのような人事を続けていて、市民のためになるのか、行政サービスの低下に逆になってしまうんじゃないかなということを思っているものですから、やはり市職員が働く意欲をなくすような、そういう人事異動は私はすべきではないと思いますが、今後も今申されたような考え方で人事異動をされるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

それと、事務引き継ぎの件なんですけれども、よく市民の方からの声をよく耳にするのが、担当課に行くと、例えばそのことは聞いていませんと、以前の担当の人には言っていたんだけども、事務引き継ぎがなされていないから、そういうふうに担当がかわって、いやそのことはまだ伺っておりませんか、そういうふうに言われたり、それでまた、職員が新しく入れかわったばかりで、要するに的確にその市民の人に対して応対ができずに、市役所の事務引き継ぎはどげんなつとつかいと、そういうふうな声をよく聞くんですよ。ですから、私は、課長あるいは課長補佐級の人がその課のことはもう何にでも対応できるような、そういう能力が逆に問われてくるのではないかと、そういうふうに思っております。

ですから、その課においては、課長とか課長補佐を選任するときに、そういうときにはその道に精通している人をやはり当てるべきではないかと思いますが、いかがかお尋ねします。

2次質問は以上であります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの今後の異動について、どのような考えを持っているかという御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、異動というのはやっぱり職員のやる気でありますとか、あるいは元気でありますとか、そういった部分を十分重要視しながら異動していかなければならないということとは十分理解しております。

私も教職員の異動もさせていただいた経験がございますけれど、その経験の中から、少し私がどのように異動に対して考えを持っているかということ、若干説明させていただきたいと思いますが、教職員の異動を行っていながら、だれもが自分の思いに沿いたいというのはだれも同じでございます。しかし、この異動というのは100%完全に満足いく異動は私はできなかったと思っ

ております。それがまず第1点でございます。

それから、適材適所というのも、例えば学校で生徒指導が非常に素晴らしい先生がいる。その先生をそこに置いておけば、生徒指導については非常に楽になるわけです。しかし、その先生がずっとその生徒指導1本でずっと生きていきますと、よその学校に移ったときに、全く戸惑いがある。使えないといいますか、そういう言い方をすると失礼ですけども、そういう状況も出てまいります。したがって、できるだけ若い時期に多くの機会をとらえて与えるということも一つの異動の重点だろうと思っております。

また、異動というのは、私はその職員にとっては非常に大きな研修の機会であるにとらえています。場所が変わることによって、新たなところを学習したり、新たなものを勉強していく。やっぱり自分自身で変わらなければ、変わるということは非常に難しい問題ですので、異動というのは一つの大きな研修の機会であると、まあそういうぐあいにとらえているところでございます。

そして、もう一つは、異動は点でなくて線でとらえていかなければならないということです。その都度その都度でどうだこうだというのではなくて、その人にとって将来にはどうなのかと、その部分の中の一部の中で異動を考えていく必要があるのではないかなと、そんなふうなことを今考えたところでございます。

私どもはやはり与えられた部署の中で、そして行政事務に携わる者としては、特にやっぱり与えられた場所で、行政の事務を果たしていくというのは、我々の責任ではないかなと、そのように思っているところでございます。

例えばそうやって、今おっしゃるように、全然経験のないところに行ってしまったら事務は停滞するのではないかというような御心配ももっとものことでございますけれども、そこは私たち、例えば事務の停滞を予想されるときには、かなり内部でも職員の流動体制とか、そういうものを用いながら、今取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、職員の、今おっしゃるように、やる気につながるような異動は今後も考えていきたいと思っておりますし、当然これからの異動につきましては、職員の日ごろの状況とか、職員のそういった要素を私として十分くみ上げながら、そして吟味しながら、今後、異動に留意していきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、事務引き継ぎについては、精通した課長なり、課長補佐なりを置くべきだということだと思っておりますけれども、全くそのとおりだと思います。ただ、課長になられた方というのは、あるいは役職なられた方というのは、これまで多分専門的な知識の積み重ね、若いときから積み重ねをしてきた、キャリアを積んできたという経過がございます。それと、今の行政というのは、特に総合行政というのはマネジメント力が問われるという意味でい

けば、非常にキャリアを積んだということで、能力がある人が管理職になっているという傾向がございます。それと管理職は行く場所がある程度限られてまいります。そこで、どうしてもそごみみたいなやつが生じてまいりますけれども、おっしゃるように、市民の要望、あるいはニーズというのをやっぱり的確に聞いて、それを実行に移していくことが必要だというふうに思いますので、その辺の事務の停滞がないように、ハウレンソウという言葉がございますけれども、報告・連絡・相談、知らない人が受けても、それを確実に上司に伝えて指示を受けて市民に伝えるということ徹底してやっていきたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目の質問をしますけれども、これまでの人事異動は人事評価、つまり勤務評定制度をもとにやられてきたと思いますが、この勤務評定制度には評価される側に、その勤務評定の様式や評価項目、評価着眼点などの具体的項目が示されていないこと。また、評価では所属長が行う面接を除いては被評価者が介在しないまま行われてきたことから、職員の能力開発や人材育成に余り活用されてこなかったのではないかと、そういうふうに思われます。

そこで、質問ですが、市長部局においても本来、平成18年3月の給与条例等の改正にあわせて、人事考課制度の導入に取り組むべきであったのに、いまだまだ取り組まれていないと。水道局の方はいち早くそういったことに取り組みをされて、今、移行期間としてやられているということでございます。

ですから、この際、従前の勤務評定制度にかえ、人事考課制度を導入することによって適材適所な人事異動ができると思いますが、この人事考課制度の一日も早い導入に取り組むつもりはないかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今出ました人事考課制度につきましては、職員の身分、あるいは昇級に関することでございますので、現在、所管の課で検討をしております。その素案等ができましたら、ぜひ皆様にお知らせをしたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、防災消防行政について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 防災消防行政についての市単独の防災消防行政のあり方と広域行政における防災消防行政のあり方をどのように考え、位置づけられているかについてお答えいたします。

本市が実施いたします防災消防行政につきましては、水俣市消防団の非常備消防と、水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町の広域で組織する水俣芦北消防本部の常備消防の2つの組織がござ

います。

水俣市消防団につきましては、水俣市内での活動を原則としておりますが、常備消防の消防本部につきましては、昭和52年に消火活動や救助、救命等の専門性や資機材の充実など、住民サービスの向上を目的として、水俣芦北消防組合を組織しております。

さらに、平成7年には他の事業をあわせて、水俣芦北広域行政事務組合が組織され、その中の消防本部として現在に至っております。

市単独の防災消防行政と広域での防災消防行政では、それぞれ守備範囲、権限において違いがございますが、相互に協力・連携し合い、防災消防活動を推進していく必要があると考えています。

市では、単独で行う事業と広域共同で行う防災消防行政を担っておりますが、常備消防・非常備消防のいずれも人命救助や地域住民の安心安全、また、災害から生命・財産を守るという観点から、行政の重要な組織と位置づけています。

次に、救助工作車購入の検討がされたのか、されたのであればその検討内容はどの御質問にお答えします。

救助工作車購入の予算については、水俣芦北広域行政事務組合の平成19年度当初予算において、消防費の中の消防施設費として要求がなされております。

予算編成の流れとしては、理事会に先立ち、幹事会が昨年12月25日に開催され、この経費を含む広域組合全体の予算要求項目について説明を受け、質問や検討を行い、理事会に提出する予算案の協議を行っております。

この協議で、救助工作車購入費以外の経費については意見がまとまりましたが、救助工作車については、更新の必要性等について説明を受けたものの、さまざまな意見が出たため、幹事会としての結論が出せず、再度審議することとなりました。

このため、各市町で検討するため一たん持ち帰り、幹事会で出た意見の報告を受け、庁内において検討を行いました。

今回の救助工作車の購入については、車両更新計画を前倒ししてまで行うべき緊急性があるかどうか、車両に附属する設備についても新規装備が必要かどうか、その価格等も含め、十分検討した結果、19年度の当初予算では計上せず、さらに検討を続けるべきではないかとの結論に達しました。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 実は、この問題、我々も3月31日付の熊日新聞を見て気づいたことなんですけれども、なぜそういう救助工作車が、結局緊急性を要するから、本当は救急車を購入する予定だったのを入れかえて、救助工作車を前倒ししてということらしいんですけれども、やはりこの消防行政というのは、事故があつてからでは遅いんですね。40キロで走るからいいんじゃないかな

んか、そういうふうな発言自体が私はちょっと根本的な考え方が、水俣市の根本的な考え方が間違っているのではないかというふうに、もう言わざるを得ないんですよ。津奈木、芦北は、この購入問題が上がったときに、その理事会の決定を待って予算を決めようというような、そういうそこまで配慮があったわけですよ。しかし、水俣市の場合は、もう既に内示が終わっていて、その検討の余地がもうそのときはなかったんじゃないだろうかと、そういうふうに思わざるを得ないようなこの水俣市の対応ではなかったのかなというふうに思っております。

私は、市の単独予算も広域の予算も、そういう防災消防行政においては同じ段階で、同じレベルで考えるべきだろうと。そのためにはやっぱり津奈木、芦北の今回とられたそういう措置というのが正しいわけでございまして、水俣の方はそこまでやらなかったということは、本当、津奈木、芦北に対して、これは失礼になるんじゃないかなというふうに私は感じているわけなんですけれども、水俣の対応、そのことについて、もし市長の方から意見がございましたらお尋ねをしたいと思います。

それと、救急車両というものの定義をどのように考えておられるのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今議員の御指摘のように、命が最優先するということは十分理解しておりますし、この問題は将来にわたってだめだと言っているのではございません。今、答弁の中でも申し上げましたけれども、もちろん財政が厳しいということもございまして、単に市の負担額が大きいからやめたという、そういうものではございません。やっぱり更新の優先度とか、あるいは経費の内訳等の再検討が必要ではないかということで、幹事会の方でも十分検討して、私のところに上がってきたところで、私が総合的に判断したものでございまして。もちろん故障して全然走らないということであれば、それはもうすぐ買いかえるべきだと思っておりますけれども、しかし、装備の必要性や経費等について、やっぱり十分な検討を行い、必要最小限の装備になるように検討する必要があるのではないかなと、そういう判断に立ちまして、本年度は見送らせてほしいというような答えを出したところでございまして。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 予算の問題がございましたけれども、基本的に市の予算と広域の予算というのは、同時進行でございまして、特別広域だからといって、予算を遅く審議するということではないということですけれど、ただ、多少幹事会が遅かったというのはございまして。1回の幹事会でまとまらなかったということで、実は、今おっしゃったように、重要な救急車両でございまして。ですから、そこで意見まとまらなくても、2次的な要望時期というのがございまして、1次要望と2次要望がございまして、2次要望でも十分年度末決定でも間に合うとい

うことのでございましたので、次回の理事会に報告し、理事会で議論してくださいということになっているというふうに思っております。

〔「救急車両の定義をどのように考えておられるのか。」という者あり〕

○総務企画部長（葦浦博行君）（続） 救急車両は、消防本部の消防車と同様、消防活動あるいは防災活動に当然必要な装備でございます。ですから、充足していなければいけないというふうには思っております。今回の工作車については、充足はしておりますけれども、その装備について老朽化があるという認識が争点だというふうに思っております。

工作車の次期購入年度は、大体は2009年度になっております。それを前倒ししてということでございますので、やはりそれなりの理由が必要かなということで議論して、議論する時間が十分足りなかったという認識でございます。しかしながら、救急車両につきましては、必要なものであるという認識に変わりはありません。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、市長の答弁で、今回の更新理由が故障ではなくて、坂道のスピードが落ちるといような状況だったので、すぐすぐにはいかんといような、そういう判断をしなかったという答弁だったかと思えます。この40キロで走ればいいんじゃないかといような、私はこの発言自体がちょっと問題じゃないかなといふうにとらえております。緊急車両というのは1分1秒を争うんです。80キロで走っていいといような、そういう条件の中で、40キロしか坂道で出なかったために救われる命が救われなかったという場合、だれが責任をとるんですかといような問題につながってくるんじゃないかなといふうには思っております。この広域行政事務組合の代表理事は宮本市長、あなたですから、その辺のところをやっぱり重々考えていただきたいと、そういうふうには思っております。

そしてまた、芦北の竹崎町長が1市2町に分まで自分のところで持ってもいいよという、何かそういう発言をされて、何か悔しくないのかという、この水俣、芦北の全体のことを考えるのであれば、やはり一致協力して、やはりそういうふうに必要な性が本当にあるんだといようなことであれば、また、持ち帰ってでも、どげんしてん緊急に予算をつけましょうとか、そういうことまで私は今回してほしかったなという、本当に残念でならないといふうには思っているわけでございます。やはり住民といのは、安心安全な傘の下にいるから、毎日の暮らしが私は成り立っているんじゃないだろうかと。我々議員も、そしてまた執行部も真剣にこの防災消防行政のあり方を考える必要があるだろうと、そのように思います。

それでは最後に、今年度は予算成立をしなかったわけなんですけれども、来年度は予算成立の可能性あるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 現時点で予算計上ができるとか、そういうことはまだ今言えませんけれども、19年度の予算編成と同じような考え方で、今後も審査していきたいと考えております。できるだけ前回の会議の中でもお話申し上げましたけれども、今議員がおっしゃるようなことを十分受けながら検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） ただいま40キロの話が出ましたけれども、実は私もそのお話を聞きまして、ちょっと幹事の課長に尋ねたんですけれども、坂道で40キロしか出なくても構わないんじゃないかというような発言はしていないということでございます。ただ、いろんな幹事会の話の中で、40キロという言葉が出たのは事実だと。それでいいという言い方はしていないと。ただ、次の工作車を買うときに、同じ7,000ccのエンジンをつけて走るのに、新しいターボエンジンで走るんで、今のが7トンで、次新しく買うのは10トンで重くなるのにスピードはどうなんだと、そういう比較の話をこういろいろやったんだというようなことでございまして、新しい装備の車と今の車の何かスピードが、どんなふうにそれじゃ変えたことで変わるのかという説明を聞いたんだということでありましたので、御説明をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センター問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、総合医療センター問題について順次お答えします。

まず、麻酔科、神経内科、リハビリ科の医師確保の現状についてお答えします。

麻酔科につきましては、熊本市民病院の前副院長に勤務をお願いし、引き受けていただき、医師は確保できております。

また、熊本大学より、交代で平日の時間内に1名の麻酔医の派遣をさせていただいております。

そのほか、時間外、休日で当医療センターの麻酔医が不在の場合は、近隣病院との連携により、麻酔医を派遣させていただいており、救急医療や手術時には常時対応できる体制をとっております。

次に、神経内科とリハビリ科については、常勤の医師は確保できていませんが、神経内科については福岡大学から月に1回、教授が来院されて外来診療をお願いしております。

また、週1回は開業された医師に依頼して、外来診療をお願いしております。

リハビリ科については、月に2回、久留米大学から教授が来院されて、外来診療をお願いしております。

当医療センターの医師確保状況は、県下の自治体病院では熊本市民病院を除けば最も多い医師を確保しており、成果があらわれていると思っております。

次に、西5病棟の一時休床については、人口動態、医師、看護師数を考慮してのことかとの質

問にお答えします。

急性期病院、特に全国で360病院のみ認定を受けたD P C包括評価適用病院の施設基準として、在院日数、診療情報管理、最低10対1の看護配置基準など、平成20年度までにクリアしなければならない条件があります。

また、医師確保、入院患者動向を勘案し、病棟の効率的運用、看護師の効率的配置をすることにより、条件を達成し、患者様への手厚い看護や診療報酬加算につながることであります。

今後も救急医療を維持していくためには、ある程度の総合病院機能が必要であり、医師確保についてもさらに努力を続けていきます。

今後の見込みとしましては、国の医師確保対策や近隣病院の動向も踏まえながら、ここ二、三年程度、この地域の基幹病院として現在の機能を維持できれば全国的な病院再編の中で、医師不足も少しずつ解消されると予想しております。

次に、今後全適で進むのかとの質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、5月15日の政府経済財政諮問会議において、菅総務相は、独立行政法人化や民営化、また、地域の中核病院以外の病院の縮小や再編を促す方針を示されました。

当医療センターも平成18年度中に独立行政法人及び地方公営企業法全適の検討会議を立ち上げ、視察を含め、メリット、デメリットを検討してきました。

その結果、現時点では地方公営企業法の全部適用の方が独立行政法人化より良策であるとの結論に達しました。

将来的に独立行政法人に移行する場合でも、まずは現在の経営体制に近く、全国的にも実施例の多い、全適に移行し、医師と看護師を確保し、職員全員でモチベーションを上げ、健全経営を維持し、この地域の中核病院として生き残らなければならないとの責務を確信しております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 坂本院長も、また、宮本市長も医師確保の面に関しては、本当に東奔西走されて、非常に努力をされているということは評価をしたいと思います。

実は5月31日の政府与党協議会におきまして、地方を中心に深刻な医師不足を解消するために、国が主導して医師確保をするというふうに明言をされております。そういう報道が新聞でもなされているわけなんですけれども、どこまで国が本当にやってくれるのかわかりませんが、こういった、そういう政府の提案ですから、そういったものに対してどんどん手を挙げて、やはりこの医師確保を図るべきと思いますが、いかがかということをもまず1点、お尋ねをしたい。

それとベッド数なんですけれども、今回が365床ということで、300を超えるベッドは確保したい。そうじゃないと、この総合病院としての機能を果たさないんじゃないかなと。我々市民もそれを願っております。

また、救急指定病院としての看板は絶対におろさないんだというような発言を、この前も私も院長先生から聞きましたし、それは絶対そのようにしていただきたいと。また、これまで市民が非常に不安を抱いていたのが、医師不足で水俣では手術ができないから八代とか熊本まで搬送されなければいけないんじゃないかとか、あとはそういうふうに緊急に水俣で手術ができなかったら本当に水俣で安心して暮らすことができないという、そういうやっぱり何か不安感を市民の方が抱かれていたと。これは今答弁でありましたように、市民の側にもしかしたら間違ったそういう報道が伝わってしまっているんじゃないかなと、そういう誤解を解くような、また、啓発活動を、説明をする必要があると思いますが、こういった形でなされるのか、その点を第2点としてお尋ねをしたいと。

それともう一点が、全適になった場合、この特殊勤務手当というのをことしの3月議会だったですかね、少し引き上げたんですけれども、医師確保の面から言って、この全適ということがもしかしたら逆にネックになるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがかお尋ねをします。

それとまた、全適移行後も一般会計からの繰り入れを市の方に要求をされますかということも重ねてお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 5点ぐらいだったと思うんですが、今、真野議員がおっしゃられた5月31日の報道というのは、緊急医師確保対策のことだろうと思いますけれども、これが、一応経過見ますと、4月27日に、いわゆる自民党で緊急医師の不足対策特命委員会というのが初会合が行われています。その委員長が中川政調会長だということで、かなり重大なことという認識があったんだろうと思います。

そのあと、5月18日だったと思いますけれども、医師確保対策に関する政府と与党の協議会が行われて、御存じのとおり、骨太の方針2007の中で6つのいわゆる取りまとめが行われたという経過の中で、5月31日が出てきたんだろうと思いますけれども。実は先週の金曜日に東京で日本の医療のあり方を考える会というのがございまして、それに出席する機会がございました。そこで厚生労働省の大臣幹部審議官深田氏、また、厚生労働副大臣の武見参議院議員の特別講演がありました。その後、懇親会の中で、短時間ではありますが、個人的にお話する機会があったんですが、やはり副大臣の方もこれは医師問題の確保というのは、国の社会問題であり、政治問題化している喫緊の課題であるという認識を示されて、実はこれが予算措置、財源確保の問題として、経済財政諮問会議に実はあした出すと言われるんですね。そうやって、結果が決定がさ

れば、7月シーリングが行われ、9月の、来年度の予算骨格にして、恐らく来年度にこの問題は予算措置、また、診療報酬の改定につながる可能性もあると私は思っていますので、この状況を、今、十分、慎重に見きわめながら、やはり国の働きかけというのは見ていかなきゃいかんだろうと思っています。

それと、総合病院機能の300、これはこの前にも真野議員、一緒の会でお話しましたが、総合病院機能、救急医療を維持するためには、やはり田舎にあっては総合病院機能、ある程度の機能がなければだめだと。やはり300床規模の病院にしたいと思いますが、結局、今後の道州制、これ早まるという話もございますし、近隣の病院とのやはり現状を見ながら、やはりやっていくべき課題だと思っています。

それと、医師不足の状況で、市民の皆様には御心配をかけたのは、我々の外部に対する広報が十分でなかったという反省をしております。

結局、手術ができないとか、お産ができないとか、いろんな話がありましたけれども、実は今回の麻酔医の問題にしましても、現職の市民病院の副院長であったんで、それを公然と向こうに行って交渉することは当然できないわけですよ。辞表を出された後に、直接交渉に行った。それまでは水面下の交渉をずっと続けてきたわけです。それがもう御存じのとおり3月議会の次の日だったんです。だから3月議会でも答弁しましたように、それがそういう事情で、今も個別に交渉しているドクターがおるわけですけど、前もって大丈夫ですよと言えない事情があることは十分御理解していただきたい。それが我々もちょっと残念に思っているところです。これだけマイナスイメージが出たということは、我々としてもやはりちょっと残念なところでございます。

それと全適ですけども、これは医療政策、国の医療政策の中で、今のままの形態で維持できることは、まず、当然できないわけで、それは独法になるにしろ、全適になるにしろ、公設民営化になるにしろ、何か我々は選択せざるを得ないということで、内部でも議論したわけですけども、今の形態が一番近いのがやはり全適であるということで、それが良策ではないかということで、今検討をしているわけです。その中であって、やはり不採算医療、政策医療というものがございまして、今後ともやはり繰り入れの明確なルール化、また、54年の歴史の中にある債務のやはり返済という形の明確なルール化がなければ、これはやっぱり受けられないという状況も私は考えておりますけれども、その件に関しては、今後行政の方とも慎重に協議を行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 3回目の質問しますけども、5月30日の政府与党協議会のそういう医師確保の、そういう問題に積極的に提案に応募をした場合、何といたしますか、総合医療センターの場合、やっ

ぱり熊大との関係というのはどうしてもやっぱり重要視せざるを得ないというふうに思っております。そういったときに、熊大とのあつれきが生じないのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

それと、今、院長おっしゃいましたように、これから病院が全適になるのか、独立行政法人化されるのか、あるいは民営化されるのかとか、今どういう方向に行こうかなという、検討をされている時期に、そしていろんな判断で全適が一番いいだろうという答弁でございましたが、現在、自治体病院も熊本県には幾つかあると思えますけれども、その中で全適を表明したところは、まだ上天草総合病院だけじゃないかなというふうに思っております。全適に走ったところはどうですか。

ですから来年度から一応全適ということなんですけれども、非常にこの何というかな、私は流動的な部分があるんじゃないだろうかというふうに感じております。そういう流動的な部分があるからこそ、もう少し時期を待って全適に移行されても決して遅くないんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、もう一度、その点について、お尋ねをしたいと思えます。

それと、市長にお尋ねですけども、今、院長の方から、一般会計のやはり繰り入れのルール化がされないとな全適にも移行できないんだということであれば、市長はそれに対してどういうふうな考えをお持ちかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 緊急医師の確保対策の内容を検討しますと、これは確かに緊急の対策でありまして、具体的な方針というのが私たちの現場には伝わってこない。なぜかといいますと、結局、キャビネットホスピタル構想とあって、地域の中核病院に医師を集めてそれを派遣しよう、近隣のOBを集めて派遣しようということで、まず、今考えられているのが国立病院機構、また、日赤のスタッフ、そういう中で昨年9月、国立病院機構自体が全国で国立病院だけで医師の派遣をやろうとして、結局うまくいなくて半年で終わっているという。実際そういうことが医師不足の中でできるのかというのが非常に疑問なんです。だから対策倒れに終わらないように、我々も期待しているわけなんですけれども。

熊大とのあつれきのことなんですけれども、私は個人的には全くないと思っております。ただ、熊本県の中央病院の中で、やはり急激に科が減ったという病院もあるわけなんですけれども、あそこの副学長、病院長とも時々話す機会ありますけれども、要望とか陳情が熊大の事情をわかってもらえなくて、何か圧力と感しているというような雰囲気があるんですね。だからそれだけは我々としても、大学の事情もわかって、今後ともやっていかにいかんと。そしてはっきり、入局医師数が足りないところは、今議員がおっしゃられたとおりに、周りの市立大学、久留米でも、福大でも、やはり選択肢を広げる努力をしていかないと、やはりこういう問題は解決できないと認識

しております。

それと来年、上天草が確かに5月1日で樋口院長が管理者になりました。前には、御存じのとおり、熊本市民病院が平成15年だったと思いますけど、全適に移行すると、18年までにですね。ただいろんな事情があって、18年度に移行できずにそのままになっている。来年度に、市長の方から言われたのは、条件がクリアされたら全適に行きたいということであって、事情によっては、これはやはりまだ形態を考え直すということは当然、これだけのやはり医療政策が激動しているわけですから、来年度以降に延びるという可能性も私はあるんじゃないかと思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 繰出金のことについてでございますけれども、今、院長の答弁にもありましたように、一応20年を目標にということでございますので、まだ、幾つも超えなければならない高いハードルもありますし、慎重に検討を進めていかなければならないし、今、慎重に検討を進めていただいているところでございます。

繰出金につきましては、どのようなルール化が、そういったものが考えられるのか、そういったところも含めまして、院長とも十分協議をしながら今後進めていかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、入札制度の改革について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 入札制度改革についての御質問に順次お答えします。

まず、民間業者の経営が厳しい折、市発注の入札はできるだけ市内の業者だけで行うべきと考えるが、いかがかとの御質問にお答えいたします。

3月議会において、吉田議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、市で行う入札は市内業者で受注可能なものは市内業者により入札を実施するという方針で行っております。

次に、水俣市に納税をしない市外の業者が安い価格で落札した場合と、水俣市に納税する市内の業者が少々高い価格で落札できなかった場合の水俣に及ぼす影響をどのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

市で行う入札につきましては、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、現在、市内業者による入札を基本としておりますので、影響は少ないと考えております。

入札は、制度の趣旨を考えますと、公平公正、透明性を確保し、適正な価格競争を行うことにより、受注業者を決定することが重要なこととございます。

一方、地域経済の発展という観点から、市内業者の育成を考慮し、入札を実施することも必要

でありますので、これらのバランスをとりながら入札を実施してまいりたいと考えております。

また、総合医療センター及び学校給食センターで購入する食材につきましては、給食費等の個人負担で賄われている部分がございます。食材の価格が給食費に影響しますので、市への影響もさることながら、保護者や患者さんへの負担も考慮し、入札を行っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 この一般競争入札なんですけれども、市内の業者をできるだけそういうふうに優遇してやっておられるということで、そのことは理解できるんですけれども、もっともっと、これからやっぱり厳しく、やっぱり市内の業者も厳しくなってくるだろうと、そういうふうに思っております。

人吉の方でも来年度から条件つき一般競争入札を導入したいということが、この前、臨時議会が何かでそういうふうに決められたわけなんですけれども、県内の市町村でこの条件つき一般競争入札を導入しているところはどれくらいあるのか。そして、また、今後水俣も、水俣市の業者だけでやりますという、そういうある程度そういう条件をつけた中での、この一般入札をやってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかががお尋ねをしたい。

もう一点が、その市外の業者が落札しても、市内の業者が落札できなかったにしても、余り水俣市に及ぼす影響はそんなにないんじゃないかなというふうに、今、答弁だったと思いますけれども、私はそれは少し違うんじゃないかなと思っております。と申しますのが、やはり市外の業者というのは、こちらに営業所とか支店とかが、そういうふうにあるところがもし落札をした場合でありましたら、ある程度のその税金というのが入ってくるかもしれませんが、全く水俣市にそういう支店もなければ営業所もないと、そういったところが落札した場合、税金は水俣市に入ってこないわけですね。それよりも少々高くても水俣市の業者が落札をした方が、水俣市に税金を納めますし、そしてまた、その人たちの仕事というのもあるわけですから、水俣市に生活をしていけば、それだけのいろんな経済波及効果、金を落とすということも考えると、総合的には私は水俣市の業者が落札をした方が、水俣市にとってはプラスになるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

病院の例をちょっと挙げますと、売店問題で、この前シダックスという会社が売店を運営することになりましたけれども、こういうケースがほかに市庁舎の内部の方でも、そういったケースが細かい点では多々あろうかなと思っております。ですから、こういう経済的に厳しい状況の折、やはりまだ市長までその辺が伝わってなくて、市長には事後報告をされてるような、現在そういう状況かなというふうに思っております。

ですから、市長とされましても、やっぱりその辺の実情を把握されまして、やっぱり的確な対応をするべきではないかなと、判断をするべきではないかなというふうに考えますが、いかがか

お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、条件つき一般競争入札を取り入れている市町村は幾つあるかということだったと思いますが、県内で熊本市、宇土市、長洲町、2市1町で今本格実施をしております。今試行している市が荒尾、玉名、八代市がございまして。水俣市はどうかということでもございましたけれども、水俣市の場合も、先ほども申しましたように、水俣でできるやつは全部水俣で今やっております。ほぼ条件つきと言ってもいいぐらいの実は状況でございます。条件つきといいますのは、例えば地域性だとか、あるいは能力等を勘案してはございますけれども、現在のところ、ほぼそれに近い状況でやっておりますけれども、他市の状況等もございまして、本格的にそれを条件つきということで規定をしてやるのは、もうしばらく他市の状況を見きわめて導入を考えていきたいというふうに思っております。

それから、物資の入札、水俣市の影響の話だったですか、これは病院の多分売店の納入業者の話だというふうに私は理解しておりますけれども、私が病院のことをちょっと言ってよろしいでしょうか。

（「病院のことじゃなくて、一般的に例を挙げたんです。」という者あり）

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 実情をしっかりと把握すべきではないかという御提案でございますけれども、議員の御指摘のとおりだと思っております。私も危機管理の最たるものは情報を管理するものだと思っておりますし、いわゆる先ほども出てまいりましたけど、ハウレンソウ — 報告、連絡、相談と、これ十分やっていくのはトップとして当然の仕事だと、そのように思っております。

したがって、今後も十分状況を把握しながら、その場に応じた適切な指導ができるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、企業誘致について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、企業誘致についてお答えします。

市内の事業所等が減る傾向にある中、新たに進出してくる企業があるかどうか、現状と見通しについてお答えします。

まず、企業誘致を進めていく上では、土地などのインフラ整備を初め、労働力の確保、各種優遇制度の充実を図りながら、他市町との競争力のある条件を整え、戦略的に企業誘致活動を展開していくことが重要です。

本市における工業用地の状況につきましては、水俣産業団地の全区画が契約済みとなっております。

現在、遊休の公有財産に加えて、提供可能な民間の土地について情報収集を行っています。

現在、約330平方メートルから約9万5,000平方メートルの土地が17件で、合計約16.6ヘクタール、また、水俣産業団地に隣接しております民間の遊休地約10ヘクタールを確認しておりますが、市といたしましては、これらの情報を随時整備し、企業からの問い合わせや御要望に臨機応変に対応できるように努めていくとともに、庁内で市内工場適地の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、企業立地に係る優遇制度につきましても、誘致企業に対しては、水俣市誘致企業立地促進補助金を初め、市内の既存工場等の新設及び増設に対し、固定資産税の課税全額免除及び新規雇用に対し雇用奨励金を交付する水俣市企業立地条例を整備しております。

そのほかにも、県の優遇制度やふるさと融資制度を初め、各種優遇制度を紹介しながら、企業誘致活動に活用しているところです。

本市における企業誘致の現在の状況につきましては、現時点では特定の企業が本市に立地するという具体的な計画はございませんが、チッソ株式会社水俣本部内におきまして、太陽電池用途ポリシリコン技術の実証化に向けて、平成19年1月に新会社を設立し、現在、商業生産時の採算性・安全性について検討、評価をされている段階であるとお聞きしております。

チッソ株式会社の最先端の技術を活用した事業であり、本検討にめどが立てば、ぜひとも本市で事業を本稼働させていただけるよう、今後とも継続的に誘致へ向けたお願いを続けてまいりたいと思っておりますので、市議会議員の皆様方におかれましても御協力をお願いしたいと思います。

そのほかにも、情報関連事業所を初め、環境関連企業数社から本市に打診がっておりますが、残念ながら具体的な進展には至っていないのが現状です。

このように、企業誘致をすることは、本市の雇用拡大、地域経済の活性化に直結する重要な施策でありますので、今後は民間のお力添えもいただきながら、効果的、戦略的な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 先ほども本壇からも申しましたように、若者の雇用の場の確保ということで、私は一番やはりこの企業誘致というのが、一番大事だろうと、そういうふうに思っております。今現在、熊本県内で一番元気があるのが、大津、菊陽、益城、熊本市のちょうど外側の部分なんです。ホンダ熊本、ソニー、富士フィルム、そういった企業が熊本に集中をしてきて、そこを生産拠点として、非常に業績を伸ばそうとしている。そういった企業の一つの部品工場でもいいから水俣に持ってくるような、そういうやはり何とかな、県に対しての申し入れ、これはやはり県議会もその辺のところで、私は、熊本県全体のことを考えるのであれば、一極集中だけではな

くて、やはり県南、天草、阿蘇、人吉、そういったところにある程度の部品工場をお願いしますという形で、企業に対して県が物を言うような、そういう県の施策をしていかないと、私はだめだろうと思います。この前、吉永県議会議員にもそういうことを申しましたし、そして県議会のほかの県議会議員にも、私の意向をそういうふうに伝えました。

宮本市長も、やっぱりその辺のところをもっと声を大にして、やはり熊本県全体のことを考えてくださいと、水俣市もやはり若者の雇用の場の確保で非常に苦勞をいたしております。そうやって熊本に進出してくる企業がそういうふうにあるのであれば、その一つだけでも、おすそ分け、部品工場でもいいから、そういった形で引っ張ってくるというような、やっぱりトップセールスをされてほしいと思いますが、いかがか。

それともう一つ、やはりそのためにはそういう工場の敷地、やっぱり土地を準備しなければいけないだろうと、以前、産業団地になる前は、野川の方に工業団地をつくるというような、そういう構想もあったわけなんです。ですから、やはりもう一回、そういう土地を市の方で準備をして、やはりそれで工場を引っ張ってくるんだという、そういう何かこうエネルギーを感じさせるような、そういう行動を起こしてほしいと思いますが、いかがかお願いします。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、答弁は簡潔にお願いします。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃるように、今後ともぜひトップセールスを行い、企業誘致につながるように、精いっぱい努力をしてみたいと思っております。

御承知のように、市にも産業づくり総室を新設いたしまして、県の方から1名来ていただいております。県との関係も非常に深まってくるのではないかと思っておりますので、その辺も含めて、大いに期待しているところでございます。

部品の件でございますけれども、お話を聞くところによりますと、やっぱりどうしても立地条件というのが、やっぱり高速に近いところだというようなところで、なかなか厳しい部分も出てきているようでございますけれども、今、議員がおっしゃるように、土地のことも含めまして、できる限り精いっぱいやってみたいと思っておりますので、ぜひ応援をお願いしたいと思し、また、いろんな情報がありましたら、ぜひ我々の方にも上げていただきたいなど、一緒になって頑張っていければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

新政同友クラブの福田です。

一般質問の初日、議長のお許しを得ましたので、本日の2番手として真野頼隆議員の元気に負けないよう頑張ったいというふうに思います。

まず、さきの統一地方選挙において当選を果たされました同志議員の皆様へ壇上からではございますが、お互いのねぎらいとお祝いを申し上げます。

今、財政事情の好転が見られない中、また、足腰の弱い本市にあって、産業廃棄物最終処分場問題を筆頭に抱える課題は余りにも大きいとしか言いようがありません。そのような厳しい中で、議会みずから議員定数削減の強いメッセージを市民の皆様へ発進し、そして新しい市議会が実現いたしました。少数精鋭で臨まなければならない議員団の一員に、私も名を連ねさせていただきましたことを、市民の皆様感謝を申し上げるとともに、改めてその職責の重大さをかみしめているところであります。

各議員の皆様共通の思いである市民の福祉のために汗を流すという、崇高な公僕を胸に、一步一步これからの4年間をしっかりと歩いていきたいと思ひます。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は私の2期目の初めての一般質問となります。大いに私見を交えながら質問と提言を申し述べたいと思ひます。執行部のやる気ががんがん伝わるような明快な答弁を期待いたしません。

まず最初に、産業廃棄物最終処分場問題についてであります。

環境再生へ向けた市民の取り組みが全国に報じられるこの水俣市にあって、産廃処分場進出阻止の議論を最重要課題に据え、いまだ、何年もこの本会議場で論じ続けなければならない状況を思うと、改めて事業者に怒りを覚えます。

先般、事業者の常識と勇気ある速やかな撤退を願う水俣市民の思いとかけ離れた、横暴とも言える2度の説明会が開催されました。

まさに法の手順どおり進めることに終始したIWD東亜熊本ペースの逃げの様相が見てとれました。一方、私は、議論のとかく水源の影響へ集中することで、生活道路である搬入路周辺の影響評価がぞんざいに取り扱われることを大いに危惧いたします。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、2度の説明会に参加されて、市長はどのような感想を持たれたのかお尋ねいたします。

また、そのことについて県にどのような要望をされたのか、それに対し県側の反応も含めお尋ねいたします。

②、江南町、平町通りの影響評価について、事業者から示された内容はでたらめであります。このことについては、今後どう対処されるのかお尋ねします。

③、1997年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法の改正において、許可要件に追加された生活環境保全配慮要件の考え方で、当搬入路の実情に応じた配慮はなされないのかお尋ねします。

④、国有地払い下げについては、その後どのようになっているのかお尋ねします。

⑤、今後の建設阻止に向けての取り組みをお尋ねします。

次に、2番目の学校統廃合についてであります。

現在、平成20年4月の市内小学校再編成、また、21年4月に中学校の再編成が予定されております。小学校においては、現在の9校から7校へ、中学校が現在の7校から4校へと統廃合されます。水俣の将来を担う子どもたちのため、よりよい教育環境を整えるといった基本目的に沿った形での作業が進められたと伺っております。

特に学校を抱える周辺の地域住民にとっては、とても関心が高く、その動向が注目されております。建物の構造的な比較だけでなく、学校の歴史、生徒たちを取り巻く地域の環境、風景といった情緒的な面も教育的には欠かすことができない要因として、比較の対象であったかと思えます。中学校の統廃合をやがて実施するに当たって、その結果はどうか、どちらの学校を使うのかといった、地域の心配とともに、心の綱引きのものがあります。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、一中と三中の統廃合における校舎利用について、方針の最終決定がなされたのかお尋ねします。

②、これまで両校の比較について、どのような検討がなされたのかお尋ねします。

③、今後の廃校に向けてのスケジュールをお尋ねします。

④、その後の校舎などの利活用方法についてお尋ねします。

次に、3番、企業支援についてであります。

市の活性化につながる雇用の拡大については、新規の企業誘致が不可欠であります。しかし、当市において、なかなか進展が見られません。既存企業への支援を図ることは企業の励みとなり、ひいては雇用の拡大が期待できます。地元の基幹産業であるチッソに対する理解と支援を大に行っていくべきであります。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、昨年チッソが創立100周年を迎えました。それについての感想をお尋ねします。

②、多くの社員が市民の一員として、地域に貢献し続けております。それに対しての思いをお尋ねします。

③、水俣経済の基幹産業であるチッソに対し、どのような期待をされるのかお尋ねします。

次に、4番、まちおこしの取り組みについてであります。

恋路物語の映画制作やみなまた未来コンサート海恋物語などの取り組みが明るい話題として元気を与えていております。今後も市民や、他市からの興味を得られるような、話題性のある事業に取り組み、元気ある大きな流れをつくっていくべきであります。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、内外に向け健康と文化を発信する最近の取り組みをどう評価されるのかお尋ねします。

②、水俣は多くの著名人を輩出しております。恋をテーマとした人気シンガーである郷土出身の故村下孝蔵氏を顕彰した、全国の新人向け音楽作品募集を展開できないかお尋ねします。

③、徳富蘇峰銅像を現在地から生家そばである浜町ロータリーへ移転し、生誕の地元のシンボルとして、今後有効活用すべきと思うが、いかがかお尋ねします。

最後に、水俣市の名称変更についてであります。

過去を反省し、悲劇を繰り返さないという市民の総意と参加により、現在の水俣の方向づけができ上がっています。世界に通用する環境都市水俣市、再生、新たな発展に向け、名称変更というシンボルを掲げることにより、市民の議論を高めるべきであると考えます。

そこで、次の点についてお尋ねします。

①、新しい市の名称として、「新水俣市」を提案します。そのことについてお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題及び水俣市の名称変更については私から、学校統廃合については教育長から、企業支援については産業建設部長から、まちおこしへの取り組みについては副市長から、それぞれお答えいたします。

産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

2度目の説明会についての感想と県への要望についてお答えします。

説明不足であった3月の説明会を受けて開催された5月13日の2回目のIWD東亜熊本による説明会は、市民のさまざまな疑問や不安に対し、事業者の説明が十分に尽くされず、市民会議や

個人が事前に通知した質問事項についても、一方的な回答や質問内容の推測に基づく回答、さらに重要な質問事項を残したまま強制終了するなど、事業者として誠意ある姿勢が全く見られず、私たち市民にとっては、全く納得のできない説明会であったと思います。

このような説明会でしたので、5月16日、産廃阻止！水俣市民会議の代表者で県庁を訪問し、環境政策課及び廃棄物対策課の職員に対し、水俣市民が十分に理解し納得できるような説明会を再度実施することをIWD東亜熊本へ要請・指導するよう強く要望しました。

また、同時に、IWD東亜熊本へも3回目の説明会開催を文書で強く要望したところです。

県の対応は、県は公平中立の立場である、条例上の説明会は事業者が環境影響評価準備書の周知を目的に開くもの、市民の皆さんの要望は事業者に伝えるというようなもので、参加された方からは、市民の切実な思いが果たしてどこまで伝わったのかともお聞きしています。

これらの要望に対しては、IWD東亜熊本からは5月30日付の文書で、2回目の説明会は、一応質疑応答は行き届いたと判断し、予定の16時をもって説明会を終了した。3回目の説明会を開催する考えはないとの回答がありました。

また、県からは、6月5日に電話で、5月21日、社長に要望書写しを渡し、社長本人に直接要望書の趣旨、全体的な説明会を再度実施するよう県から事業者を指導してもらいたい旨などを伝えるとともに、さらに説明に努めるよう伝えたとの回答がありました。

次に、江南町、平町通りの影響評価の内容がでたらめであるので、今後どう対処されるのかについてお答えします。

IWD東亜熊本環境影響評価準備書に記載されております道路交通騒音調査地点ナンバー2は、平通りを湯出方面に抜けた小田代農免道路の入り口付近であり、平通りではありません。

これは県知事意見でも指摘されているにもかかわらず、低い評価が出る地点をわざわざ選んだことになり、明らかな作為であると思います。

加えて、5月13日の事業者説明会では、道幅の狭さについては調査していませんと説明したことから、産廃運搬車の通行による渋滞や、歩行者への影響については全く調査していないことを事業者自身が認めており、江南町、平町通りの影響評価は相当問題があり、再調査してやり直すべきであると考えております。

当然、事業者に対し、平通りでの騒音振動調査を実施するよう要求しますが、事業者が仮に調査を実施したとしても、その評価結果が信頼できるものであるかはわかりません。

したがって、平通りへの環境影響調査を市でも独自に実施する必要があると考えています。そこで、今月中に平通りの騒音振動、交通量調査を実施し、まず現状の把握を行う予定です。

次に、産業廃棄物処理施設の設置許可要件である生活環境保全配慮要件についてお答えします。

これは廃掃法の第15条の2第1項の2に規定する産業廃棄物処理施設設置許可要件の一つで、

知事は、施設設置と維持管理において周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものでなければ許可をしてはならないとされています。

施設設置を申請する事業者が、事前に周辺環境を調査し、環境負荷低減のための配慮をまとめたものが環境アセスメントであり、今回の場合、IWD東亜熊本が行っている環境影響評価であります。つまり、現在提出中の準備書と今後作成される評価書の中で、環境への配慮内容が適正と知事が認めるならば、許可されることとなります。

準備書の内容は、当地の実情に応じて調査し、配慮を加えて評価することとなっていますので、準備書の調査内容が適正であれば、当地の実情に応じた配慮がなされているということになります。

ところが、先ほど議員が江南町、平町通りの環境影響評価の内容がでたらめであると指摘されたとおり、準備書の内容は作為と思われる箇所が多数存在し、5月13日の事業者説明会での説明は、住民の疑問を晴らすにはほど遠い内容であり、記載内容が根拠のないことをみずから証明したことになります。

つまり、準備書の調査内容が適正でないということは、周辺環境への配慮がなされるかどうか分からないということになります。

先ほど申し上げましたとおり、道路騒音の調査地点は適正ではありませんので、当地の実情に応じた場所ではないということです。

仮に、平通りの道路騒音が、事業実施による交通量増加により、県の環境基準を超えることが証明されれば、事業実施により平通りの生活環境が著しく損なわれることとなります。もし事業者がこれに適正な配慮ができない場合は、知事は許可できないということになります。

要するに、県知事は、周辺地域等の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものでなければ許可はできないということです。

したがって、私たちのやるべきことは、今回の住民等の意見書提出もそうですが、準備書の調査内容を精査し、当地の実情に応じた配慮がなされていない点を洗い出し、それを県に対して客観的に指摘していくことで、最終的に県知事が許可を出せないようにすることであると考えております。

次に、国有地払い下げについてお答えします。

最終処分場建設予定地内の国有地である開拓道路については、現在、地籍調査を行っているところです。

昨年9月から、農林省名義の土地を管理している熊本県と、隣接土地所有者である東亜道路工業株式会社、里道を管理している水俣市で、現地の境界確認作業、協議を引き続き行っていますが、現在のところ境界確定には至っておりません。

この国有地の境界確定ができない限り、県は払い下げ手続を進めることはできません。市としては、払い下げに必要な公共利用計画などの準備も進めておりますが、まずは、この境界確定のための協議、作業を引き続き行っていくことになります。

次に、今後の建設阻止に向けての取り組みについてお答えします。

市の取り組みとしては、市長意見の作成があります。庁内各課の意見、市廃棄物最終処分場検討委員会の意見、また、今回提出した住民等の意見なども参考に、これらを整理し取りまとめて市長意見を作成し、熊本県からの提出要請に備えます。

また、意見書作成に必要な予定地周辺の地質調査、平通りでの騒音振動・交通量調査も実施します。

また、産廃阻止！水俣市民会議の取り組みとしては、7月上旬から中旬にかけて、市内各地区での説明会や全体的な市民集会を開催し、現状報告と今後の産廃阻止への取り組みについて、市民に理解と協力を求めています。

また、今月下旬には、熊本県に対し、意見書の提出や今後の県の対応に関して要望活動を行う予定で、今後、県に対する取り組みを行っていく必要があると考えています。

なお、これらの活動については、現在、市民会議で実施内容を詰めているところです。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

まず、市長の陣頭指揮のもとで、廃棄物対策室の川野室長以下、担当職員の御苦勞に対して、敬意と感謝を申し上げます。

市長のただいまの答弁を聞きまして、まさに日ごろから産廃問題に対する分析がよくできているなという素直な感想を持ちました。よく理解できました。16日の県庁訪問での県の対応では、熊本県は公平中立の立場であるという発言だったということですが、久しぶりに中立という言葉聞きまして、死語だと思っておりましたので、ちょっと懐かしく感じております。

いずれにせよ、廃棄物対策室担当の職員の方々を市民の皆様も今後頼りにしておりますので、今後とも縁の下の方となって、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

江南町、平町通りの件につきましては、市民団体の方たちが実際10トンダンプを使って走行実験をされたとき、私も現地を確認させていただきました。その後、平町の西念寺さんで地元の説明会がありまして、そのとき映写会も見学させていただきました。いかに準備書の内容が現地と違っているか、でたらめであるかと、事業者みずからそのことを事前にわかっていて隠そうとしているのじゃないかというような印象を素直に受けました。ただいま指摘させていただいた江南町、平町通りに対する生活環境保全配慮要件の不適正な結果が出れば、知事が建設を不許可とする重要なポイントとなると思いますので、今後の対応にぜひ期待したいと思います。

さらに、これからの環境アセスの手續手順でいきますと、次に、県主催の公聴会が開催されるかと思えます。県が行う住民に対する公聴会の会場については、これから県が検討するかと思えますが、ぜひ平町通りの西念寺さんあたりの会場を利用させていただいて、地元の方々の切実なる御意見を聞いてあげていただきたいというふうに思えます。

また、その節は県の担当の方々に、現地の状況をよく確認していただきたいというふうに思えます。

ということで、第2の質問ですが、熊本県に対して公聴会の開催場所の一つとして、地元の会場開催を要望できないかについてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の本当に熱いメッセージありがたく思います。大変心強く今感じているところでございます。

今後、県の公聴会が開かれると思うけれども、その公聴会に平町の西念寺あたりで公聴会を開くという要望をできないかというような御質問でございますけれども、市民会議で6月下旬に県への要望活動を計画しております。したがいまして、公聴会の開催も含めまして、その際、強く県にも要望してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

国有地の件について、2点ほどお尋ねします。

開拓道路の地籍調査については、もう既に終わっているというふうに思っていたんですが、なぜ長引いているのか、理由についてお聞かせください。

もう一点は、公共利用計画の内容が決まっていれば、それについてお聞かせ願いたい。

以上の2点をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 現在まで境界が確定していないのはなぜかということでございますけれども、今、字図をもとに、関係の土地所有者により現地境界を確認しようとしたところですが、まず、字図と現地の相違、それから土地所有者が境界を知らないということもあります。それから当時の状況をよく知っていらっしゃる方がいらっしゃらないというような、そういった理由から土地所有者間において、境界の合意が得られない状況にあるということでございます。

それからもう一つは、公共利用計画ということでございますけれども、市役所の内部におきましては、公共利用計画については、ある程度準備は進んでおります。ただ、今申し上げましたように、この土地の確定ができないと、これ以上進めない、今そういう状況でございますので、この利用計画も今は出せない状態であるというようなところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、学校統廃合の答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校統廃合についてお答えをします。

まず、一中と三中の統廃合における校舎利用について方針が最終決定されたのかとのお尋ねにお答えします。

教育委員会におきましては、平成17年5月、小中学校再編審議会から答申のありました、次世代を担う子どもたちに、最良の教育環境を与えることを第一義とするとの方針にのっとり、6つの基本方針を持って、小・中学校再編に向けての作業を行っているところでございます。

この基本方針につきましては、全員協議会での説明を行い、昨年10月1日号の市報でもお知らせをしましたが、その中に、既存の校舎をできる限り活用することとし、現状において比較検討の上、校舎を利用します、また、各校舎、施設設備等の耐用年数や耐震構造上の問題、風水害等の防災上の問題を把握し、活用を考えますとしておりました。

そこで、第一中学校、第三中学校の使用校舎を決めるに当たり、水俣市学校施設耐震化優先度調査の結果を参考にすることにしました。

その中で、第三中学校の校舎は、コンクリート強度不足などから、第一中学校に比べ耐震性が劣ると判断したため、第一中学校を利用していくとの最終方針を固めたところであります。

次に、これまでの両校の比較について、どのような検討がなされたのかについてお答えします。

当初、学校再編成案を作成する段階におきまして、災害の危険性や登下校に利用する学校周辺の道路事情、学校施設、設備の状況や学校敷地の広さ等、さまざまな観点から検討しましたが、いずれの学校にも一長一短が見られ、しかも両校は比較的近い距離に位置することから、明確な差異を見出すまでには至りませんでした。

そこで、教育委員会としましては、耐震化優先度の調査をし、両校を比較できるデータを得ることによって、結論を導くことにしたわけでございます。

昨年10月、水俣市立小中学校施設耐震化推進委員会を設置し、昭和56年5月以前に建設されました非木造2階建て以上、または床面積200平方メートル以上の建物を対象に、コンクリート強度試験、老朽化、耐震壁の配置、鉄骨腐食度、溶接状況等の現地調査を行い、優先度のランクづけを行った次第であります。

調査結果につきましては、御案内のとおりでございますが、教育委員会では、報告された調査結果に基づき、結論を出すことにしておりましたので、今回のような最終判断をしたものでございます。

次に、今後の廃校に向けたスケジュールについてお答えします。

中学校の再編成につきましては、平成21年4月をめどとして作業を行っているところであります。

第三中学校の閉校スケジュールとしましては、今月末には、今回の調査結果や、今後の方向性について、住民説明会を実施し、その後、学校や保護者、地域関係者を中心とした閉校に向けての実行委員会（仮称）を設立していただき、21年3月までには、閉校式典、閉校記念行事等がとり行われるように進めてまいりたいと考えております。

具体的、詳細なことにつきましては、さらに検討をする必要があるものと考えております。

また、このこととあわせて、市内全域の再編成に伴いますさまざまな問題を検討する協議会の設置も検討してまいりたいと考えております。

次に、今後、校舎等をどのように活用するのかのお尋ねにお答えします。

現在、第一中学校、第三中学校の位置は、比較的近い距離にありますので、第三中学校のグラウンドや体育館等は、生徒の部活動などに十分使用できるものと考えております。

特に、現在の第一中学校の体育施設は、すべての部活動に対応できる広さとは言えない面もございまして、第三中学校の附属施設等を全体的な活動などの年間スケジュールの中に取り込んで、計画的に使用できるようにしていきたいと考えております。

なお、校舎につきましては、先ほど説明しましたような状況から、活用することは困難ではないかと考えているところでございます。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

地域住民の思いも絡む中で、よりよい子どもたちの教育環境を整えるという学校再編の作業は大変だったというふうに思います。

実は私も三中出身の身でもあり、個人的に非常に寂しい思いがいたします。ただ、心配なのは、少子化の影響がさらに進展したときに、例えば四、五年先にまた統廃合問題が起きて、子どもたちが戸惑う状況にはならないだろうかという心配も実はいたしております。そこら辺は十分考慮された上での今回の結論であろうと思います。くれぐれもそういうことはないようにということで、ここは三中についてのみ二、三お聞かせください。

廃校後の三中の現在の建物の管理はどうなるのか、すぐ壊せるのか、壊せなければ立入厳禁の措置とか、廃墟とならぬような環境を望むわけですが、セキュリティを含め、どうされるのかを1点。

そして、部活動などで三中の体育施設などを使うということですが、例えばけがをしたとか、気分が悪くなったりしたときとか、今までは先生がおられる間、早目には保健室に行ったりするわけですね。定時を過ぎてから顧問の先生もまだおられますけど、例えば顧問の先生が途中から

来られたりとか、来られる前に、今言いましたようなけがとか、気分が悪くなったりとか、そういう不測の事態になったときどうするのかを一点ですね。

もう一点は、施設利用のときのその部活移動などでの通学路の安全対策をどう考えておられるのか。例えば事前に街灯のチェックなども必要かと思えますけれども、それについて1点。

以上、3点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず1つ目の、今後の学校管理、セキュリティー等も含めたところの学校管理につきましてでございますが、これにつきましては、今後、私たちもどういうふうな形が考えられるのか、十分、まずは考える必要があるんじゃないかと、そういうふうに思っております。部活動等で利用するというようなこともありますので、学校の方で考えるのか、あるいはまた、市の方で考えていくのか、そこあたりも十分検討する必要があるかと思えます。

ただ、校舎本体につきましては、使用しないというようなことも考えておりますので、そこあたりもまた検討の余地があるわけですが、その際は、その校舎本体についてどういうふうな対策をするのか、特にコンクリート不足ということでございますので、かなり使用するに当たって、使用するという点については容易ではないというふうなことも私考えているわけですが、先ほど申されましたように、この管理というのは、この後の非常に大事な点じゃないかなと、私自身もそういうふうに思っておりますので、各方面からの意見等も十分に参考にさせていただきながら、検討していきたいと、そういうふうに思っております。

それからけが人等のことが一つ出ております。特に、子どもたちの諸活動に当たりまして、学校として、最も注意することの一つに安全対策がございます。

特に事故の防止と、事故があった際の対応、この2つが非常に重要ではないかと、そういうふうに思っております。

先ほど御指摘がありましたような部活動における事故等につきまして、いろんなケースが想定されます。例えば、学校内、学校外の場合と、あるいはまた、平日の場合、休日の場合と、保健室があるとき、なかったとき、養護教諭がいるとき、いないとき、さらには軽微な事故、急を要する事故、いろんなことがその時々で、さまざまに考えられます。そのために学校として、また指導者として活動できる、活動する場所、あるいはまたその状況を的確に把握して、そして適切な判断をしていく、また、連絡体制も必要と、そういうふうに考えております。

三中を利用する場合、保健室がなかったり、いろいろございますので、今、一中は日常的に部活動の場として、ひばりヶ丘を使用しております。

また、一小の子どもは浜グラウンドを使ったりしているわけですが、今までそういうふうなこともあっておりますので、そのノウハウを生かしながら、校長を中心として、先生方共通

理解を図っていただいて、適切な対応できるような方策を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、通学路につきましてですが、照明灯のこともございます。学校の再編成に当たりましては、登下校の経路の変更とか、一部変更が当然考えられてきます。通学路の変更、指定につきましては、学校が行うわけですがけれども、子どもたちの登下校の場所の点検とか、あるいはまた、さまざまな各種の情報等も参考にしながら、距離とか、安全性、そういうのも配慮しながら、学校の方には指定をしていただきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

今後、指定をする中で、現在、学校でつくっております安全マップ等、そういうのも再検討されるんじゃないかと思えますけれども、そういう検討される中で、先ほどありました照明灯のことあたりも十分検討していただく案件ではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 建物のセキュリティーの件なんですけれども、やはりRCの3階建てということで、すごく大きい建物であると、こういったのが廃校になった後、いたずらでガラスが割られたりとか、あるいは中に入っていたらぬことをやったとか、そういうことになれば、非常に周辺環境、廃墟化として、非常に雑草もはびこるといことも含めて、非常にそういう環境になりがちですので、今後、いろいろ十分こころ遣は対処していただきたいなというふうに思います。

そして、廃校についてなんですけれども、いずれにせよ、三中廃校のカウントダウンが始まるというわけなんですけれども、私たちがOBとして、閉校式典の役員として、今後携わっていかねばならないのかなというふうな時期が来るかと思えます。そうしたときに、本市を含めて、全国にいるこの卒業生に対して、その呼びかけを行うことになると思えます、当然ですね。そのときはぜひ市の広報紙とか、開設してあります市のホームページとか利用させていただいて、そういう広報活動の協力をいただけるかというふうに期待しております。それについて、利用が可能かどうか、協力いただけるかどうかを最後は質問したいと思えます。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 学校の廃校につきましては、市の教育委員会だけではなくて、地域関係者、PTA関係者の協力が欠かせないと、そういうふうに思っています。地域関係者の方々に主体的に動いていただき、私、大変ありがたく思いますし、私たちもこれにつきまして、積極的に協力する必要があると、そういうふうに思っております。ぜひ連携を図っていききたい、そういうふうに思います。

先ほどお話がありましたホームページとか、広報で、これにつきましては、できる方向で検討してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、企業支援について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

(産業建設部長 吉海安丈君登壇)

○産業建設部長(吉海安丈君) 次に、企業支援について順次お答えいたします。

まず、昨年チッソが創立100周年を迎えられたが、それについての感想についてお答えいたします。

チッソにおかれましては、昨年で創立100年目を迎え、それを記念する6,000人規模のコンサートを開催され、多くの市民が大変喜ばれたとお聞きしておりますし、コンサートで使用したいすも市に寄贈していただきました。

一口に100年と言いましても、一企業が100年間継続して事業を営むこと自体、大変難しいことであると推測いたしますし、その製造形態を変えながら、事業を継続されていることに対し、チッソの持つ高度な技術と潜在能力の高さを改めて実感しているところでございます。

また、長年の経済活動を通じて、本市の地域雇用の創出と経済の発展に寄与していただき、地元経済界を牽引していただいていることに対し、敬意を表するものであります。

次に、多くの社員が市民の一員として、地域に貢献し続けていることに対する思いについてお答えします。

チッソの社員におかれましては、これまで商工会議所役員や市民ISOの審査員、水俣市の各種委員会など、多種多様な団体等の委員として活躍され、リーダー的な役割を果たされております。

また、市民駅伝競走大会、恋龍祭のパレード、競り舟大会を初め、市を挙げての行事に積極的に参加され、イベントを大いに盛り上げていただいておりますとともに、サラたまちゃん祭りなどにおきましては、参加するだけでなく、毎年肥料の無料配布をいただいております。

さらには、地域の消防団員や市内の自治会役員として地域に貢献されており、大変感謝をいただいているところであります。

次に、水俣経済の基幹産業であるチッソに対して、市としてはどのようなことを期待しているかについてお答えします。

チッソは、これまで申しましたとおり、多大な地域貢献をしていただいておりますが、例えば、地元雇用におきましては、水俣本部で1990年以降、約170名もの地元採用をしていただいているほか、小学生から一般に至るまで、年間約3,000人もの工場見学者の受け入れや、地元企業と共同で「みかんのきれい」等の新商品開発、さらにはPFI方式で、し尿を処理し肥料を製造する新会社を立ち上げ、水俣エコタウン企業としても活躍をしていただいております。

市といたしましては、今後、さらに既存工場の増設を初め、本市の地元雇用拡大に寄与していただくとともに、太陽電池用途ポリシリコン技術に関する新事業化のめどが立てば、ぜひとも新

規工場を本市に立地していただくよう期待をしております。

また、地元企業と連携しながら新事業を立ち上げ、水俣の地域経済の建て直しにリーダー的な役割を果たしていただきたいと思っているところであります。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

何年もの間、一部の新聞等で徹底的に原因企業、加害企業と取り上げられて、会社に対する誇りさえも薄れたり、また、家族にとっても、私の主人は、あるいは私の父はチッソマンですと、堂々と言いきい面もあったかというふうに思います。

地域の中で頑張る、特に若い社員に対して、これからも頑張れチッソマンとエールを送ってやりたい強い思いがあります。そういう思いやりのある市民の環境づくりをぜひお願いしたい、こんな思いです。

これについては終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、まちおこしの取り組みについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、まちおこしへの取り組みについての御質問に順次お答えします。

まず、内外に向け健康と文化を発信する最近の取り組みをどう評価されるかとの質問についてお答えします。

環境と健康をテーマとしたエコパークの整備に伴い、ジョギングや散歩をする市民の姿が多く見られるようになり、早朝からはグラウンドゴルフの練習、休日となると少年野球大会やエコカップサッカーなど、周辺住民も一緒になったスポーツ大会が行われるようになりました。

また、昨年のみなまたもやいの日では、潮騒の広場に設置されたもやいステージで、水俣の伝統芸能や市民吹奏楽、千人コンサートが行われ、文化が市民の中に根つき活動していることを確認いたしました。

このように、健康や文化面で市民が元気になっている姿や、環境で水俣が再生し、市民が元気になっていく姿を、新聞やテレビなどで取り上げていただいていることには大変感謝をしております。

特に、最近では、映画「恋路物語」の撮影や上映会、みなまた未来コンサート海恋物語が開催されました。

恋路物語については、完成した作品を全国の多くの方に見てもらうことで、また、みなまた未来コンサート海恋物語は、市内外から毎年数千人の集客があり、直接、今の水俣を見ていただくことで、水俣の元気、自然の美しさ、環境復元を果たした水俣の姿を効果的にアピールできるも

のと期待をしているところであります。

今後も、完成したエコパークや市をフィールドとしたイベント等で、本市の健康で元気な再生の取り組みや、文化を発信する事業を、既存の市内スポーツ及び文化団体とネットワークを築きながら、今以上に県内外の方の興味を引きつけられるよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、水俣は多くの著名人を輩出している。恋をテーマとした人気シンガーである郷土出身の故村下孝蔵氏を顕彰した全国の新人向け音楽作品募集を展開できないかとの御質問にお答えします。

村下氏は、本市出身の著名な方であり、郷土水俣のために何らかの形での御支援をいただければと思っております。

なお、昨年度、映画制作に当たって、恋をテーマにストーリー募集を行いました。同氏の関係者から村下孝蔵が水俣出身であるということは使っているが、ヒット曲「初恋」と関係づけることは一切困るとのお話がありました。

故村下孝蔵氏を顕彰することにつきましては、御遺族を初め、プロダクション等への御理解が必要かと思っており、今後ともお願いをしてまいりたいと考えております。現時点ではなかなか難しいと考えております。

まちおこしを進めるに当たって、市民には明るい話題を提供し、他市から興味を持ってもらえる事業を行い、元気ある大きな流れをつくっていくことは重要であると考えております。

しかし、全国の新人向け音楽作品募集につきましては、募集方法や実施体制、費用対効果など、検討すべきことが多々あると考えます。

まちおこしにとって、何が一番効果的なのか、行政と市民で一緒に議論を重ねていきたいと考えております。

次に、徳富蘇峰銅像を浜のロータリーに移転することはできないかについてお答えします。

御案内のとおり、銅像は現在、蘇峰記念館に隣接しております。

蘇峰記念館は、蘇峰先生に関する約3,000点の資料を有する水俣の貴重な歴史遺産であります。また、その前身である淇水文庫設立に当たりましては、先生からの寄附もあっておりますし、落成式には先生も出席され、盛大に行われた記録も残っており、水俣の発展を祈る先生の思いが込められております。

そして、この銅像は昭和55年に、淇水文庫50周年及び市制30周年を記念し建立されたものですが、蘇峰記念館の設立経緯や意義を語ります場合、銅像は大切な要素であり、切り離せないものと考えております。

また、蘇峰記念館の敷地に植えてありますタイサンボクや愛郷・望郷のイチヨウの木は先生が

特に好んでいた木と言われていましたし、先生が親交のあった新島襄先生から贈られたカタルパの木なども銅像と一体となって先生の思いを伝えていると考えます。

また、蘇峰記念館は、昭和4年に建設された初期のコンクリート建築として、国の登録文化財になっており、当時の面影を残しています。

このように、記念館を取り巻く周辺の様子は、歴史的につながりが深く、一体化したものとなり、文化的な価値や景観をつくり出しているのではないかと考えます。

したがって、建立された人々の思いや歴史的な意味、これまでの蘇峰先生の記念館へのこだわりなどを考えますとき、現在の地に残すことが適当であると考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 想像していたとおりの答弁をいただきました。

ことしの年頭のあいさつで、宮本市長は、幹部を前にこうあいさつされました。

多くの課題にどう対応していくのか、みずからが厳しく問われる年、結果を出したい。受け身であってはならず、ことしは打って出る市役所を目指したいと。市民と一体となってお互い汗をかき、知恵を出し、物を言い合ひましょう。その場にいた私たち議員にも呼びかけられております。このことは決して公約のトップに掲げられた産廃問題だけでなく、すべての課題に対しての市長の強い決意のあらわれだったかと思えます。その強い思いが、市長の片腕でもある私の尊敬する森副市長のただいまの答弁にあらわれていたのかということ、甚だ疑問に私は感じております。

一つ一つ改めて思いを述べてみたいと思えます。

村下孝蔵氏顕彰についてですが、御存じのとおり、彼の祖父は水俣市議会の初代ですかね、議長を務められた方です。私は第一小学校6年3組で同じクラスでもありました。その彼が日本じゅうにファンを持つ一流のアーティストとなったわけでございます。その人気は今でも衰えておりません。その彼をたたえ、顕彰する形で全国の何千人というストリートシンガー、いわゆる駅のホームなど野外でギターなどを弾きながら、メジャーになる夢などを追い求めている若い人たち、テレビでもよく見かけます。そういった素人に、「私の恋」というテーマのオリジナル作品の募集を呼びかけようという提案です。来年、海恋コンサートがあると聞いております。次回の海恋コンサートの前座で出演者による審査表彰、服部克久先生、谷村新司、ほかの出演者と、そういう方たちに審査表彰というプログラムを取り入れれば、主催者であるRKKも興味を持って、次回、3回目のコンサートの演出に取り入れてくれるのではないだろうか。テレビという媒体を使って募集の呼びかけを期待することで、水俣の非常に話題性も高くなります。村下氏の関係者からは、今答弁で、曲に関連することは一切使用してくれるなどということだったそうですけれども、今回の私の提案の趣旨と、そういった著作権にかかわるようなことは明らかに内容が違うというふうと考えております。

いずれにせよ、提案の趣旨さえも相手にきちっと伝えず、確認もとらずして、恐らく無理でしょう、困難でしょうというような答弁はいかがなものでしょうか。やれない理由を並べるより、まず行動を試みようという、いつもの森近さんの考え方からすれば疑問です。これについては、ぜひ再検討をお願いしつつ、次の議会の一般質問でも再度取り上げたいというふうに思います。

次に、徳富蘇峰銅像の提案の件ですが、私はあの浜町の場所は生家にも近くて、また、人通りも多くて、市民の目にもつきやすい。そして生家を訪ねて来る観光客の目にとまるし、記念の写真も撮れる最高のスポットであるというふうに考えております。御存じのように、源光寺の薩摩部屋にも近くて、水俣の文化漂う場所でもある。そして、何より周辺の商店街のシンボルとして、新たなまちおこしの起爆剤となるのではないかというように思って、私はこの提案をさせていただいております。

ただいまの答弁を聞いておりますと、わかりましたと言うしか言いようがありません。なるほどそれほどのものであったのかと感心してしまいました。深く知りませんでした。しかし、裏を返せば、私も含め、どれだけの人たちが今の答弁にあったような内容を知っていたのかということだというふうに思います。それだけ知られていなかったということは、きちっと水俣の文化の発信がこれまでできていなかったのだろうというふうに残念にさえ思います。

記念館が出ましたけども、果たしていつもは閉鎖している蘇峰記念館に年間何人の人が訪れておりますか。それに比べて、少ないとはいえ、浜町の生家には興味を持たれた市外の方々がまだずっと多いのではないですか。御存じのように、熊本国体の折には、秋篠宮殿下御夫妻もおいでになっておられます。

そこで、再質問ですが、銅像建立のいきさつを今後もひっそりと伝え続けるだけなのか、思い切って移設して水俣のまちおこしに生かすのか、改めて森副市長の見解をお尋ねします。

それともう一点、行政の仕事がふえるからとか、人がいないからと、今後いろんな提案に対して対応ができかねると、もしすれば、市民有志によるまちづくり研究会なるものを立ち上げて、そちらに作業を任せるとかといったような取り組みを考えられないか、それについての見解をお聞かせください。

以上、2点、お尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

森副市長。

○副市長（森 近君） それでは、第2の質問にお答えいたします。

コンサートの件につきましては、作品募集の内容等も含めて、もう少し中身を詰めて、それが本当にそういう形になっていくかということの研究をさせていただきたい。今回の質問の内容だけです。我々としても十分それを踏まえられていない部分がありますので、思いもお聞きし

ながら、今後考えていきたいと思っております。

また、銅像の移転の問題につきましても、やはり確かに今言われるように、蘇峰さんをどう今後顕彰していくのか。その中でまちづくりの中でどう位置づけるかというのも考えていく必要があるのかなと。なおすこともひとつあるかもしれませんが、やはりまち中を一回歩いていただいて、蘇峰に関するようなところをそれぞれの観光客の人たちに歩いていただく。その中でまた水俣を再発見してもらおう。そういったことも必要なんじゃないのかなと。そういったことも含めて、今後、蘇峰生家、記念館含めまして、銅像を含めて、どうまちの活性化に生かしていけばいいか、今、提案がありましたようなことも含めて議論してまいりたいと思っております。また、まちづくり研究会の話ですけども、こういったものは、ぜひそういった形が可能であれば、みんなと一緒にこれからの活性化につなげていけるようなことがあればと、役所の中でも若手で今勉強会等もやっていますので、そういったものと連携ができればなと思っておりますので、今後一緒にまた考えていきたいなと思います。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 先ほど言いましたように、市長が強い思いと一緒に汗をかこうと言われました。そういった事業等については、不安を感じながら、冷や汗も流すというふうに思います。冷や汗も同じ汗でございまして、入り口の部分で簡単に却下せず、まず動くことで、まちが少しずつ変わってきたなど、おもしろくなってきたなどというふうに思えるようになるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ今後とも前向きなまちづくりの取り組みをお願いしたいというふうに思います。これは要望です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市の名称変更について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣市の名称変更について、新しい市の名称として「新水俣市」を提案したいがというお尋ねにお答えします。

新水俣市という名称には、新しい水俣市をつくっていくという気持ちが込められていると思います。環境に特化し、世界に通用する環境首都水俣づくり、また、水俣病被害者を初め、障がい者や高齢者が安心して暮らしていくための福祉・医療のまちづくりは、これからの新しい水俣市が目指す将来像であります。

これまでも水俣病の風評被害等により、昭和48年に病名変更の署名運動や関係機関への陳情がなされたこともあり、市の名称変更については話題に上ってまいりました。

現在、水俣は、環境モデル都市、住民協働で環境再生に汗を流している水俣と、水俣という名称には環境先進都市としてのブランドが定着してまいりました。一方、水俣にはまだ水俣病で苦

しんでおられる方が多くおられ、水俣病に多くの課題を残している現状の中での改名については、被害を受けられた方々の気持ちを置き去りにする気がいたしております。そういうことを考えますと、現時点での名称変更は考えにくいのではないかと思います。

しかしながら、新たな発展に向けた新しい水俣づくりのために努力し、郷土水俣を市民が誇りに思える新しい水俣づくりに今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 御答弁ありがとうございました。

まず、昭和48年代の署名運動等による名称変更とは全く今回の趣旨が異なるというふうに御理解ください。

私は水俣という文字を決して否定はしませんし、水俣ブランドのメリットも十分理解しております。そして、水俣という名前が持つブランドについては、今後もぜひ期待をしております。非常にデリケートな問題を含んでいると思いますが、ただ、なぜ名称変更をすぐ水俣病の被害者の方々と結びつけてしまわれるのか、被害者の気持ちを置き去りにすると言われましたが、被害者の方々を含む市民の前向きな水俣づくりのシンボルとして、名称変更についても議論を呼びかけてみればどうかということでございます。その一例として、私は新しい水俣市をつくっていくという思いで、「新水俣市」を紹介させていただきました。

これまで一般的な名称変更の理由としては、御存じのように、合併して名前を新しくするというものがありますけれども、今回については確かにそれは当てはまりません。しかし、水俣の場合は努力によって公害のまちから再生した、市民の力で再生できたという、非常に強いメッセージ性を持っております。まさに合併に値する大きな変化ではないだろうかというふうに私はとらえております。そういう意味で、名称変更の是非について、具体的に市民が議論を重ねて、最終的にどう落ちつかせるのか、みずからまちづくりに接するよい機会だというふうに私は思っております。

そこで、2番目の質問ですけれども、そういう議論の仕掛けをすること自体が果たして水俣病被害者の方々に配慮を欠くことになるのか、市長の見解をお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後、新しいもやいづくりをしていくのに、今、議員が提案をされました新生水俣のイメージを抱かせたり、あるいはそのネーミングをすることの、その効果といいますか、そういうものは私も十分受けとめているつもりで、ありがたい提案だと思っております。

議員がおっしゃいますように、議論することが即水俣病に対する配慮に欠けると、そういうぐあいに私は受けとめてはおりません。大いに議論はされるべきだろうと、そのように思っております。

ます。ただ、さきの答弁でも申し上げましたように、御案内のように、今、水俣病はまだ多くの課題を残している現状であります。したがって、その現状の中では、私は現在の名称で頑張っていきたいと、そういう強い思いを持っているところでございます。

また、考えてみますと、このまちに住んでいる人、このまちで生まれた人、そういった方々のことを考えると、このまちは決して公害によって悲劇ばかりの悲しいまちではもうないと、私はそのように受けとめております。マイナスイメージばかりではなくて、水俣はやっぱり水俣の出身の方、水俣で生まれた方は水俣はやっぱり故郷であり、友達がいるところであり、家族があり、そして自然の美しいところであり、やっぱり心のよりどころ、これが水俣だろうと、私はそのように、そういった部分もあるんだということも受けとめているところでございます。

したがって、水俣という名称に、今、水俣市民は愛着を持っていらっしゃる方もたくさんおられるだろうと思いますし、私も教育現場におりまして、子どもたちが水俣に生まれてよかったと、胸を張って答えることのできる子どもたちが今たくさん育ってきていると、そういうように今受けとめているところでございます。いろいろなお考えがあると思いますが、今は、私としましては、水俣は水俣という名称で頑張るべきではないかと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 福田斉議員。

○福田 斉君 私はこれからの水俣の一つのキーワードは、前向きにという言葉だというふうに思っております。50年間のモノクロの世界から、少しずつ明るい色づけにしていこうという新たな年の始まりではなかろうかというふうに思っております。

来年度から学校再編成で子どもたちの教育環境も大きく変わってくると思います。校舎も制服も変わるだろうし、また、校歌も変わっていくというふうに思っております。これは望む望まずに関係なく、一つの大きな流れで、名称変更の是非を市民に問うことで、新たな市民参加のまちづくりの動きが始まるだろうというふうに私は確信しております。答弁にありました郷土水俣を誇りに思える新しい水俣づくり、まさにそのことにつながっていくのではないだろうかというふうに思います。

ただいま提案申し上げました名称変更の件は、本日で終わりとせず、ぜひ今後の水俣市の大きな課題に据えていただいて、前向きに議論し続けていただきたい、このことを提言申し上げ、終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時3分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

会派名を新風に改め、平松議員とともに議員活動をスタートいたしました2期目の中村幸治です。よろしくお願いいたします。

水俣市も例年のように梅雨の季節になりましたが、この時期になると、毎年、平成15年7月の豪雨災害を思い出します。私が初めて議員になった年のことですので、この災害はどうしても頭から離れることができません。犠牲になられた方々の御冥福を改めて心からお祈りいたします。

話は変わりますが、6月3日の日曜日の昼間に、私が住んでいる地区で火災が発生しました。この地区は道幅が狭く、火災現場が高台にあるため、水圧等の問題があり、消防団員の方々が消火作業に苦勞されている現状を目の当たりにしました。幸いなことに大きな被害もなく、鎮火しましたのでほっとしましたが、市民の安全・安心のために活動をされている消防団には心から敬意を表します。

さて、今日の日本の景気は回復したと言われていますが、私たちの生活実感はどうでしょうか。現実には、老後の生活に大きく関係する社会保障の問題が目の前にあります。それと、地方格差の問題、これは市町村間の格差だけではなく、水俣市内の問題でもあります。水俣市も山間部と町部の地区格差がどうなのか、よく考えていかないと、住民サービスの低下につながるのではないのでしょうか。

世界に目を向けてみますと、ドイツで第33回主要国（G8）の首脳会議が行われ、主議題として、地球温暖化対策が話し合われました。環境問題について当市は、第4次水俣市総合計画の基本理念の中で、世界に類を見ない水俣病の経験と、そこから得た貴重な教訓を生かして、これまでの環境モデル都市づくりを中心とする環境の取り組みをさらに進めていきますとうたってあり、水俣のまちづくりのキーポイントになっています。

今回の私の質問は、当市にとって重要な住民サービス、環境問題をテーマとして質問をいたします。

まず初めに、産業廃棄物最終処分場建設問題について質問をいたします。

皆さんも御存じのように、5月13日、アセスにのっとった事業者側の誠意のない説明会がありました。建設問題は今後の動きがますます重要になりますので、次の質問をいたします。

(1)、環境アセスについて。

①、環境アセスの今後の動きは、どうなるのかお尋ねします。

②、準備書に対しての市長意見は、どのようにしてまとめられるのかお尋ねします。

- ③、意見書は、いつごろ作成されるのかお尋ねします。
- (2)、県主催の公聴会について質問をします。
 - ①、県は、公聴会を開く予定があるのかお尋ねします。
 - ②、公聴会の内容・参加対象者はどうなるのかお尋ねします。
 - ③、公聴会で、市民の意見は反映できるのかお尋ねします。
- (3)、今後の熊本県への行動について質問をします。
 - ①、今後、県への行動計画は立てられているのかお尋ねします。
 - ②、水俣市として、建設計画に関しての疑問点を県に質問はしないのかお尋ねします。
- (4)、庁内対策委員会について質問をします。
 - ①、定期的に委員会は開かれているのかお尋ねします。
 - ②、各課からの具体的な対策は出ているのかお尋ねします。
- (5)、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてですが、①、委員会として、今後どのような動きをされるのかお尋ねします。

次に、環境問題についてです。

1997年12月、地球温暖化防止京都会議において京都議定書が定められ、2005年2月16日に正式に発効されました。当市においても昨年の2月に、水俣市地域省エネルギービジョンを策定されました。このビジョンの策定の背景と目的の中で、本市は日本の環境都市（エコポリス）づくりを進めてきており、みずからの環境負荷を減らすことはもとより、環境モデル都市の実現に向けた取り組みの強化を図るとあります。この水俣市地域省エネルギービジョンは、まさに水俣の将来を左右するものです。

そこで、お尋ねします。

- ①、省エネルギービジョンの中で、水俣市全体における平成15年度の最終エネルギー消費量を算出されていますが、その後の数値は把握されているのかお尋ねします。
- ②、ビジョン策定の背景と目的の中で、省エネの効果が期待できる公共施設、民間施設においては効果を試算し、E S C O事業の可能性を検討していくとありますが、平成18年度の公共施設のエネルギー消費量の状況はどうなっているのかお尋ねします。
- ③、省エネルギー推進のための基本施策として、主体を市民・事業者・行政と施策を立て、重点プロジェクトを5項目策定されましたが、この1年間どのような活動をされたのかお尋ねします。
- ④、このビジョンを主体的に実行するのは、環境対策課と聞いていますが、1つの課で実行していくことができるのかお尋ねします。

次に、水俣市のバスの運行についてですが、これは住民の足として、また、住民サービスの格

差をなくすために大切なことですので質問をいたします。

(1)、平成18年度のバス会社への補助金について。

①、バス会社への年間補助金、みなくるバスも含めてどれくらいなのかお尋ねします。

②、茂道・湯の鶴線の補助金は年間どれくらいになるのかお尋ねします。

(2)、茂道・湯の鶴線の今後について質問をします。

①、茂道・湯の鶴線をみなくるバスに切りかえる計画が進んでいますが、この計画はどんなメンバーで検討されているのかお尋ねします。

②、現段階ではどれくらい進んでいるのかお尋ねします。

③、みなくるバス運行について、いつごろ計画を完了して、いつごろから運行を開始する予定なのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題については私から、環境問題については福祉環境部長から、水俣市バス運行については総務企画部長から、それぞれお答えします。

産業廃棄物最終処分場建設問題について、環境アセスの今後の動きはどうなるのかという質問にお答えします。

中村議員も御存じのとおり、先月5月13日に事業者であるIWD東亜熊本による最終処分場事業環境影響評価準備書に係る2回目の説明会が開催されました。

また、今月5日には、市民及び全国から水俣市に寄せられました意見書をIWD東亜熊本に対して提出したところです。

その際、水俣市民会議の10人余りのメンバーでIWD東亜熊本の事務所まで意見書を提出に行ったのですが、事業者の態度は非常にかたくなで、市長以外のメンバーは門の前で立ち入りを拒否され、フェンス越しに意見書を提出するような状況でした。

意見書は、水俣市民だけでなく全国各地からも寄せられ、その数は3万3,400通余りにも上り、水俣市民を初め、全国の方が水俣市の産廃処分場建設阻止の取り組みに非常に興味を持っていただいていることを改めて認識したところでございます。

私たちが提出しました意見書につきましては、その時期がいつになるかははっきりしませんが、IWD東亜熊本が、熊本県及び水俣市に対して、意見の概要及び住民意見に対する見解書を提出することになっております。

この意見の概要及び見解書が提出されましたら、熊本県は120日以内に知事の意見を事業者に出すこととなりますが、この意見書を作成するに当たり、県は、地元水俣市長に対して意見を求め、必要に応じ県主催の公聴会を開催し、関係住民の意見を聞いたり、また、熊本県環境影響評価審査会を開催し、生物や地質など関連する各分野の専門家の意見を聞くことなどにより、これらの意見をもとにして知事意見を作成することとなります。さらに、事業者は、この知事意見を受けて、準備書を手直しして評価書を作成し、公告・縦覧しなければなりません。

次に、準備書に対しての市長意見書はどのようにしてまとめられるのかという質問にお答えします。

先ほど説明しましたとおり、熊本県は、知事意見を作成するに当たり、水俣市に対して市長意見書の提出を求めます。そこで、市としましては、水俣市民を初め、全国から寄せられました意見書を参考に、また、市の廃棄物最終処分場検討委員会の委員の専門的な意見もお聞きするなど、総合的に判断し、意見書を作成することにしております。

この場合も、抽象的な内容の議論ではなく、科学的根拠に基づき、準備書の矛盾点を指摘し、最終処分場建設に関する危険性を明らかにし、建設阻止に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、意見書の作成時期についてお答えします。

先ほど説明しましたとおり、住民意見の概要及び見解書が提出されましたら、熊本県は120日以内に知事の意見を出すこととなります。その間に、熊本県の求めに応じて市長意見を取りまとめ、県知事に提出しなくてはなりません。既に市の産業廃棄物対策室で、市長意見の素案作成に入っておりますが、7月には廃棄物最終処分場検討委員会の委員の専門的な意見もお聞きして、総合的に判断して意見書を作成したいと考えております。

次に、県主催の公聴会について、公聴会の開催予定、公聴会の内容、参加対象者及び公聴会での市民の意見は反映できるのかとの質問についてお答えします。

公聴会は、住民から提出された意見書に対し、事業者であるIWD東亜熊本から、意見の概要及び事業者の見解書が熊本県及び水俣市に対して提出された後に開催するものであります。すなわち、熊本県環境影響評価条例第19条の規定により、必要があると認められる場合に公聴会を開催し、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者の意見を聞くことができることとされておりますので、この規定により県知事が公聴会を開催することとなります。

環境アセスの担当課である熊本県環境政策課に本件について問い合わせを行ったところ、現在はまだ事業者から意見の概要及び事業者の見解書が提出されていない段階なので、開催するかどうかについては決まっていないとのことでした。公聴会の内容、参加対象者についても、同様に決まっていないとのことですが、公聴会の目的は、市民の意見を直接聞くことであり、また、住

民意見を述べたい人は、場合によっては人数が制限される場合もありますが、参加して意見を述べるができるということです。

水俣市といたしましては、今後、市民の意見が十分反映できるよう、熊本県に対して、地元水俣市民の意見を聞いていただくため、ぜひ公聴会を開催していただくよう、強く要望してまいりたいと思っております。

次に、今後、熊本県への行動はどうするのかという質問にお答えします。

熊本県に対しては、IWD東亜熊本の2回目の事業者説明会が開催された後の5月16日に、水俣市民会議の役員と代表者、弁護士の先生と一緒に熊本県庁を訪問し、再度の事業説明会を開催するよう県から指導してもらった要望書を提出したところであります。

この要望に対して、熊本県からは、5月21日、社長に要望書の写しを渡し、社長本人に直接要望書の趣旨を伝えるとともに、さらに説明に努めるよう伝えたという電話による回答が6月5日にありました。

そこで、今後の予定としましては、水俣市民会議として、熊本県に対し市民等から提出されました意見書の写しを提出するとともに、今後の県の対応に関する要望活動を行いたいと考えております。その要望活動の時期としましては、6月下旬を考えており、多くの市民の皆様の御協力、御参加を得て貸切バスを利用して、熊本県庁を訪問したいと考えております。

お尋ねの建設計画に関する疑問点を県に質問することも含め、要望の内容、日時等、詳細につきましては、今後産廃阻止！水俣市民会議の中で早急に検討していきたいと考えております。

次に、庁内対策委員会についてお答えします。

庁内対策委員会は、平成18年3月に副市長を委員長として、関係部課長21名で組織され、各種資料等の情報収集や庁内の情報の共有化を図るために設置されたものです。その業務は、1、資料等の情報収集、2、最終処分場の環境保全上の問題点についての調査検討、3、市役所内の意見集約となっています。

委員会は、原則的に月1回開催することとし、ほぼ毎月開催しておりますが、発足から本年5月まで研修会なども含め、計15回開催をしております。

各課から具体的な対策は出ているのかのお尋ねですが、それぞれの課で最終処分場に関連する事項を洗い出し、各事項について情報収集や調査、対策について検討しています。

具体的事項としては、搬入道路の騒音調査や規制の方策、搬入ルートと各種道路整備に関する制限・調整、水道水源保護の条例整備の可能性、希少植物や埋蔵文化財保護の観点からのアプローチ、国有地取得に係る公共利用計画などについて、随時検討してきたところです。

また、担当課である産業廃棄物対策室の事業を支援するために、処分場計画地の現地見学会や市民集会、地区説明会などの手伝い、準備書の縦覧の当番や広報車の巡回などの活動も実施して

おります。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の今後の動きについてお答えします。

この検討委員会は、昨年7月に、メンバーの入れかえ、追加を行い、熊本県立大学の篠原教授を委員長として、最終処分場建設阻止に向けて、冷静かつ科学的な検討を行うことを主眼に再スタートさせたものです。

本年2月には、IWD東亜熊本から提出された環境影響評価準備書について、専門家の委員を中心に検討していただき、その後4月25日に2回目の委員会を開催し、準備書に対する各委員の意見をいただいたところです。

今後、専門家委員の意見を中心として、意見を集約・整理するとともに、事務局で市長意見のたたき台を作成し、7月をめどに開催する予定の次回委員会の中で、この内容を検討していただきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 答弁ありがとうございました。

それでは2回目の質問に入りたいと思いますけど、5月13日のIWD東亜熊本の2回目の説明会、私の方も参加をしましたが、ここにおられる議員の方々も参加された方がいらっしゃると思いますが、あの説明会をどのように感じられたのでしょうかね。私は会社の誠意のなさには本当にびっくりしました。

特にアセスの中で説明さえすればいいという、あの態度ですね。この水俣市に住んでいる私たちの不安を取り除くということはずに、ともかく事業者側としては早くこれを終わって、早くつくって、早く事業を始めたいと、そういう会社側の意向が見えたような気がした説明会じゃなかったのかなと思っております。

今後会社側は多分県のアセスにのっとなって着々と事を進めていきますよというようなことになるのかなと思っております。

準備書がまず出たんですけど、これを私も見てみました。16年度にまず最初方法書が出て、この方法書の中身について、知事、市長が意見を述べられていますよね。意見書ということで出されています。これが今回出た準備書の最後の中で、県知事意見及び事業者の見解という格好で、23ページにわたって事業者本位の見解が出ているんです。私はこの方法書に対しての意見書というのは、県知事の意見は物すごく厳しいものだと確信していますので、そういうところの見解を、ただ会社側の考え方だけで準備書は述べているというところがあります。県の公聴会にしても、今から県の公聴会を県の方をお願いというか、やっていただくようにということなんですけど、どうも県の動きというの、このごろ不信感がちょっとあるのかなという気がします。もし、この県の公聴会もアセスをのっとなってやりましたと。市民の皆さんの意見はわかりました。ここは

それについて回答する場ではありませんよというような格好で、県の方も逃げてしまったら、これは大変なことになるなということを危惧しております。そんなことを考えると、今後この問題については、許認可権があるというのは熊本県ですので、私たちのこの事業に対しての不安、これを県に訴えていくということが、今から今後大切になっていくのかなということを思っております。

熊本県に対しての行動という格好でさっきお聞きをしたんですけど、市民会議というのは、民間というか、市民レベルの反対運動の場なのかなと思っております。ここに関しては反対運動をとことんやっていくということは当然なことだと思うんですけど、水俣市として、県にどういう格好で訴えていくのか。ここの部分が大切なことになっていくのかなと思っております。ということは、準備書の中で当然水の問題とか、地質の問題の関係等含めて、まだ、私たちの不安が取り除かれていないということですので、こういうことを県に訴えていく、それは口だけではなく、文書で一つ一つの項目について質問をしていくという方法なんかをとられてみてはどうかなど。それに対してその答えをいただくと。それで納得いかなければ、また、それに対して質問をするというような、そういうやりとりを今後されるということは考えておられないのか、まず1点、そこをお聞きしたいと思います。

それと庁内会議、今年間15回ですか、やっていますよということなんですけど、もう一つ、水俣市の検討委員会、これも今後いろんな格好でアセスにのっとってやっておられるということなんですけど、ぜひこれは活発な論議をお願いしたいと思います。ここがまた重要なポイントになってくるのかなと思っております。

それで、まず、公聴会についてなんですけど、公聴会はこれは先ほども言ったように、県がもうこれで終わりですよということではなく、市民が納得するまでとことんやっていけるのかどうか、そのところを県の方に一回お聞きをしてもらいたいと思っておりますけど、そこをひとつ質問にしたいと思っております。

それと、水俣市の動きの中で、水俣市としての動きは先ほど質問したんですけど、もう一つ、水俣市という格好の中では、市長がどういう動きをされるのか。先ほど市民会議の話の部分があったんですけど、これは市民会議というのは宮本市長が長という格好になられていますけど、これは市民レベルの運動ということで、水俣市ということになれば、熊本県としては行政対行政のやりとりということになるので、市民会議については、市長というのはなるべくこう、ちょっとやりにくい面というのがあるのかなという、これ私個人の意見なんですけど、そういう気がしますので、市長として熊本県に建設に関しての不安、疑問、いろんな格好で調査をすると、先ほど言われました、朝の質問の中で。そういう部分を踏まえて、県知事にそういうことを訴えていくと。それともう一つは、水俣のまちづくり、将来のまちづくりに対して、この産業廃棄物の建設、こ

それは必要ないんですよと、そのようなことを県知事にやはりこれも文書で訴えていくということ
はできないのか、これをもう一つ質問をしたいと思います。

それと最後の質問なんですけど、検討委員会の検討事項というのは、この要綱に書いてありま
すとおり、環境影響評価、これに関することを検討事項という格好で行いますということになっ
ています。先ほども言ったように、方法書で出された県知事の意見書に対して、業者が回答した
部分は、まだ納得できない部分があるというようなことを考えてみるならば、検討委員会の中
でもそういうことを検討して県に訴えていくということが必要なのかなということで、検討委員
会は環境アセスの影響評価についての検討をするわけですから、そういう部分も含めて、準備書
の最後の方、六百何ページですかね、の方に載っていますので、その部分をもう少し検討する
というようなことを検討されてみてはどうかということをおもっています。

以上、ちょっとその部分だけを第2回目の質問とします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点、ちょっともしかして抜けておる部分があったら指摘をして
いただきたいと思います。

第1点、県知事に対して、事業者の説明会の中で、なかなかこう理解を得られなかった部分に
ついて、文書等で県知事あたりをお願いすることはできないかというような御質問だったと思
いますけれども、3月及び5月に実施されました事業者説明会では、私も当然納得はしておりま
せんので、その分につきましては、やっぱり今後水俣市が作成いたします市長意見の中にももち
ろん折り込んでまいりたいと思っておりますし、まあ個人的にもいろんな機会をとらえて、知事
にはお願いをしておきたいと思っております。

それから公聴会のことだと思えますけれども、公聴会というのは、今答弁の中で申し上げまし
たけれども、もちろん市民がとことん納得するまで公聴会の方でもお願いをしていきたいとい
う気持ちは十分持っておりますけれども、これは県が必要と認めるときに公聴会を開くとい
うような形になっているということでございますので、当然県に、今のところ、県に問い合わせたところ、
まだそこまで考えていないと、そこまでいっていないというようなお答えでございましたけれど
も、当然この問題につきましては、水俣市民の意見を述べる貴重な機会でございますので、精
いっぱい頑張って公聴会を開催していただくように強く要請してまいりたいと、そのように思
っております。

それから、産廃の問題点が当然水俣市のまちづくりに合わないのではないかと、そういったも
のを文書等でお願いしていく必要もあるのではないかとということでございますけれども、でき
るだけいろんな機会をとらえながら、その点についてお願いをしてまいりたいと、そのように思
っております。

今後もちろん知事の要望の中にも、これも文書でお願いすることになると思いますけれども、私も個人的にも精いっぱいその部分については、積極的にお願いしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

それから方法書の意見に対する見解だったろうと思いますけれども、もちろんこの部分については検討委員会の方で十分検討していただいて、そして納得いくような形で、市長の意見として上げていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 中村議員。

○中村幸治君 それでは3回目の質問に入りたいと思います。

今後、何回でも私も言っているんですけど、この産業廃棄物処分場のこの建設問題というのは、本当に水俣の将来にとって重要なことだということを、皆さんも認識をされていると思いますけど、私はこの問題は、水俣が水俣であるために、また、水俣らしく生きていくための、これは戦いかなと思っております。この戦いは絶対負けるわけにはいかないと思っております。今度の市議選で新しい議員も誕生されたんですけど、私たち議員一人一人も、このことについては十分に自覚を持って、議長を先頭に議会がこの問題に取り組む必要があるのかなと、今後とも、そういう気持ちを持っております。

それと、これはやっぱり水俣市全体で、これに向かっていかなければいけないということで、水俣全体としては、市長を先頭に、水俣市の代表である、これは県の問題でもありますから県会議員、それと私たち議員、それと水俣市民が本当に手をとって、これを一緒に解決していくという行動をとらないといけないのではないかなと思っております。

それが大きな力になって、いい結果が出てくるのかなという気がします。

市長が準備書に対して意見書という格好で意見も述べられるということなんですけど、もう何回も聞いて申しわけないんですけど、この問題について、最後の質問にしたいと思っておりますけど、この段階で市長みずから市長の意気込みというのを、この問題に対しての意気込みというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員からのお話ありがとうございましたけれども、やっぱりここにきまして、この問題が非常に厳しい問題ですし、本当にみんながやっぱり力を合わせなければ、一人一人がその気持ちを自分の気持ちとして、自分のものとして受けとめて取り組んでいかなければ、この問題は非常に難しい問題じゃないかなというような思いをしております。

それぞれ目的はみんな同じですし、やっぱり心をそろえるということは大切ですし、中途半端ではこの問題は解決できないんじゃないかなということを今つくづく強く感じております。

そういう意味におきましても、議会の皆様方の御協力や市民の皆様方の御協力、いろんな方々

の御協力を得ながら、心を一つにして今後も新たな気持ちで頑張っていきたいと思っておりますので、どうかひとつ応援の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本和幸君） 次に、環境問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣市地域省エネルギービジョンについてお答えをします。

まず、本市全体における最終エネルギー消費量の数値についてお答えします。

本ビジョンを策定した平成18年2月時点において、入手可能な各種統計のデータは、平成15年度分でしたので、ビジョンには、この時点で算出した数値が記載されております。

データの調査・把握・分析、数値の算出については、専門的な知識と技術が求められますので、外部専門家が行っており、その後の数値については把握していない状況です。

次に、平成18年度の公共施設のエネルギー消費量についてお答えします。

これについては、平成18年度から5カ年を第2期計画期間とする水俣市地球温暖化対策推進実行計画の中で把握しております。

対象施設は、市役所庁舎や環境クリーンセンターなど40カ所となっており、電力1,029万キロワット・パー・アワー、LPガス3万7,600立方メートル、灯油4,850リットル、重油60万1,760リットルの消費量となっています。

それぞれを前年度の数値と比較してみると、電力が1.39%減、LPガスが4.85%増、灯油が5.87%増、重油が8.29%減となっております。

次に、省エネルギー推進のための基本施策における重点プロジェクトに関する1年間の活動についてお答えします。

家庭版環境ISOの普及拡大については、従来のシステムの抜本的見直しを考えております。具体的には、各家庭で宣言する行動目標に関する選択項目の見直しと、必須項目の設置、審査の実施主体の変更、認証システムの再構築等について検討をまいりました。

今後、この結果を踏まえ、近い時期に市の職員等を対象として、6カ月程度の試験的運用を行います。実施結果を分析し、改良を加えた後に平成20年度から全市的な実践につなげていきたいと考えております。

また、もったいない行動・もったいない精神育成プロジェクトに関しましては、市のホームページ上に「もったいないボックス」の設置を検討しております。

これは、不要となった消費生活製品を無料でやりとりしたり、情報交換する場を広く市民に提供することによって、リユースを推進しようとするものであります。現在、市職員用の庁内情報共有システムにおいてデモを掲載し、職員の意見等を聴取している段階です。条件が整い次第、

実用に踏み切る予定です。

クリーンな交通手段の利用拡大プロジェクトについては、コミュニティバスの運行と充実の推進を図っております。

平成18年1月の大川・中屋敷線に続き、平成19年1月から湯の児線、通称青バスの運行を開始しております。

次に、このビジョンを1つの課で実行していくことができるのかという御質問にお答えします。

本ビジョンの実現に向けて、最もかかわりの深いセクションは、環境対策課であります。

しかしながら、基本施策のメニューの中には、ほかの課が所管する業務に関する内容が含まれていること、さらには産業部門ごと、あるいは公共施設のエネルギー消費量の削減を推進することは、庁内における1セクションで対処できる課題ではございません。

したがって、本ビジョンの実行については、全庁的に取り組んでいくとともに、市民の皆様の御協力を賜りながら進めてまいります。

○議長（松本和幸君） 中村議員。

○中村幸治君 この環境問題というのは、大変な問題だということを私も承知しております。皆さんも御存じのとおり、今年の、先ほども言ったんですけど、G8のサミット、これ先日終わりました。来年のG8のサミットは、北海道の洞爺湖で行われるということを聞いております。ということは、来年のサミットの主催国は日本になるということなんですけど、日本として、地球温暖化対策の現状について、安倍総理がたしか5月29日だったですかね、現状のままでは京都議定書の達成は極めて厳しい状況になると言われています。というのは、2005年度の日本の温室効果ガスの排出量、これが1990年比、これは京都議定書が基本とする年ですね、1999年。これに比べて7.8%増の13億6,000万トンで、家庭、業務部門の対策を強化する必要があるということで、各省庁に追加策の検討を指示したということを聞いております。

環境都市づくり、エコポリスを目指す本市にとっても、この温室効果ガス削減問題は大変大きな取り組みになってくるのかなと思っております。この省エネルギービジョンの1年間の活動をちょっと先ほど質問をしましたが、答弁をいただきましたが、まだ具体的にどのようにやるのかなという、実際の実施計画というのが少し見えなかったものですから、そこで2回目の質問をしたいと思いますが、先ほどの答弁の中では、平成20年度から実施したいというような、そこだけちょっと聞こえてきたんですけど、そういう年度を言われたんですけど、この省エネビジョンの実施計画を立てられて、実際本格的にスタートするのは、今言ったように、20年度からなのか、そこを1点、質問したいと思います。

それから、このビジョンに対して、第4次総合計画の実施計画というのが、平成17年度に出されたんですけど、この実行計画というのは3年で見直しを行うということになってはいますが、

17年度から19年度までということですね。この計画の中で、この省エネビジョンの事業に対して、18年度、19年度というのは、事業予算はゼロということになっております。

先ほどの答弁で、水俣の最終エネルギーの消費量、この件をちょっと聞いたんですけど、平成15年度はやりましたよと。当然ですね。これをつくるときの分ですので。今後は部外専門家じゃないとこれはできませんというような答弁だったと思うんですけど、ということであるならば、この大切な事業に対して、当然、予算化が出てくるのかなと思います。だから今後の予算について、この事業に対しての予算について、どのように考えられているのか、そこを1点、お尋ねします。

それと、このビジョン、これの事業をどこがやっていくのかという質問に対して、庁内全体で取り組むということをおっしゃったんですけど、確かにそのとおりだと思います。重点プロジェクトが5つあるんですけど、まず、第1点が、先ほどは2点ほど説明されたんですかね。第1点が、家庭版環境ISOの普及拡大プロジェクトというのがあるんですけど、これは当然現在も環境対策課がやられていますから、それは1つの課でできるのはできるのかなという気がします。

それと、もったいない行動・もったいない精神育成プロジェクトというのがうたわれていますけど、これは市民に対してのいろんな格好で、市民のPR、市民に対してこういうことをお願いしますというような格好で、市民の意識を高めるということになりますので、これも環境対策課の方でできるのかなという気がしています。

3番目の省エネルギー回収事業、ESCO事業の導入、これは先ほどの説明があったんですかね。これは各いろんな病院とか、学校とか、いろんなところにまたいでいってしますので、当然これは全課、全庁でやっていかなければいけない事業かなと。

それと、第4番目の地場産材アンド間伐材活用プロジェクト、これについては農林水産課とか、商工観光課も絡んでくるのかなという気がします。それと、先ほど説明があったクリーンな交通手段の利用拡大、これについては今やられていますよということで、今後また、このコミュニティバスについては、後で私質問事項にしているんですけど、この件については総務課というような格好で、これは本当に全庁を含めていろんな場面でこれをやっていかなければいけない。

特に先ほど言ったように、これは本当、水俣のまちづくりの将来のためにも、これは重要な事業ということですので、これを本当に各全課にやっていくためには、各課もまたぎますので、この調整というのが物すごく難しくなるのかなという気がします。

だから、実際これを実施するのにだれが責任を持って、トップは市長だと思いますけど、実施するのにだれが責任を持ってこれをやっていかれるのか、その点を質問したいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2質問に御答弁を申し上げますけども、市の方では現在、水俣市の地球温暖化対策推進実行計画いうのを策定いたしております。これは、平成11年、法律でそのように施行されまして、地方団体においては、実行計画をつくりなさいと、そういうことになって、計画をつくっているわけですが、その計画の中で、目的、目標といたしますのは、平成17年に、消費量を基準元年というか、規準年にとらえまして、平成18年度にエネルギー消費量の4%削減、平成19年度に5%削減を目標とすると、平成20年以降、この地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆるチームマイナス6%というのがございますが、20年度からは6%削減ということで、本格的には20年度以降、エネルギー消費量の削減に向けて取り組んでいきたいということでございます。

ただ、達成条件について、先ほど申し上げましたけれども、エネルギーの4種、電力、LPガス、灯油、重油、それらのうちに達成したのが、重油のみ8.19%であったということで、かなり厳しい目標設定にあるのかなというぐあいに考えておりますが、今後全庁的な取り組みを展開していきたいというぐあいに考えております。

それから、予算的なことでございますけれども、最終エネルギー消費量の推計に要する経費というのは、幾らか経費がかかるわけですが、部外の専門家の方をお願いして前回やったということもございまして、推計ソフトの購入自体には、おおむね10万円程度の経費がかかるのかなというぐあいに思います。ただ、この場合、ソフト購入後に予算以外に、作業のパワーアップというのが十分必要になってきますので、入力業務等は市職員が行わなければいけないとか、相当な経費もかさんでくるという状況になるかと思っております。

今後、予算化については、その事業の必要性を見きわめながら、精査しながら、検討してまいりたいというぐあいに思います。

それから、全庁的な取り組みでということで申し上げましたが、実行責任はだれがとるのかということでのお尋ねだったかと思っております。

地球温暖化対策推進に係る組織といたしましては、環境管理総括者、これはもう市長になりますけれども、その市長のもとに環境管理責任者というのを置いてございます。これが副市長でございまして、あと環境管理副責任者、これを教育長と、そのもとに環境管理委員会というのを組織いたします。この委員会の委員長は副市長が委員長になるというぐあいに定めておりまして、その委員長の指揮のもとに教育長以下、各部長、局長等々で、これは外部の施設もございまして、振興公社とか、社会福祉事業団とか、そういうところも入ってこようかと思っておりますけれども、そういった委員で構成いたしまして、その下に、さらに全課、あるいは学校施設であるとか、病院施設であるとか、実行組織を立ち上げまして、全庁的な取り組みで省エネルギー、さらに地球

温暖化対策ということで推進に努めてまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 中村議員。

○中村幸治君 これは日本だけの問題じゃないんですね。世界的な部分の問題なんです、この問題は。ということは、水俣は世界に発信する水俣ということであるならば、せっかくこのビジョンをつくったわけですから、当然これは目標に向かって進んでいくということをしなければいけない。そうじゃないと、絵にかいたもちであるならば、何のためにこれをつくったのかなということになるのかなという気がします。

だから私は、実行責任者、実行する人はだれなんですかという質問をしたんです。ぜひ、これは本当に真剣にやってもらいたい。

特に今世界情勢をちょっと見てみますと、アフリカのダルフルというところは、イスラム教徒同士が温暖化の影響で、土地が砂漠化するもんですから、遊牧民の移動というのが原因で紛争が起きていると。要するに雨が降らないから、土地を移動するというので、そこで紛争が起きていると、そういう現状もあると。

それと、これは先日の新聞記事に書いてあったんですけど、水の問題が相当問題になってくるのかなと。氷河や山岳地帯に降る雪からの水に、飲み水や農業用水を依存している15億もの人が、地球温暖化の影響で水不足に悩まされるおそれがあるとする研究報告を国連環境計画がまとめたということが書いてありました。

本当にこれは世界全体の問題、ということは、水俣がそれだけやらなければ、世界の方々に申しわけないですよという、そういう問題になってくるのかなと思います。それと環境都市水俣ということであるならば、当然この問題は力を入れてやっていかなければいけないということをおっしゃっております。

ということは、行政だけに話をするんじゃなく、私たち一人一人も当然これは真剣に考えていく必要があるのかなと思っております。ということは、市民もこれは一丸となってやっていかなければいけないということであるならば、当然それを指導する行政は、まさしくまた一生懸命しなければいけないということですので、庁内一丸となって取り組む必要があるということですので、福祉環境部長である吉本部長、できるならばこの問題について、吉本部長が今後どういう格好で取り組んでいかれるかという、そういう思いをもしあるならば、最後の質問としたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 叱咤激励されましたけれども、私、細身でありますけれども、自分ではかなり環境に負荷のかからない体ということで、自負いたしておりますけれども、そういった意味でも、全庁的な取り組みで、私もその源動力となって取り組んでまいりたいというぐあい

に思います。

特に、今現在、通勤手段あたりのことを見直してみようと、ぜひ自転車で通勤をすると、そういったことを奨励していく、そのことでも全市民に随分とアピールできるんじゃないかなというぐあいに思っております。できるだけ、自力で、人力で、エネルギーを消費しないように、頑張っていきたいというぐあいに思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市バス運行について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 水俣市バス運行について、まず、平成18年度のバス会社への補助金についてお答えいたします。

初めに、みなくるバスを含むバス会社への年間補助額についてお答えします。

本市におけるバス路線につきましては、産交バス株式会社及び南国交通株式会社により運行されており、本市は2社に対して運行費を補助しております。

まず、産交バス株式会社に対する補助といたしましては、みなくるバス運行分として、赤色バスの茂川・梅戸港線及び黄色バスの大川線・中屋敷線、合わせて1,080万4,000円、みなくるバス以外の路線に2,874万4,000円、合計いたしますと、3,954万8,000円となります。南国交通株式会社に対する補助といたしましては、37万2,000円となっております。合わせて、平成18年度におけるバス事業者への運行費補助総額は3,992万円となります。

次に、茂道・湯の鶴線の年間補助額についてお答えいたします。

茂道・湯の鶴線につきましては、始発地及び終着地の相違により、4路線にて運行しております。

平成18年度における補助額といたしましては、水俣産交・流合橋線が364万8,000円、流合橋・茂道線が411万9,000円、頭石・茂道線が269万1,000円、水俣産交・頭石線が152万6,000円であり、4路線合わせて1,198万4,000円となっております。

次に、茂道・湯の鶴線の今後についてお答えをいたします。

まず、茂道・湯の鶴線をみなくるバスに切りかえる上で、どのようなメンバーにより検討されているのかについてお答えします。

茂道・湯の鶴線へのみなくるバスの円滑な導入を図るため、本年4月、市役所内にコミュニティバス導入委員会を設置しております。

運行内容の策定に当たり、バスの主な利用者である高齢者及び児童・生徒の利便性を考慮し、あわせて赤字欠損補助額の圧縮を図ることが重要であるため、福祉課、教育総務課及び財政課等、

みなくるバスに関連する市役所内8課の各課長による構成といたしております。

また、みなくるバス導入に関する原案を策定するため、委員会に市職員による作業部会を設けております。

次に、茂道・湯の鶴線の進捗状況についてお答えします。

利便性向上を図るために、本年2月、コミュニティバス導入委員会作業部会及び企画課において、既存の茂道・湯の鶴線について、各停留所での乗降者数調査及び利用者聞き取り調査を実施し、利用実態及び利用者のニーズの把握を行っております。

現在、乗降調査の結果をもとに、利便性の向上及び赤字欠損補助額の圧縮を考慮した運行ルート素案を企画課において検討しております。

次に、みなくるバス運行に関する計画完了及び運行開始予定時期についてお答えします。

今後の取り組みといたしましては、バスの運行主体であります産交バスを初め、県、運輸支局、警察等の各関係機関と協議・調整を行い、コミュニティバス導入委員会において、運行ルート案を7月下旬までに策定する予定としております。

その後、沿線地域への説明会を9月下旬に実施し、地域からの要望を踏まえ、運行内容を再検討する計画としております。

さらに、各関係機関との協議・調整を行い、12月中旬に運行内容を決定し、平成20年1月から、停留所及び時刻表の作成、車両の塗装等、運行に向けた準備を行い、平成20年3月下旬には運行開始ができればというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 中村議員。

○中村幸治君 このバスの問題というのは、今説明があったように、お金のかかる事業ということは、私も十分承知しております。特にこの問題について、職員の方は苦勞されているということも、前のコミュニティバスの質問の中で伺っております。

先ほどの答弁で、コミュニティバス導入委員会という格好でつくられているということだったんですけど、これはあくまでも庁舎内の会議ということですね。それと、7月下旬までに策定をするというようなことを言われました。ということは、それまでの間には、住民の聞き取り調査はしましたよということですけど、住民の意見というのは、そこにはまだ入ってこないということになるのかなと。要するに、その中に住民のメンバーは入っていないということになりますね。そこで私、いわゆる湯の鶴の方に出向いて行って、地域の方の要望というのを、このコミュニティバス化についてちょっとお聞きをしたんです。まだ、茂道地区は行ってないんですけど、今後行きたいなと思っているんですけど、そこで伺った意見として、1つは、湯の鶴に招く川内と書いて、湯の鶴では「まんば」と言っているんですけど、その地区は、今公共のバスが行っていないんですね。だから、その住民の方々は、このみなくるバスを運行してもらいたいと、そし

て自分のところに、ぜひ路線を引いてもらいたいという要望が物すごく強いというのが1つあります。

それと、もう一つは、何のためにバスを利用するんですかということをお聞きしますと、ほとんどの方が、ある程度高齢者になっていますから、病院へ行く足として、このバスを活用したいというような声が物すごく多いということをお聞きしております。

そのために、バスの運行時間をよく考慮してほしいというようなことを聞いています。この運行時間についてなんです、私が議員になって、よく湯の鶴のことを考えているんですけど、一つだけ頭から離れていないことがあるんですよ。それは湯の鶴温泉センターの件なんです。湯の鶴温泉センターは現在、昼間からの営業という格好になっているんですけど、前は午前中も営業してたんですけど、いろんな絡みの中で昼間からの営業ということになりました。これについて、市内の高齢者の方なんかの声は、湯の鶴温泉センターは、ぜひ朝から営業してほしいという声が結構聞こえてくるんです。というのは、昼行っても、1回入ってすぐ帰ってこんといかんと。午前中開ければ、ゆったりして入ってこれますよという声が聞こえます。ということであるならば、今後湯の鶴温泉センターのことを考えれば、もしこれは商工観光課のことになるかと思えますけど、そういうことを検討されるという機会があるならば、午前中の営業ということも、もし含めて運行時間ということも、そういうことも検討されてみてはどうかということをお聞きしております。

それで、質問としましては、今住民の意見というのを私言ったんですけど、これを7月前に聞くというような、正式な場とか、そういうのはあるのかどうか、それを1点、質問したいと思います。

それと、茂道・湯の鶴線の補助金の関係で、答弁の中では1,198万ということをおっしゃったんですけど、みなくるバスに切りかえていくということは、当然削減ですね。それだけ膨大な金になっていますから、それを減らしていくということなんでしょうけど、できれば、これは市民の声ということで、先ほども言ったんですけど、バスを利用する方は、病院に行きたいという声が強いです。ということで、当然、水俣市もその声が聞こえてきていると思います。それを考えますと、もし先ほどの予算の範囲の中でということになるならば、ちょっとこれは大変なことだと思うんですけど、私の考え方としては、今茂道・湯の鶴線の現在の路線というのは、考えてみますと、茂道を出発して、水俣駅、それから四つ角、それを右折して湯の鶴に行くという格好で、病院の方にはつながっていないんですよ。ということであるならば、それともう一つ、運行時間等を考えてみると、この路線を2つに分けることはできないのかなという気がします。要するに茂道線というのを1つつくって、茂道から駅を通過して、四つ角を通過して、病院を通過して市役所に行く。それから湯の鶴線としては、湯の鶴、スタートは市役所でもいいんですけど、湯の鶴からという

ならば、湯の鶴を通過して、四つ角を右折して総合病院に行って、市役所に行くというような、そういう2つの路線をつくることはできないのかなということを1点、質問したいと思います。

というのは、市民の足として、これはやっぱり必要なことですから、市民が利用しやすいようにしていくと。そしたらそれだけ市民が利用すれば、それだけ収入が入ってきますよということ、市の補助金も少なくなりますよという考え方で、こういう考え方はどうなのかなということ、その2点を質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 住民の意見を7月に計画できるのであれば、その前に聞いた方がいいんじゃないかということだと思います。

実は、ことしの2月に聞き取り調査を実施をしております。そのときに延べで73回聞き取りをやりまして、220人の方に聞き取りをしております。今、議員おっしゃられたように、うち実は高齢者がそのうち60%、40歳以上を含めるともう既に90%近くの方が、そういう年齢が高い方、おまけに、うち8割が女性ということで、本当に交通弱者だなというふうに実は感じております。目的も病院と買い物で65%ぐらいいっています。ですからほとんど目的はもうそこかなというふうに思っております。

それで住民の要望を、通常ですと、いろんな素案をつくっていきますけども、大体市の案を固めてと言うのおかしいんですけども、素案をつくった時点で、住民の方々にお示しして、意見を聞きたいなというふうに思っております。今の状況でいけば、大体9月ぐらいに実は予定をしておりましたけれども、9月以降にまた、いろんな警察とか、運輸支局とか、県とかとの協議をまた控えておりますので、その前に住民にお諮りをしたいなと、住民の意見を十分聞いていきたいなというふうに思っております。

それから、今出ました2系統、例えば病院に回すとかというのを考えたらいいんじゃないかということだろうと思いますけれども、コミュニティバスの導入については、本来、赤字の圧縮、それともう一つ大きな視点というのは、利便性の確保というのがあるかと。せっかくそういうふうに変えていくのであれば、そういう利便性を確保も図っていくべきだというふうに思っております。そういう意味からいけば、利用目的が買い物とか、病院でございまして、十分やっぱり我々は考えていく必要があるなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中村議員。

○中村幸治君 今言ったように、部長の答弁もそうなんですけど、市民の足、市民のニーズに答えるという部分ですね。この路線バスの図面があるんですけど、これを見ますと、駅前から旭町、これは9路線あるんですよ、民間も含めてですね。ところが、総合病院の方には3路線しかなくて、裏の方にあと1つですかね。4つしか行っていないということで、やはり市民のニーズ、

市民の足という格好であるならば、当然総合病院を起点という格好で考える必要があるのかなと。だからこれはちょっと、まずはまちづくりという中で、今コンパクト市という考え方がありますので、私は当然、そういう発想を持ってこれにも取り組んでほしいと。ちょっと無謀な発想ということかもしれませんが、私は総合病院を中心としたバスターミナル、こういうのをつくってみたらどうかということも考えてみられたらどうかと。土地はこれも無謀かも知れませんが、浜グラウンドが空いてますよというようなことで、そういう発想を持ってこうやっていただければなど。というのは、そこに、先ほども部長も言われたように、商業部門、要するに買い物ができる場所をつくと。ということは、病院に来て買い物をして、お年寄りの方は帰っていただけますよということで、そこをターミナルという格好で使えば、それだけの利用客もまたふえてきて、バスの利用客がふえてきて、それだけ収入もふえて補助金も少なくなるんじゃないかなという考え方を、私なりにちょっと思ったものですから、このことについては、本当に水俣の将来を考えて、まちづくりのことを考えてやっていただければなど。ともかく余り規制にこだわらなく、本当に水俣の将来のことを思って、これをやっていただければなどと思って、これは私の考え方ということで、お伝えして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時41分 散会

平成19年6月13日

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月13日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時6分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 岩阪雅文君 | 平松辰弘君 |
| 田中功君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局次長 | （牛迫秀基君） | （田畑純一君） | |
| 主幹 | （崎田雄七君） | 議事係長 | （栄永尚子君） |
| 書記 | （赤司和弘君） | | |

（説明のため出席した者） 15人

| | | | |
|--------------|---------|---------------|----------|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 産業建設部長 | （吉海安丈君） |
| 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） | 総合医療センター院長 | （坂本不出夫君） |
| 総合医療センター事務部長 | （濱崎昭博君） | 産業建設部産業づくり総室長 | （小林信也君） |
| 福祉環境部次長 | （桑畑達美君） | 水道局長 | （吉村明賢君） |
| 教育長 | （大淵洋君） | 教育次長 | （坂本彰君） |
| 総務企画部総務課長 | （田上和俊君） | 総務企画部企画課長 | （松本幹雄君） |
| 総務企画部財政課長 | （本山祐二君） | | |

○議事日程 第3号

平成19年6月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 野中重男君 | 1 産業廃棄物最終処分場について |
| | 2 水俣病問題について |
| | 3 水俣市病院事業について |
| 2 緒方誠也君 | 1 水俣市立総合医療センター医師不足問題について |
| | 2 市民が自信を持ち、元気の出るまちづくりについて |
| | 3 働く場の確保とリスクについて |
| | 4 産業廃棄物最終処分場問題について |
| 3 川上紗智子君 | 1 国民健康保険について |
| | (1) 国民健康保険制度そのものについて |
| | (2) 水俣市の国民健康保険の現状について |
| | (3) 国保税の負担軽減について |
| | 2 小・中学校の再編成について |
| | 3 水俣市における全国学力・学習状況調査の実施の仕方について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

4月の選挙で議会は新しい構成になっておりますけれども、引き続き市民生活の安定と向上を願ひ、提言も交えて質問いたします。

国政をめぐるのは、年金の宙に浮いた記録が5,000万件もあり、手書きからコンピューターに移すときに処理されずに消えた記録が約1,400万件あったことも国民に知らされず、抜本的な解決策がとられないままにしていたということが大問題になっております。

私たちは政策を発表し、全加入者に調査対象を広げる、年金記録の情報を提供する、状況証拠で解決する特別の相談窓口をつくることを求めています。

歴代の大臣の責任は重大ですけれども、政府の責任で抜本的な対策がとられ、国民が不利益にならない措置がされるように求めたいと思います。

早速、質問に入ります。

1、産業廃棄物最終処分場について。

- ①、国有地の境界確定作業の進捗状況について。
- ②、国有地払い下げをめぐる市民会議の確認と国への要望書について。
- ③、事業説明会についての熊本県環境生活部環境政策課のIWD東亜熊本への回答について知っておられるか。そして、これらについての評価についてはどうされているか。

④、IWD東亜熊本は、事業説明を終了したとっております。今後の運動について。

以上、4点についてお尋ねします。

2、水俣病問題について。

- ①、現在までの熊本・鹿児島両県の認定申請者数と保健手帳対象者数の数について。
- ②、両県の認定申請者の検診体制で医師による診察体制と診察終了者数について。
- ③、両県の審査会の開催予定について。
- ④、熊本県が提案した不知火海沿岸住民の健康調査のその後について。
- ⑤、認定申請者と保健手帳対象者の増加に伴う国からの国民健康保険財政への財政補助はふえているのか、減っているのか。

⑥、環境省は認定申請者と保健手帳対象者の調査を行いました。その結果は、いつ発表され、その内容については結論だけと聞いておられるか、それとも基礎数字についても公表すると聞いておられるか。

⑦、水俣病不知火患者会が始めた国賠訴訟のほかに、この間、国や熊本県を被告として訴訟が相次いで起こされています。どのような訴訟が始まったのか。

⑧、昭和58年に県債方式で、国からチッソへの貸し付けが始まっております。県債発行の目的と趣旨はどのようなものだったか。

以上、8点についてお尋ねします。

3、水俣市病院事業について。

①、日本全国で地方自治体病院などの医師不足が叫ばれています。医師確保のために、市長と院長の努力があったと聞きますが、現在の確保状況について。

②、麻酔科の医師の不足で緊急手術などが危ぶまれていましたが、現在の状況について。

③、小児科、産婦人科は全国的に特に不足し、お産ができなくなった地方都市が出ていると聞いています。医療センターの産科・小児科関係の医師確保と診療について。

④、救急医療は自治体病院の大きな使命です。その体制と継続について。

⑤、当直をし、オンコール待機勤務をし、翌日は朝から外来診療をし、手術をし、入院患者の経過を診る。勤務医師の過重労働の実態が全国で告発されています。医療センターの勤務医師の労働実態について。

以上、5点。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場については私から、水俣病問題については福祉環境部長から、水俣市病院事業については総合医療センター院長から、それぞれお答えいたします。

まず、国有地の境界確定作業の進捗状況についてお答えします。

産業廃棄物最終処分場建設予定地内の国有地である長崎字馬尼田に存在する農水省名義の公衆用道路については、平成18年度地籍調査事業の調査区域であり、昨年9月から農水省名義の土地を管理している熊本県と隣接土地所有者である東亜道路工業株式会社、里道を管理している水俣市で、現地の境界確認作業、協議を行っておりますが、現在のところ、境界確定には至っておりません。

次に、国有地払い下げをめぐる市民会議の確認と国への要望についてお答えします。

国有地払い下げに関する要望活動については、2月13日に開催された市民会議の全体会議の中で、国有地払い下げに関する市民への署名活動を実施し、熊本県議会に対し意見書採択を求める請願を行うという提案が出され、参加者で検討の結果、実施が確認されました。

国への要望については、その後、市民会議の会長である私と、顧問である吉永県議との間で、一連の動きとして農林水産大臣へも要望することを確認しました。

2月22日、熊本県議会に行き、県議会議長に対し、それまでに集まった市民の署名を添え、請

願書を提出し、この請願は3月15日には、県議会で、開拓財産の優先売り払いに関する意見書とともに採択されました。

その後、いろいろなやりとりがありましたが、3月19日に、最終的に、私と市議会議長、県議の3人で農林水産大臣を訪問して要望しました。

この際、県議会の意見書と、市議会の意見書は提出しましたが、市民会議の要望書については、諸事情により提出できませんでした。

次に、事業者の説明会について、熊本県環境衛生生活部環境政策課の回答のIWD東亜熊本への送付についてお答えします。

この件については、5月7日付、熊本県環境政策課長から、市長あての文書により、一般県民からの説明会に関する質問への県の回答が送られてきましたので、その内容については承知しておりました。

しかし、これと全く同様の文書が県からIWD東亜熊本へも送付されていることは、IWD東亜熊本のホームページに掲載されているのを見て初めて知った次第です。

これについての評価はというお尋ねですが、県がどのような理由で、事業者に対しても県民への回答文書を送付されたのかはわかりません。

しかし、結果として、その内容が事業者のホームページに掲載されることで、事業者側が3回目の説明会を開かないという理由に、うまく利用されたという印象は否定できません。

その回答内容には、説明会は、準備書について事細かに住民の皆様が理解し納得するまで説明を求める趣旨ではない。準備書の記載事項を周知させるためのものであると述べています。もちろん条例の条文上の解釈は、それで正しいのかもしれませんが。

さらに、前段には、環境影響評価とは、事業者が開発事業の実施に当たって、環境保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度ということが書かれています。

私は、改めて県の環境影響評価条例を読みました。その第1条には、条例の目的が書かれています。すなわち、この条例は、事業者の事業に係る環境の保全について、適切な配慮がなされることを確保し、もって、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするとあります。

私は、さきの県の回答文書には、この、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保という大きな視点が欠けていると思います。

説明会の趣旨についても、単に条文上の解釈だけでなく、環境影響評価制度の趣旨や県条例の目的に立ち返って解釈することも必要ではないでしょうか。

私は、事業者の説明会は、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保のためには、住民が理解し納得するまで、準備書の記載事項を周知させるべきではないかと思っております。

次に、今後の運動についての御質問にお答えします。

市民会議から3回目の説明会開催の要望に対しては、IWD東亜熊本は、5月30日付の文書で、2回目の説明会は、一応、質疑応答は行き届いたと判断し、予定の16時をもって説明会を終了した、3回目の説明会を開催する考えはないと回答してきております。

このことからすると、今後、直接、事業者に対し説明会の開催を求めていくことは、かなり厳しいのではないかと考えております。

したがって、今後は、事業者を指導できる立場にある県を通じて要望していくしかないのではないかと考えています。

今後の運動については、産廃阻止！水俣市民会議の取り組みとして、今月下旬に、熊本県に対し意見書写しの提出や、今後の県の対応に関して要望活動を行う予定です。

先ほども申し上げましたように、事業者が私たち水俣市民の要望にこたえない以上、今後は、県に対する取り組みを行っていく必要があると考えています。

また、7月上旬から下旬にかけて、市内各地区での説明会や全体的な市民集会を開催し、現状報告と今後の産廃阻止への取り組みについて、市民に理解と協力を求めていきます。

これらの活動については、現在、市民会議で実施内容を詰めているところです。

さらに、市の取り組みとしては、市長意見を作成します。庁内各課の意見、市廃棄物最終処分場検討委員会の意見、また、今回提出した住民等の意見なども参考に、これらを整理し総合的に市長意見を作成して、熊本県からの提出要請に備えます。

また、意見書作成に必要な予定地周辺の地質調査や平通りでの騒音振動、交通量調査も実施していく予定です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

地籍調査のことですけれども、境界確定作業をされているけれども、まだ、特定されていないということ。論点は、建設予定地の中の開拓道路が農道や、あるいは里道、市が管理している里道につながっているのかどうかというのが、私は論点ではないかなというふうに思います。それで、農林水産省で管轄している土地については、熊本県が現実的には今管理されているということで、熊本県と東亜道路との間で、どこが境界なんだという作業されていると思うんですけれども、熊本県が、双方が以前のことで、どこが境界なのかがよくわからないということで、熊本県がつながっていないということを前提で境界を確認してまうと、私たちにとって不利益になるというふうに考えます。

それで、熊本県は、境界確定作業において、東亜道路との間で協議をしていると思うんですけれども、どういう主張をしているのかというのが第1です。

次に、国有地を払い下げをめぐる国への要望等のところですが、私なりに何人かの方からお話を伺って、時系列的に整理してみました。御答弁あったように、市民会議では国有地の払い下げについて、県議会に請願を出そうということをお決めになったと。署名も集めようということで確認された。県議会では15日に採択された。19日に東京に上がることが吉永県議の段取りと窓口によって進められています。だれが行くかという段になって、市民運動団体の代表である坂本ミサ子さんとか、坂本龍虹さんを外してという意見があって、最終的に外された。市民会議では、それでも市民会議としての産廃阻止を明確に掲げた国有地払い下げの要望書をつくって、市長と議長が東京に持参された。しかし、松岡農林水産大臣への陳情では、市民会議の要望書は提出されずに、県議会と水俣市議会の意見書だけが提出されたというのが、私がお話を伺った中で整理したものです。これらの一連の動きを見て、私はこういうふうに思います。

第1に、県議会では、水俣市民の願いである産廃阻止のために国有地を払い下げてほしいという文言は削られて意見書がつけられたというのは客観的事実です。

第2に、しかし、それでも県議会が県議会として独自の意見書をつくられて上げられるのは、それは県議会の判断するところであって、私たちがとやかく言えることではありません。しかし、私の疑問は、市民会議でつけられた要望書まで出さないことになってしまったということです。県議会が少し内容が違うからといって、水俣市の市民会議までそれに従わざるを得ないというのは、私はないんじゃないかと考えます。

第3番目ですけれども、私たち水俣市民の中で、これだけの関心と呼んで、大きな市民運動になっているのは、だれか特定の人たちが、あるいは集団が動いてそうなっているというふうには思いません。水の会やみんなの会などの市民運動、あるいは市長を初めとする行政、議会、市内の団体や個人の頑張りがあってここまでこの運動が来ているんだろうというふうに思います。

そういう中で、市民、住民団体、市民運動のリーダーを外すという動きがあったことは、私はこれは今後あってはならないというふうに考えます。

それで、私ども日本共産党議員団が各地にこの問題の調査に行きました。鹿児島県の鹿屋にも行きましたし、岡山県の吉永町にも行きました。それで、いずれのところも産廃処分場、特に管理型処分場をとめたところですが、そこでの運動を学んでみますと、だれか特定の集団とか、政治家に頼んでこれが阻止されたわけではないということなんです。処分場の危険性を事実に基づいて、徹底的に積み上げていく、そういう中で、住民が勝利しているということです。産廃処分場をつくらせるか、つくらせないかという問題であって、あいまいな政治決着だとか、あいまいな幕引きは、この問題では私はないと思います。事業者との交渉においても、あるいは熊本県との交渉がこれから始まると思いますし、あるいは場合によっては、熊本県がどういう決定を下すかによっては、事業者と熊本県の間で訴訟になることだってあり得ます。あるいは、水俣

市がそれに補助参加することだってあり得ると思います。しかし、その場合でも、私たち住民が勝利するには事実を、そしてさらに事実を、その上にさらに事実をと、事実の積み上げで危険性を証明していく、そのことが私は世論とともに闘い抜く中で、私たちの願いで実現する道ではないかというふうに思います。

それで、2点目の質問ですけれども、産廃阻止！水俣市民会議として、正面から、産廃を阻止するために国有地の払い下げを水俣市にという要望を国に出していただきたいと思いますが、これについては、市長どうお考えになっているかというのを伺います。

これが2点目であります。

それから、3点目です。

県が、ある県民から問い合わせがあったということで、それへの回答をIWD東亜熊本の小林景子社長あてに出しているという文書を私もインターネットから取りました。ところで、熊本県は、熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱というのをつくっています。

対策室の方にはもう文書あると思いますけれども、見られたと思いますが、その11条に、説明会の開催等において、設置者は事業計画の内容を具体的かつ平易に説明しなければならないという条項があります。しかし、今市長御答弁いただいたように、2回目の事業者の説明会は、市民の代表の代表質問には、後で答えると約束しておきながら、16時になったら、これで終了させていただきますと、説明会を一方的に打ち切ってしまったというのが経過です。

具体的に平易に説明するどころか、私たち市民が不安に思っている地質や道路のこと、あるいは処分場の構造、遮水シート、あるいは搬入物、浸出水の処理のことなどが全く質疑されないままにこの説明会が終了してしまった。本当にこんなことは、御答弁にもありましたけれども、私は許されないというふうに思っています。

それで、3点目の質問ですけれども、市民会議では、県に対し、すぐ要望書を5月17日に持っていかれるとされておりますけれども、一応、県の方も文書を事業者に出したという返事が冒頭で来たというのがありましたけれども、県の指導で説明会を再度開かせるということで、力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、開拓道路の境界確定について、県はどのような主張をしているのかということだったと思いますが、開拓道路の全体的な位置関係はほぼ決まりつつあります。ただ里道との接点で、東亜道路との意見の食い違いがあります。字図から判断しますと、開拓道路は必ず里道についていなければおかしいということでございますの

で、その点については、県と考えは一致しております。

それから、2点目の、市民会議としては、国に正面から、産廃阻止をするための国有地の払い下げを水俣市にと要望してもらいたいかどうかという御意見でございますけれども、当然、国有地払い下げの進捗状況を見ながら、力いっぱい頑張っていきたいと、そのように思っております。

適切なときに要望活動もやっていきたいと、このように思います。

それから、3番目に、県に指導で事業者による説明会を再度開かせるために力を尽くしてほしいということでございますけれども、これももちろん精いっぱい努力をさせていただきたいと思えますし、最初の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、今後、市民会議としても、県の方に要望に行きますので、その中でも強く要望してまいりますし、私個人としても精いっぱいその辺のところは要望してまいりますというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をしますけれども、指摘のところは御答弁いただいたとおりで、私も普通論理的に考えて、外の道路とつながらない道路など通常は考えられないというふうに思います。開拓地を耕作されていた住民の方も里道、市道につながって出入りをされていたというのは、これもう当たり前のことなんだろうと思います。多分、戦後すぐのころは馬や、あるいは牛、人などが荷物を背負って動いていたんだろうと思いますけれども、県もそういうふうに考えておられるということですから、ほっとしましたけれども、もし、その東亜道路との間で協議が不成立になって境界未定だとか、筆界未定だとかということも論理的にはあり得るというふうに思います。つながればつながったで、それはいいことですが、つながらないということで、双方で一致しなかった場合においても、無理につながらないことで、熊本県が同意するというふうにはしていただきたくない。筆界未定なら筆界未定、今までもそのまま残していただいてもいいんではないかなというのが、私は考えているんですけれども、これについての市長の見解をお尋ねしたい。それが第1点です。

それから、宮本市長が誕生されて、今1年半くらいですけれども、この間の市民の最も大切な水を守るということで、必死に取り組んでおられるということ、この市長の姿勢が今の私は産廃阻止の運動を引っ張っているというふうに考えます。もし行政がこの問題で、中立とか、あいまいな立場をとっていたならば、この運動はもっといろんな困難が予想されていただろうというふうにも考えます。

議会でも前向きに、どうしたらとめられるのかという議論を、議会も執行部も市民団体も一緒になって、物が考えられるというのは、大変これはありがたいことですし、これからの運動でも、そうあるべきだなというふうに思っているところです。

自治体としてのやっぱり最も大切な仕事は何か。私は憲法を読み返してみました。地方自治法

を読み返してみたけれども、住民の命を守るということです。その崇高な仕事に、今、市長が取り組んでおられるというふうに思っております。

これからの取り組みについては、既に1回目の質問のところでも御答弁ありましたけれども、ただし、2回目の説明が事業者の説明が中途半端に終わってしまって、これからどうなるんだろうかという不安も市民の中にはあります。

それで、1回目の答弁でおっしゃっていただいたことが、具体的な取り組みだろうと思いますが、改めて市長の決意を伺って、この問題については質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） さっき議員の方から御指摘ございました開拓道路と、それから里道の件でございますけれども、その分はもう当然やっぱりくっついておかなければ、常識的に考えてもあり得ないと、そのように思っておりますし、そのことについて業者との対立、相譲れないという場合には当然筆界未定になるだろうと。筆界未定になったならば、もうそのままの状態で推していきたい、そのように思っております。

ですから、当然、議員も今おっしゃった御指摘どおりの方法で、今後進むことになるんじゃないかというふうに思っております。

それから、再度決意をとということでございますけれども、さきにも申し上げましたけれども、市といたしましても、また、市民会議の中で、やるべきことを全力をもって取り組んでいきたいと思っております。

市議会の皆様方、そして市民の皆様方、そして市が力を合わせて、一致団結して果敢に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣病問題について順次お答えをいたします。

まず、水俣病認定申請者数と新保健手帳対象者数ですが、5月31日現在でお答えいたします。

水俣病認定申請者は、熊本県が3,344人、鹿児島県が1,823人です。また、新保健手帳対象者は熊本県が8,416人、鹿児島県が1,852人です。

次に、認定申請者の検診体制についてですが、認定審査業務は熊本、鹿児島両県で所管されており、市としてお答えできる立場にはありません。

両県にお尋ねいたしましたところ、鹿児島県は、御承知のとおり、現在、認定審査会が停止していることに伴い、認定審査に先立つ検診業務も停止している状態であるとのことでした。

一方、熊本県は急増している認定申請に対応するため、検診体制の整備に努力していると伺っ

ており、本市としても医療センターを検診場所として提供するなど、できる限り認定検診に協力しているところであります。

次に、両県の認定審査会の開催予定についてですが、先ほども申しあげましたように、鹿児島県は現在停止している状態です。熊本県からも5月に続く具体的な開催予定は何っておりません。

次に、不知火海沿岸住民の健康調査のその後についてお答えします。

熊本県では、昨年度、メチル水銀が人々の健康に与えた影響を広く把握するための健康調査のあり方を検討する健康調査分析検討事業検討委員会を設置されました。そして、本年3月には、その最終報告がまとまり、調査の枠組みについて提言がっております。

今後は、その提言を踏まえ、調査対象地域の選定や調査項目など、具体的な調査手法の検討に入り、国との協議を行った上で、調査の実施を目指しておられると伺っております。

次に、認定申請者と保健手帳対象者の増加に伴う国からの国民健康保険財政への財政補助は、ふえているのか、減っているのかというお尋ねについてお答えいたします。

水俣病関連の医療給付の増加に伴う国民健康保険財政への負担増に対しては、国民健康保険調整交付金により手当されており、国保税負担増加額に対して、国が3分の1、熊本県が5分の1の補助割合となっております。国、県合わせて15分の8の補助割合は変わりませんが、認定申請者、新保健手帳申請者の増加に伴い、医療費も急増しており、国保財政に与える影響も極めて大きく、本年2月23日に天草市、芦北町、津奈木町、出水市、長島町と連名にて、厚生労働省、環境省に現状を説明し、国保財政への負担軽減を要望したところであり、また、先般、5月24日には同様の要望を関係国会議員並びに環境省に行っております。

次に、環境省が認定申請者と保健手帳対象者に対して行った調査についてですが、新聞報道によりますと、事務次官が、中間報告を6月半ばには与党水俣病問題プロジェクトチームに提出することになると、発表の時期について言及されているようです。ただし、内容については、環境省から具体的な情報はいただいておりますのでわかりません。

次に、5月に提訴された訴訟についてのお尋ねですが、新聞報道等の範囲でしか把握しておりませんが、訴えの内容は次のようなものであります。

5月16日に提訴された裁判は、水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟でありまして、その内容は、関西訴訟で損害賠償請求が認容された原告が、国及び県を被告として、国の公害健康被害補償不服審査会が行った棄却裁決の取り消し、県が行った棄却処分の取り消し及び水俣病であることの認定を求めているものであります。

また、5月18日に提訴された裁判は、水俣病認定不作為違法確認及び認定義務づけ訴訟でありまして、その内容は、関西訴訟で損害賠償請求が容認された原告が、県を被告として、水俣病認定申請に対し、長期にわたって処分をしていないことが違法であることの確認及び水俣病である

ことの認定を求めているものです。

次に、チッソ県債について、その発行の目的と趣旨についてお答えします。

チッソの経営は、昭和50年度以降悪化し、水俣病認定患者に対する補償金の支払いに支障が生じるおそれがある状況となったため、国においては、昭和53年6月20日閣議了解等において、原因者負担の原則を堅持しつつ、チッソの経営基盤の維持・強化を通じて、患者補償金の支払いに支障がないように配慮するとともに、あわせて地域経済・社会の安定に資するため、チッソに対して県債発行による金融支援が決定され、その後も患者県債方式が継続されてきております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

今、御答弁いただいたように、熊本、鹿児島両県で認定申請者が5,166人、保健手帳対象者が1万268人、足し算するとそうなりますよね。医師の検診体制については、鹿児島県は審査会もなければ、検診体制もない。熊本県については努力しているということですから、具体的にはどう進むのかわからないし、今何人済んでいるかもわからない。つまり検診医が確保できていないということの裏返しだというふうに思います。

審査会についても、この前の新聞報道では2カ月に1回程度開いていくという話でしたけれども、次の開催予定も決まっていない。私はこれらの事態は、まさに異常事態だというふうに思います。これだけの人たちが名乗り出て、公害健康被害補償という法律に基づいて、認定申請しているにもかかわらず、こういうふうに放置されている。こういうのは本当に、もうこの国でこんなことがあっていいんだろうかというふうに思うような中身だと思います。

環境省は与党プロジェクトチームの意向を受けて、次の政治解決の話が出ているようだけれども、園田座長の話も去年の6月ごろと比べますと、どんどんトーンが落ちてきておりまして、この前、不知火患者会がチッソ本社に行って、石田専務とお会いしたそうです。そしたら、与党プロジェクトチームから私たちチッソに対しては、まだ何の話もないということでした。ということであれば、費用負担については、協議は全く進んでいないんだろうかというふうに思っています。そういう実態で、これもどうなるかわからない。最初のボタンのかけ違いがこうも矛盾を拡大しているのかなと、改めて思います。

これらの事態で不利益をこうむっているのは、まさに患者さんたちでありまして、この状況を本当にこのままにしていっていいんだろうかと思います。それで、6月4日付の各紙の新聞に載っておりますけれども、不知火患者会で裁判に入っている全国の人たちの症状、500人近く調査したんです。そのうち4人に1人は認定相当の症状があるということも記事が出ておりました。こういうのを見ましても、本気になって抜本的な処置を講じないと、これは解決できないんだということも改めて思いました。

それで、2回目の質問に入りますけれども、今、御答弁いただいたように、水俣病患者救済と地域振興に関する要望書を持って、近隣市町村の代表として市長が東京に2回行かれたという御答弁がありました。それで要望の中に、今答弁もあつたんですけれども、総合対策医療事業の拡充によって、国保財政の負担がふえており、この負担がないようにしてほしい。先ほど御答弁いただきましたけれども、増加額については15分の8は変わっていないけれども、増加分満額については出ていないという話がありました。こういうところを受けてのことだと思いますけれども、認定申請者がふえれば、治療研究事業の手帳を持つ患者さんがふえます。そして保健手帳の対象者がふえれば、保健手帳の所持者がふえます。国民健康保険に加入されている方については、3割分については国と県が自己負担分を見ますけれども、7割については市町村の国保財政からこれを給付するということになります。

私は3割についてのみ、国と県が手当をするということではなくて、7割分についても、保健手帳方式の政策決定をした環境省、あるいは政府において、あるいは加害者の責任において、これは手当するのが当たり前であって、この地域の市町村の国保財政にそれをかぶせるというのは、どう考えてもおかしいと思います。そういう論点で、国にも要望されているんだと思いますけれども、以下、4点をお尋ねします。

1つは、保健手帳は17年10月から始まっていると思いますけれども、認定申請はその前から始まっておりますけれども、国保財政からどれくらいの医療費の給付がふえたのか、その実態についてお知らせいただきたい。

それから、第2点は、国保財政の特別調整交付金というのは、厚生労働省管轄だと思いますけれども、水俣病関連の支出は考慮されているのかどうか、これが2点目です。

3点目は、国に要望されていると思いますので、感触はどうだったのか。環境省だとか、厚生労働省だとか行かれたと思いますけれども、この辺の感触はどうだったのか。

4点目は、県債問題が最初に議論されたころだったと思いますけれども、いろんな方たちがいろんな努力をされたんだろうというふうに思います。私に関与しておりました水俣病被害者の会でも、この県債方式については、これを是とする、ただし、そのことによって、患者が切り捨てられることがあってはならないということも条件つけましたけれども、これを是としました。そのほかにもたくさんの方が努力をされて、これが実現したんだろうと思います。水俣市は、当時どのような関与をされたのかということ。

以上、4点、お聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第1点ですが、保健手帳制度、これが始まって、水俣市の国保財政、どれくらいの給付がふえたのかというお尋ねであつたかと思うんですが、議員お尋ねのとおり、

総合対策医療事業、既に始まっていたわけですが、最近では関西訴訟の最高裁判決後に平成17年10月ですか、新保健手帳制度、手帳の交付ということで、新たにそういう制度が始まりまして、認定申請者、合わせて新保健手帳のいわゆる申請というのが、第1回目の答弁でも申し上げましたように、1万人を超える数に上っているということで、急激に医療機会がふえてきたということですね。そういうことで、確かに国保財政にかなり大きな影響を及ぼしているわけですが、端的に、その辺のことを一例を引いて申し上げますと、平成16年12月診療分から平成17年11月診療分の若人の場合で見えますと、これは制度前、新保健手帳が発行される前の数字ですけれども、医療手帳、それから保健手帳、認定申請者の医療給付費、これが約1億9,261万円でございます。

それから、新保健手帳の交付手続が始まりました平成17年10月以降、平成17年12月診療分から平成18年11月の診療分の若人にかかわる医療手帳、それから保健手帳、認定申請の医療給付費をトータルいたしますと、約2億7,720万円ということで、1年間に約44%伸びております。

金額にしますと、8,459万円増加ということで、国保財政に対しても極めて大きな影響が出ているということです。

それから、国保財政の特別調整交付金、これは厚生労働省の所管でありますけれども、水俣病関連の支出が考慮されているのかということで、先ほど申し上げましたとおり、国が特別調整交付金ということで3分の1、それから熊本県が5分の1の補助となっております。

水俣病関連で支出がふえた分に対して、そういった割合で補助されている。

それから税負担の増加額の全額は補助されていないという現実から、国において未補てん分の3分の2を補助するように、これまで国に対しては要望を行ってきたというところでございます。

それから、今回、国に要望された感触について、これについては市長の方からまた御答弁申し上げますと思いますが、第4点の県債問題が発行されたころ、昭和52年から53年ごろのチッソの状況であるとか、県議会の状況であるとか、あるいは市がどのように関与してきたのか、その辺についてですが、昭和43年、水俣病が公害認定されて、認定申請と認定患者がふえる、そうなりますと、チッソの補償金支払いに要する負担、極めて急増していったということでございます。その間、国内の経済事情、いわゆる石油ショックであるとか、いろんなあれがございますけれども、国内事情もかなり厳しい状況にありましたが、昭和52年度末のチッソの経営状況からは累積損失が364億円を抱えていると、極めて危機的な事態に陥っていた。

それから、昭和53年には東京証券市場から上場停止、いよいよその公的金融支援によらなければ、チッソ本体の経営を維持できない、そういった状況にあったと思います。

それから、県議会、こういった状況に対応するために、国・県においては、チッソのこうした危機的状況に対し、患者補償に不測を生じないように、チッソに対する金融支援措置協議会というのが設けられております。県債発行額について、そこで協議がなされてきておりますが、これ

らの協議を経て、熊本県議会ではチッソに対する金融支援のための予算及び特別会計条例が制定され、チッソに金融支援を行うための県債発行がなされるわけですが、県債発行については、県政史上例を見ない異例の措置であるということで、公害対策特別委員会が設けられ、慎重に審議がなされてきております。

そして、県がチッソに資金を貸し付けるに当たっては、国において法体系の整備を図り、万一チッソに不測の事態が生じた場合でも、県財政には負担をかけないなどとする8項目からの附帯決議を付して、緊急避難的措置として県債発行がとられてきた経緯がございます。

その際、水俣市といたしましては、昭和43年に水俣病が公害に認定され、46年に環境庁が発足するころ、先ほど申しましたように、申請と認定患者が急増いたすわけです。そのチッソの補償負担は急増し、当時の市議会の議事録をちょっと調べてみましたが、市議会においても、このままではチッソがつぶれるのではないかといった懸念の声が多く聞かれております。そして、市民の中にも不安が拡大していった。このような地域社会の不安を絶対回避するというか、避けるために、昭和52年ないし53年ごろ、市では議会と、それから経済団体、市民と一体となって、水俣病対策の促進、地域振興並びにチッソ存続強化を求める市民総決起大会というのを開催いたしております。1,200人の市民を文化会館に集め、そして2万7,000人の署名を持って、その後、国・県に強力に要請を行ってきたという流れになっております。

このような動きに応じまして、国・県の特別な金融支援措置として、チッソ県債が発行されるようになったわけですが、市においては、この際、県議会公害対策特別委員会が開催されます冒頭、県債の発行に遺憾のないよう、県議会に対して強くお願いをしてきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 国保財政の負担軽減についての国の要望で、国の感触はどうだったかというような御質問だと思いますけれども、これまでも数回環境省を初め関係部署には要望には参っておりますけれども、さきの答弁にもあったかと思いますが、ことしの2月に入りましてから、厚労省の国民健康保険課並びに環境省上田部長が対応していただきましたけれども、厚労省の方では国民健康保険課長さんが対応していただきまして、その中で被害者の救済、それから国保財政の負担軽減について、それから医師の確保、この3点に絞ってお願いをしてまいりました。これが2月でございます。

それから、5月に入りまして、与党の水俣病問題のPTの園田座長、それから鹿児島県選出の宮路代議士、このお二方のところにも参りまして、同様な要望をしてまいりました。しっかりお聞きいただいたと、私は受けとめております。

特に、その中で、上田部長が要望に対して、国として、どのような対応ができるか、何が

できるのかということをも十分考えて、対応していきたいというようなこともお言葉もいただいております。したがって、両方、2月も5月も大変この問題については重く受けとめていただいているのではないかなと、そういう感触を持っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 市長が近隣市町と連携とられて、こういう要望に行かれたというのは、大変私は時宜を得た、それと道理のある、実態を踏まえた、大変いい要望だったんじゃないかなというふうに思いました。

引き続きこれについては頑張っていたきたいというふうに思います。それこそ市長が近隣のところと動かれているわけですから、議長なども相談して、議会としても国保財政へのこういう特別な配慮についてお願いしなきゃいけないのかなということをも今思っております。

これは、議長などにも私も後ほど申し上げたいというふうに思います。

それから、県債については、今、御答弁いただいたとおりですけれども、最初、患者県債から始まって、ヘドロ処理県債に始まって、設備投資県債に始まって、それで政治解決のときの二百数十億円の貸し付けに始まって、その後は熊日が連載しておりますけれども、2000年に抜本策ということで、返済についても、あるとき払いの催促なし方式に変わるとか、そういうふうに返済の性格が変わってきました。患者救済から、それこそ債務を返済するための県債という性格に変わっています。それについては、熊日の連載に詳しく書いてあるとおりです。

それで、これとの関連で、分社化の話が今出ているんですけれども、以前も取り上げたことあるんですが、県債を発行したときの経緯、あるいはこの間の抜本策の経緯は、それこそ患者補償と地域の振興に資するということがあって、こういうのがされてきているんだと思います。そういう趣旨をしっかりと踏まえた、これからの見きわめが私は必要なんではないかなというふうに思います。それは、チッソにも当然求めなきゃいけないことだと、私は思います。私がこの熊日の連載を見ておまして、なるほどこういう切り口もあるのかなということも思ったのがあります。後藤孝典さんという弁護士さんがこういうふうに言っています。分社化構想は法的責任は現チッソに残して、新チッソは責任のないところで生き延びようということ。これ一回切りで、公的債務と患者補償を支払っておしまいにしたいということでしょうというのが記事に載っております。それで、ただしリスクはある。株を売り払ってしまったら経営破綻に陥る。それで、私たちが今考えているのは、分社化によって法的責任がなくなるということが、同時に、この水俣工場がさらに縮小されて、雇用等が少なくなってしまうんじゃないかということをも、市民の皆さん、最も心配されていることですので、この記事でも連載の8番目に、吉井元市長が登場されて、県債発行時の議会にいらっしゃった方、吉井さんだと思いますけれども、同じような趣旨のことを言われています。そういう意味では、改めてどういう経緯で県債が発行されたのかということもしっ

かり踏まえながら、私たちは対応を考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

時間が迫っていますので、まとめますけれども、これまでの50年をどう考えるのか。私は、この水俣病が、歴史上最大最悪の水俣病事件が起きた。起きたことは事実なんです。そこからどう教訓を引き出して、これからの人間社会、地球を守ることに生かすかということが、この10年、20年、30年さかのぼりながら、いろんなところで教訓を引き出してきたんじゃないか。これから産業公害によるこういう被害が起きないために、人類は何をしなきゃいけないのか、社会は何をしなきゃいけないのか、地球環境として何をしなきゃいけないのかということを引き出した50年であったというふうに私は思います。

私は、そういう意味では、暗い50年ではなかったんだ、それこそ生きるすべを考えさせる50年であったんだというふうに思います。それを生かして、これからどういう水俣をつくるのか、どういう日本をつくるのか、どういう地球をつくるのかが私は課題なんではないかというふうに思います。

最後に、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、分社化の話もありました。県債の話もしたんですけど、チッソの倒産だとか、縮小を望んでいる市民はだれもいないと思います。それで、患者補償を完遂して、地域に貢献する企業として存続し続けてほしいというのがみんなの願いだと思いますけれども、市長の考えを、この点では1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 分社化については、そのお考えをチッソの方で述べておられますけれども、まだ私自身も詳細な内容については、十分把握していない部分もあるんじゃないかなと思っております。

しかし、水俣病問題について、今、与党PTの方でもその救済策についてまとめる作業も進めておられますし、今、水俣市の現状、状況を見たときも、非常に厳しい状況がまだあるということでございますので、そういうことを十分考えていただき、今、議員がおっしゃったように、市民の不安を招かないようにしていただきたいという思いもあります。

また、チッソにとっては、ここが創業の地でありますので、やはり創業の地であるこの水俣で、患者補償を含めまして、地域の振興発展にさらに貢献して、我々水俣市民と一緒に頑張っていただきたいという、そういう強い思いを持っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市病院事業について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 次に、水俣市病院事業について順次お答えします。

まず、医師の確保についてお答えします。

平成16年度より医師の臨床研修が必修化され、基本的に大学病院で研修を受けていた研修医が、研修病院を選択可能になったため、都市部の大病院に集中するようになり、大学医局自体も研修医医局員が減少し、地方の協力病院へ医師の派遣ができなくなってきました。

このことは、議員が言われるとおり、全国的な問題となっております。

また、根本的な問題としては、医師の絶対数の不足も挙げられます。

日本の医師数は、経済協力開発機構、OECDの加盟30カ国の平均を大きく下回り、加盟国中27番目となっております。

臨床研修医制度による医師の都市部への偏在、及び医師の絶対数の不足により、地域医療を担う地方の自治体病院の医師不足が顕著になってきていると思われまます。

医師確保につきましては、時には市長にも同行いただき、熊本大学、福岡大学、久留米大学、鹿児島大学など、各医局、また、熊本県の医療政策総室を訪問し、常勤医師の確保にあらゆる努力をし、全力を尽くしてきました。

真野議員の質問でもお答えしましたが、現在の確保状況としては、麻酔科につきましては、4月から熊本市民病院の前副院長に勤務していただいておりますし、熊本大学からも週5日の非常勤医師を派遣していただいております。

神経内科につきましては、非常勤医師が週1回の診療を行い、福岡大学の教授が月1回の診療を行っております。

リハビリテーション科につきましては、久留米大学の教授が月2回の診療を行っております。

耳鼻咽喉科につきましては、週2回、熊本大学派遣の非常勤医師による診療を行っております。

そのほか、熊本県派遣として、自治医科大卒の医師1名が、平成18年6月より産婦人科に常勤として勤務しております。

また、平成19年6月より、循環器科に常勤の糖尿病の専門医が1名増員となりました。症例数増加が顕著な呼吸器科につきましては、非常勤医師の派遣を熊本大学呼吸器科に依頼し、前向きに検討していただいているところであり、医師確保については、今後もあらゆる努力を続けていきたいと考えております。

次に、緊急手術の現在の状況についてお答えします。

麻酔科医につきましては、さきにお答えしましたとおり、平日時間内については、当医療センターの麻酔医及び熊本大学派遣の非常勤医師が勤務しており、手術時の麻酔に対応しております。

平日夜間は、当医療センターの麻酔医が対応しておりますが、そのほか、時間外、休日などで当医療センターの麻酔医が不在の場合は、近隣病院との連携により、麻酔医をオンコールで派遣していただき対応しております。

次に、産婦人科、小児科の医師確保と診療についてお答えします。

新聞報道等でもありますように、全国的に産婦人科や小児科の集約化による医師の引き揚げが問題となっておりますが、当医療センターの産婦人科には、2名の常勤医が勤務しており、外来及び入院診療やお産等を行っております。

小児科につきましても、3名の常勤医の確保ができており、通常の外来及び入院診療のほか、24時間オンコール体制で小児救急医療に対応しております。

このように、当医療センターでは、産婦人科、小児科の医師を確保しており、今後も引き続き確保できるよう努力しております。

次に、救急医療の体制と継続についてお答えします。

当医療センターは、入院診療が必要な救急患者についての診療を行う2次救急医療機関として、熊本県の指定を受けており、年間延べ8,000人を超える救急患者に対応しております。

体制としましては、当直医が1名で対応しておりますが、小児科や整形外科等、専門の医師の診療が必要な場合は、オンコールで呼び出し、診療に当たっております。

また、常勤医が不在の診療科、特に神経内科、耳鼻咽喉科の症状の救急患者で、当医療センターでは対応が困難な場合は、救急隊により八代市などの医療機関へ搬送していただいております。

当医療センターとしましては、現在の救急体制を維持するためにも、医師確保に努めていきますが、今後は、在宅当番医、かかりつけ医等との連携もより深めていきたいと考えております。

次に、勤務医師の労働実態についてお答えします。

当医療センターの医師につきましても、午前中は外来診療、各種検査、治療、午後は入院患者の診察や手術、患者の容体管理、その他にも学会発表の準備等、多忙な日々であると認識しております。

当医療センターでは、医師1名ずつの宿日直体制をとっており、宿日直は月に1回から2回程度となっております。

そのほか、オンコールでの呼び出しなどがありますが、宿直の翌日については、平常どおり勤務しております。

また、ほとんどの医師は、休日に入院患者の経過観察のため出勤している状態です。

今後の医師数の動向によっては、現在の救急体制を維持していくことは、医師にとって大きな負担となることも事実であります。

勤務医の労働環境の改善については、全国自治体病院協議会九州地方会議の議題としても取り上げられており、他の自治体病院も同じような状況であると思われま。

今後、医師の確保のためにも勤務医の勤務環境、処遇に関する問題点を改めて見直し、改善に向けて取り組むことが必要であると考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 時間がありませんので、かいつまんでやります。

医師数の絶対数が足りないというのは御答弁いただいたとおりです。3分の2くらいが大学の医局に入っていたのが、3分の1くらいになってしまった。全国的にこれは起きております。それから10万人当たりの医師数をOECDで出しておりますけれども、日本は200人、アメリカ240人、ドイツ340人、イタリア420人、平均が310人です。日本の医師数がいかに少ないかというのがよくわかります。

OECDが調べた資料ですけれども、GDPに占める医療費の総額、医療費の額ですけれども、先進国では7番目、いかに少ないかというのがわかります。

それと、医師数の勤務実態、49歳以下の勤務医師の30%は過労死認定基準を超えているというのが厚生労働省の調査です。しかし、医師の収入はどうかというと、フジテレビ、三菱商事、電通、三菱UFJ、野村ホールディング、新日本石油、三井不動産などがあって、10番目に医師の受給額です。医師の受給は高くないんだということですね。ということから見ても、抜本的に医師不足を解決し、待遇を改善しない限り、今の状況は引き続き続くんじゃないかなと思います。

それで、2回目の質問、3点します。簡単をお願いします。

救急患者が年間8,000人近くあるというのは、話があったと思いますけれども、呼び出し件数はどれくらいでしょうか。直近で結構です。

それから、神経内科、麻酔科、リハビリ科の医師不足について、厚生労働省あたりから、調査だとか、あるいは医師派遣についての動きをしていただいたんでしょうか。これが2点目。

3点目は、水俣病が発生したところですよ。ですから、国などの責任において、神経内科医を配置する、リハビリ医を配置するというのがあるといいんだろうと思います。市長が近隣の市町と一緒に陳情に行かれた中にも、医師の派遣を国の責任でやってほしいというのが入っています。こういう姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 残り3分ですので、簡潔にお願いいたします。

坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） それでは簡潔に。

呼び出しというのは、ドクターの夜間呼び出し数、月平均当たり110件から120件来ているだろうと思います。ただ、5月の連休とか、やはり年末というふうになりますと、やっぱり150回を超えているような呼び出しになっております。

医師派遣の方を厚労省が直接打診があったかというのはあっておりません。ただ、それに関連しているかどうかわかりませんが、県の方の医療政策総室の方から問い合わせが来ています。ただ、実際的に具体的な話というのは私は聞いておりません。

国の方からの神経内科医派遣の要望ですけれども、国が派遣していただければありがたいと私は思います。

そして、条件的には、地方医療をわかっているドクターが来ていただければ、これこそありがたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただいたとおりで、呼び出しが120回とか、130回だということは、30日で割れば1日に四、五件あるということでもいいんでしょうかね。ですから、それこそ同じ先生になるか、ほかの科かどうかわかりませんが、自宅にいても本当に大変な状況の中で、みんな拘束されているんだということです。

それから、医師不足の問題がどこから出てきているんだろうかという話がありましたけれども、私はこういうのは意図的に流して、その市民の不安をあおってはならないというふうに思います。そういう意味では、事実をもとにして、必要なときに必要な人がちゃんと努力するということの姿勢が市民の命を、あるいは健康を守ることになるんだというふうに思いますので、その立場で、今後とも坂本院長を初め市長に努力していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 皆さん、おはようございます。

無限21議員団の緒方です。通告に従い質問いたします。

思い出しますと、平成17年6月議会、産廃中立の前市長と、水俣病の教訓が市行政に活かされているか、また、環境モデル都市づくりの趣旨について議論を交わしたことがきのうのように思い出されます。

2年ぶりの一般質問です。視点を変え、角度を変えながら一般質問を行います。よろしく願いします。

質問に入る前に、宮本市長におかれましては、昨年2月市長に当選されるや、市民本位の市政に心がけ、水俣に降ってわいたように押し寄せる難題の数々に、全精力を傾け、正々堂々真っ正

面から取り組まれておられることに、心から敬意を申し上げます。

市長職は激務ですので、健康に注意され、水俣市再生にしっかり頑張ってくださいますようお願いいたします。

今、日本の中で、経済格差、教育格差、地域格差等々、格差が広がり、とりわけ貧富の格差が大きくなってきております。自殺する人がふえ、原因はいじめを含め、多種多様で、6月7日のNHKニュースは9年連続の3万人の自殺者が出たと報道しております。社会の見直しが必要だと報じております。心豊かな社会の構築が何よりも大事であります。

3月19日、水俣の産業廃棄物最終処分場内国有地を水俣に優先的に払い下げてほしいと、市議会意見書を持参し陳情した松岡農水大臣も自殺という選択で自分の一生を閉じました。

自殺者が多いとして設置された内閣自殺対策会議メンバーの1人だったということも聞き、なぜ真実をはっきり国民の前に説明をし、自殺という道を選ばず対処されなかったのか、非常に残念であります。

前置きはこれくらいにして質問に入ります。

まず、水俣市立総合医療センター医師不足問題について質問いたします。

この問題については、6月1日号の広報みなまたで詳しく説明がされています。1日目の真野議員、また、15分前に野中議員も取り上げ、中身は十分わかりましたが、視点の違いもありますので、通告どおり質問させていただきます。

坂本院長は就任するや否や、赤字脱却が望めない湯之児病院との統合問題を片づけ、懸命な経営努力により病院経営を黒字化し、25億円あった累積赤字を半減されました。

今回、平成16年に実施された研修医制度改革による医師不足問題にも大変な努力をされ、医師不足に悩む自治体の中でも、まあよい方というレベルを確保されています。

院長の頑張りを受け、市長も議会もともに努力してきたところであります。

いろいろな風聞があったと思いますが、今後も市民が安心して暮らせるよう、地域医療の充実に向けて頑張ってくださいたい。

今までの努力に感謝しながら、以下、4点、お尋ねいたします。

- ①、医師不足問題は何が原因で発生し、水俣市立総合医療センターだけの問題ですか。
- ②、問題解決のためどのような努力をされてきましたか。その結果、改善されたことがあればお聞かせください。
- ③、今後取り組むべき課題をどのように考えておられますか。
- ④、事実と違う風聞が流されたので、PRをしたいと全員協議会で話をされましたが、どのような内容で真実はどうですか、なぜそのようなことが起きたとお考えですか。

次に、市民が自信を持ち、元気の出るまちづくりについてお尋ねします。

市長は、3月の所信表明の中で、地域の活性化については、みずからが足元を見詰め、汗を流し、工夫をし、求めていくのが真のまちづくりではないかと思えます。地域活性化に向けた一番の近道ではないかと思う。内から盛り上がる時が、本当の充実感を味わえる活性化ではないかと思えます。頭石が農林水産大臣表彰を受けたように、身の丈にあった元気な村づくりが、小さな地方都市が生き残っていく重要なかぎであると述べられています。

住む人が、地域に自信と誇りを持つ地域づくり、水俣づくりを進めていくと述べられています。

以下、4点についてお尋ねをします。

①、水俣病公式確認50年事業、映画「恋路物語」、元気村づくり等々、市民・行政協働の動きが勢いを増し、水俣に元気が出てきているように思いますが、市長の見解をお尋ねします。

②、第2回みなまた未来コンサート海恋物語、「地域とともに、こんにちは熊日です」、エコパーク全面開園等々、水俣応援の輪が広がり、水俣再生に向けての大きな追い風を感じますが、市長の見解をお尋ねをします。

③、新たな動きとして、熊本大学と連携して進めるみなまた環境マイスター養成プログラム、水俣環境大学構想が報道されていますが、これも水俣に勢いをつけ、市民に自信と勇気が芽生える事業と思いますが、内容についてお尋ねをします。

④、ほかに市民に自信と誇りが持てる施策があればお示してください。

次に、働く場の確保とリスクについてお尋ねをします。

働く場を確保し、市民によりよい生活手段を提供するための探求は、行政の大きな目的の1つであろうと考えます。そこに大きなリスクが存在するとき、行政のトップとしての市長判断は、大変大事なものであると考えますので、以下、3点についてお尋ねをします。

①、IWD東亜熊本が30人雇用の報道がありました。市民の健康障害、命にかかわるリスクを持つ企業進出が計画されたとき、市長の考え方をお尋ねをします。

②、ASBエコウッド株式会社については、昨年3月、金銭的リスクが解消されないということで、平成18年度交付金申請を取りやめた結果、企業は水俣への企業進出を撤回されましたが、その後のASBエコウッド株式会社の事業展開状況についてお尋ねをします。

③、働く場の確保に今後どのように取り組んでいこうと考えておられますか。

次に、産業廃棄物最終処分場問題について質問します。

事業者説明会が5月13日に行われました。意見書提出も6月5日、3万3,452通が事業者に提出されたと報道もされています。

①、2回目の事業者説明会を終えて、市長の感想をお聞かせください。

②、事業者説明会は十分市民に納得いくものであったとお考えですか。

③、開拓道路地籍調査後の状況と今後の対応についてお尋ねをします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市立総合医療センター医師不足問題については総合医療センター院長から、市民が自信を持ち、元気の出るまちづくり及び産業廃棄物最終処分場問題については私から、働く場の確保とリスクについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 水俣市総合医療センター医師不足問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 水俣市立総合医療センター医師不足問題について順次お答えします。

まず、医師不足問題は、何が原因で、水俣だけの問題かについてお答えします。

医師不足問題は、直接の起因といたしましては、平成16年度に開始された臨床研修医制度の必修化が挙げられます。

このことにより、研修医が自由に研修病院を選定でき、その結果、研修医が都市部の大病院に集中するようになり、大学医局自体も研修医数が減り、地方の自治体病院への医師派遣ができなくなったことが主な原因です。

また、このことは全国的な問題であり、特に、東北地方や北海道は厳しい状況にあると報道されています。

次に、この問題解決の経過と実績についてお答えします。

平成18年度中に市長や議長にも協力を得て、国や県に医師確保の施策を訴え、熊本大学を初め、福岡大学や鹿児島大学、久留米大学を訪問し、医師派遣のお願いをしてまいりました。

その結果、実績としましては、平成18年度に県から自治医科大学卒の常勤医師1名の派遣、熊本大学から麻酔医の週2日の派遣、神経内科の開業予定医師の週1回の診療、健康管理センター医師の獲得があります。

平成19年度は、麻酔医の医師の確保、熊本大学からの麻酔医の週5日の派遣、時間外、休日の近隣病院からの麻酔医の臨時派遣、福岡大学神経内科教授の月1回の診療、久留米大学リハビリ科教授の月2回の診療などがあります。

当医療センターの医師確保の状況は、県下の自治体病院では熊本市民病院を除くと、最も医師を確保しており、成果があらわれていると認識しております。

次に、今後の課題についてお答えします。

真野議員の質問でもお答えしましたが、近隣病院の動向を踏まえて、総合病院機能を維持するために、現在の医師数を何とか確保し、地域の中核病院として生き残るために、引き続き熊本大学を中心に、福岡大学、久留米大学に常勤医の派遣をお願いしていく所存です。

また、大学医局に籍を置かれていない医師に対して、勤務のお願いを個人的にしていきたいと思えます。

そのほか、現在勤務している医師に対しても働きがいのある病院となるよう努力をし、勤務の継続をお願いしていきたいと思えます。

次に、事実と違う風聞の内容と原因についてお答えします。

市民より手術ができなくなる、救急医療ができなくなる、産婦人科がなくなるなどの風聞があるとのことですが、実際は麻酔医につきましては、真野議員の質問でもお答えしましたが、勤務医を1名確保し、平日の時間内は熊本大学より1名の麻酔医の派遣があり、休日、時間外についても当医療センターの麻酔医が不在の場合は、近隣病院から麻酔医が派遣されており、救急医療や手術には常時対応できる体制をとっております。

また、産婦人科については、平成19年度も2名の常勤医師が確保されており、来年度以降も2名体制は確保できる見通しです。

小児科についても、平成19年度も3名の常勤医師を確保しており、24時間のオンコール体制を維持し、小児救急医療の確保に努めています。

このような誤った風聞については、当医療センターの広報が不十分だったことが一つの原因であると認識しております。

麻酔科、リハビリ科、神経内科の常勤医が不在になるとの市報への掲載も、市民の不安をまねき、誤った風聞を発生させた一つの原因ではないかと思えます。

今後、当医療センターの広報を強化し、市民を心配させることがないように、現状などをお知らせする努力をしていきたいと思えます。

なお、6月1日の市報に医療センターの特集を組み、診療体制や救急時の麻酔対応、医師確保の現状や西5病棟休床、全適の内容などを掲載しております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

今の答弁で、全国的な問題、医師不足は平成16年に始まった研修医制度改革が大きな原因であり、東北地方や北海道はより厳しい状況と答弁がありました。また、努力の成果が上がって、熊本市民病院に次ぐ成果を上げていると。風聞については、広報が不十分なところがあったという答弁がありましたけれども、まさにそのとおりでありまして、研修医制度変更後、1年しかたっ

ていない。平成17年5月には、全国自治体病院経営都市議会協議会では、医師不足と偏在問題で決議をして、大臣要望をしています。

17年5月には、全国議長会が各議会に意見書提出を働きかけ、自治体病院を持つ議会が国に意見書をたくさん上げています。

17年11月には、自治体病院危機突破全国大会も開かれ、平成18年5月には、全国議長会として、議案として採択し、医師不足問題で、各省庁への要請行動を行っていくと。県議長会でも荒尾市、阿蘇市から出された議案を採決して、南九州議長会、九州議長会でも議案として上がり、採決を国に働きかけている。水俣市議会としても、平成17年5月、平成19年3月に意見書を採択し、国に送付するとともに、3月には県に対して医師不足の対策行動もしております。議会内でも、平成18年6月議会で1人、9月議会で2人、12月議会1人と一般質問をし、毎回の厚生委員会で真剣に議論し、議会全員協議会でも説明がっております。

まさに、全国的な大きな問題であり、5月21日のテレビタックルでは、この医師不足の問題を取り上げております。坂口元厚生大臣をして、政治がやってもらわんと困る、政治が悪いという、そんな言葉も述べられております。まさに自民党政権が引き起こした問題であり、大きな失政の一つだろうと思います。一地方自治体ではどうにもできない問題であります。全国市議会議長会を初めとする、多くの地方組織団体が立ち上がり、政府に要望活動を繰り返した結果、今、与党政府によって対策が検討され出した問題であります。

なぜ、院長を初めとする努力、議会での質疑内容等が市民に正しく伝わらなかったのか、非常に残念であります。歪曲して伝え、何かに利用しようとする人がいたとすれば、猛省を促したい。

宮本市長におかれましては、このように行政内容が今回のように歪曲されて市民に伝わらないよう、正しく市民が理解できるように、広報に努力していただきたい。病院だけの問題じゃなくて、ほかにもいろいろ出てきますので、そういう要請もしておきたいと思います。

2回目の質問として、2点、お尋ねをいたします。

医師確保にさらなる努力をしたいと答弁されましたが、自治体病院の医師不足の要因の一つに、いろいろ出ていましたように、過酷労働による自治体病院勤務医離れがあると思います。何か考えられている対策があればお尋ねします。

もう一点は、医師、看護師を引きとめ、確保するために、働きがいのある職場づくりが必要だと答弁もありました。具体的に考えることがあればお聞かせください。

以上、2点、質問します。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 自治体病院の医師の確保ですけれども、現時点で妙案があるというわけではございません。実際、病院の機能といいますのは、入院、そして専門外来

に特化するというのが方針でございまして、今、救急外来をやっているところの、先ほど質問もございましたけれども、救急医療に対して、ある意味、全国、その地域によってやっておられるのは、いわゆる地域の病診連携ですね。地域完結型として、その夜間の外来を医師会にゆだねるということでやっておられますけれども、それをずっと調べていますが、いわゆる鹿屋方式、鹿児島指宿方式、熊本県では城北の玉名、荒尾方式、そういう中で開業の先生方が基幹病院に行かれて夜間外来を受け持たれると。そこで何が起きたかという、これは大変でやっとなれんという形ですべてうまくいっていないんですね。

結局、その基本に戻りますと、やはり医師不足なんです。その中で、現在、うちで頑張ってもらっているドクターに、やはりモチベーションを高く持ってもらって頑張ってもらおうというのが第1のことでありますし、今後、やはり関連病院であります熊本大学、久留米、福大、いろんな選択肢を広げながら、やはり地域の実情に理解をしていただく医局からやはり派遣していただくということの繰り返しをやはり我々は努力していかなきゃいかんだろうと思います。

先ほどもありましたように、基本的に、今うちから逃げたがってるというわけじゃないですけど、40代、50代の今からばりばりやってもらわなきゃいけない部長クラスがやめていくんですね。実際、この地域に医者は減ってはいないんです。それで何が原因かという、先ほどもありましたように、いわゆる医療費、診療報酬のやはり問題であろうと思います。結局、OECD、いわゆる加盟国中、先進国でこの前、先ほど7位と言われましたけれど、18位の医療費、いわば国がお金を使わずに国民の健康が守られている。ちょっとこれは私見かもしれませんが、ただWHO、OECDで日本の医療、総合世界一と言われる実績は、やはりそういう状況の中にできているということをややはり認識しなきゃならんと思います。

もう一つ、やはり問題となってくるのは、昔は我々も、医師側も過重労働だとか、労働時間を短くしろと、とても頭にはまだ考えが及びませんでした。ただ、今の先生方を見ると、確かにそうだなと思うのは、日進月歩でこれだけ医療が発展しています。地域医療もそうです。我々2次医療やっているわけですから、そういう中で、やはり医療側が提供する医療、これだけしかできないという限度があるわけですけど、それとやはり地域住民の方々が医療に期待されるものに若干乖離があるんじゃないかという気がいたします。

我々、やっぱり昔から言われる、うまく行って当たり前、何かあったら医療事故というような感じで逃げたがるんですね。そういう中で、昨日ですか、5月31日の緊急医師確保対策の中でも、やはり医療リスクに対する支援体制の整備、いわゆる裁判外の協定制度の創設、これをうたっておりますし、骨太の方針の中で、2008年の予算に反映させるということで、やはりローコスト・ハイリターンという、今の制度はそぐわない。やはり医師に対する環境整備をやっていたらいいのであれば、裏づけとなる診療報酬が保障されなければならないと私は思っております。

それと、働きがいのある職場づくり、これは我々も当然努力していくわけですが、これは、私は院長を拝命いたしましたときから、今の副市長であります森事務部長とともにやっていったのは、現場で、今できる解決方法があるんじゃないかということで、現場の皆さん方から、やはりその現場の問題点を出して、解決法のプランを出してほしいと。それを必ず実行してみる。短期間の間にチェックをしながら、次にまた改善するアクションを起こそうということで、PDCAサイクルを採用し、その後、それにつながる、いわゆるバランススコアカードですね。顧客の視点、行財政の視点、業務プロセス、そして自分たちが学習と成長でモチベーションを高めていこうということで、ヒアリングを年に2回やっております。そういう中で、どんな環境条件においても、やっぱり自分で役割を認識してほしいと。そして必要な知識、技能、技術を学んで、やはり独創性を発揮して、我々が求めるのは新しい価値を生み出してくれるようなスタッフを希望すると。そういう中ではレクリエーションも必要ですが、職場ごとのつくられたグループを単位として、今、我々が指示していますのは、クオリティーコントロールサークルですね。QCサークル、いわゆる現場からそういう改善方法を出してもらって、それをただ提出するだけじゃなくて、今やられている制度というのは、すべてワークショップです。自分たちが出て行って、意見を言って、解決策をそこで探すという形で、これは企業がやった考えですが、うちからそういう指示したわけじゃなくて、自然発生的にそういうグループができて、そういう活動もやってもらっている段階です。

以上です。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁では、なかなか今の状況ではモチベーションを上げて頑張るしかないということだったと思います。

特に、診療報酬の問題、医療リスクの問題、これは全国的な国にしか問題解決ができないとすれば、やはり議会も一緒になって、問題解決を頑張っていきたいというふうに思います。

3回目ですが、医師、看護師を確保し、地域医療を守るため、坂本院長を中心に、医療センターのスタッフの皆さんしっかり頑張ってください。そして市議会、市当局、議会もこの大きな全国的な問題で、水俣の地域医療をはじき飛ばされないように、心を一つにして取り組むべき問題だと痛感をいたしております。

医師、看護師確保に向けて、影響する問題であろう経営方式の問題も避けて通れません。きのうの答弁の中で、健全経営に向けて頑張ると、公営企業の全適が今現状では良策だという答弁もされております。

間違っても経営体質の改善を急ぐ余り、舞鶴市民病院の二の舞にはならないように、慎重な中にしっかりした間違いのない検討をしていただきたいというふうに思います。

最後に1点、6月6日の新聞は、国の医師不足の対策として、小児科・産科の集約を報道して、熊本県は両方とも拠点病院への集約の必要性を答えています。水俣市立総合医療センターがはじき飛ばされないように、強く働きかけていく問題だと考えておりますが、院長の決意をお聞きして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 確かに今、医療の集約化と言われるんですが、現場としてわかる場所もあるんです。ただ、お産をするためには、複数いないと危ないんですね。というのは、正常患者でも緊急手術の場合がある、出てこない場合、出産が正常にできない場合には。そういう形で、集約化されるのはわかるんですけども、その根底の中に、過疎地から、いわゆる医療の集約が行われる。地域格差じゃなくて、医療格差、国民の住む場所まで集約されてくることになれば、これは地域にあって、何の活性化が行われるかという問題になるわけですね。今言われたように、はじき飛ばされんようにせないかんわけです。それには、何度もやっぱりうちも必要性を言いながら、今度7月9日月曜日には、熊本県の地域医療政策に対する意見交換会の2回目がございます。この前も訴えました。そして、その中で訴えたのは、今の医療適正化計画が、県自体が本当に適正規模なのかということをお私に訴えるんです。やはり、この県境にあって、生活圏がもう出水と一緒になっています。そういう中で、隣県と必ず協議をしてくれと言うんです。だから県から言われたのは、隣の出水の保健所がどこにありますかねと言われましたから、私はびっくりしたんですけど、出水保健所でしょうと言ったわけですけども、まあ医療政策総室の方からは、早急にそういうことで連絡をとって準備をしないと。やはり小児科、婦人科、なければふるさとお産ができないような地域では困りますので、今後もこれに対してはなくならないように、うちが県南の拠点病院となれるように努力をしております。

先ほどの答弁で申し上げましたように、婦人科に関しては、熊大の教授の方から、ここの実績を踏まえて、やはりこの環境を考えて、2人体制をどうにかして残したいという言葉もいただいておりますし、小児科の教授、助教授の方も何とか残して、努力をするということは言っていたので、今後ともそういう連携を深めながら、探しながら頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、市民が自信を持ち、元気の出るまちづくりについて答弁を求めます。
宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市民が自信を持ち、元気の出るまちづくりについての御質問に順次お答えします。

まず、水俣病公式確認50年事業、映画「恋路物語」、元気村づくり等、市民・行政協働の動きが勢いを増し、水俣に元気が出てきているように思いますが、どう思うかの質問についてお答え

いたします。

これらの事業については、行政だけでなく、市民や各種団体も事業の目的に賛同し、市民と行政の協働で事業の運営や実施が行われ、多くの市民にこれらの事業に係る催しにも参加いただいております。

水俣病公式確認50年事業の一環として、昨年秋に開催されたみなまたもやいの日では、水俣だけでなく津奈木・芦北を初め、出水、天草など、環不知火地域から多くの人々が集まり、特にフィナーレの1,000人コンサートでは、想像を超える多くの人々の大合唱により、多くの人に感動を与え、住民が一つになり、私自身も感動を覚えたものでした。

また、映画「恋路物語」、元気村づくりにおいては、事業を成功させようと集まった市民有志の団体や自分たちのことは自分たちでやっていこうという自治意識を持った地元住民の皆さんが主体となって、行政とともにお互いに役割を担いながら事業が推進されております。

これらのことから、少しずつですが、元気な、そして住みよい水俣に向かって、市民と行政とともに確かな一歩を踏み出しているものと考えております。

次に、みなまた未来コンサート海恋物語、「地域とともに、こんにちは熊日です」、エコパーク全面開園等、水俣応援の輪が広がり、水俣再生に向けての大きな追い風を感じるがどう思うかの質問についてお答えします。

RKK熊本放送の主催で行われた未来コンサートについては、会場に4,000人もの観客の皆様にご足を連ねていただきました。このコンサートの模様は、全国各地で順次放送する予定となっており、2年連続で元気な水俣の今をPRする絶好の機会ととらえております。

また、熊本日日新聞社の主催で行われました「こんにちは熊日です」では、「これまでの水俣、これからの水俣」と題したパネルディスカッションやスイーツのまちづくりの紹介を行っていただくなど、水俣の新たなまちづくりのヒントや、これからのテーマをいただきました。

県の事業で17年余りの歳月をかけ、環境と健康をテーマとして整備が進められてきたエコパークも、先日全面開園となり、県内でも屈指の公園が本市に開園しました。開園当日には、周辺自治体も招聘し、水俣市民団体主催の陸上競技や野球、テニス、グラウンドゴルフ等の大会が行われ、市内外から多くの参加がありました。

このように、水俣応援の輪が広がり、あちらこちらで環境モデル都市水俣を取り上げていただいたり、水俣再生の場づくりや、イベントが開かれるようになりました。水俣病公式確認から51年目のスタートを切り、議員お考えのとおり、水俣が新たな再生に向けての大きな追い風を受けていると考えております。

また、市民みずからが郷土水俣を盛り上げていこうという事業も展開されるようになり、大変心強く思っています。今後も、関係団体へ大会・イベント誘致等をお願いするなど、さらに応援

の輪を広げ、元気な水俣づくりを行ってまいります。

新たな動きとして、熊本大学と連携して進めるみなまた環境マイスター養成プログラム、水俣環境大学構想が報道されているが、その内容についてお答えします。

まず、みなまた環境マイスター養成プログラムにつきましては、本年6月1日に本事業の実施主体であります熊本大学が、水俣市も同席する中、当大学構内におきまして記者発表を行ったところですが、これは、提案者である熊本大学が国の平成19年度文部科学省科学技術振興費の採択を受け、本市を中心として、平成23年度までの5年間の予定で進めていただくものです。

その内容は、熊本大学に環境MOTコースを創設し、水俣市を主な会場として、水俣市民、地域企業従業員、行政関係職員、熊本大学学生等を対象に、環境・リサイクル教育、地域マネジメント教育、個別課題対応型研究、インターンシップ等の講座を受講していただき、水俣から世界に環境保全の大切さを発信することができる核となる担い手を、1年半のコースで15名、5年間で合計45名程度を目標に養成していくものです。

本市といたしましては、この人材養成を通じまして、環境モデル都市づくりのさらなる推進につながるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、みなまた環境大学についてですが、水俣病の歴史と文化を持つ水俣が学びの機会をつくることによって、大学生を中心に、水俣に関心を抱く人々を呼び込み、現地水俣で環境問題を初め、さまざまなことを考えてもらおうと、今年度から開設するものです。

計画では、水俣に関係のある研究者、ジャーナリスト、大学教授、患者さんや関係者、さらには環境モデル都市づくりに携わる市民、行政職員などが講師となる講座と、多彩な体験学習を組み合わせた内容とし、8月から9月のうち1週間程度、夏季セミナーとして30人から50人を受け入れることにしています。なお、期間中、市民も無料で参加できる公開講座も予定しています。

行く行くは、みなまた環境大学での受講が、大学生の単位取得に反映されるような仕組みが創設できればと思っておりますが、それらの課題も含めて、講座内容や受講生の募集要項など、近く組織される実行委員会で詳細に検討していきます。

片や、水俣で暮らす人の中から、世界に向かって環境保全の大切さを発信できる人材を養成するみなまた環境マイスター養成プログラム、一方、みなまた環境大学は、現地水俣によそから人を呼び込み、水俣でさまざまなことを考え、体験してもらう事業です。1週間程度ではありますが、地域に交流人口がふえれば、当然、人的交流も活発に行われ、地域の活性化が図られるものと考えております。

次に、ほかに市民に自信と誇りが持てる施策があればお示しくださいとの質問にお答えします。

ことしの施政方針でも述べましたが、これまで、即効性のあるものを追い求め、それをまちの活性化につなげようとしていましたが、実はよく考えると、一番遠い道のりではなかったのかと

思っております。もっとみずからが足元を見詰め、汗を流し、工夫し、求めていくのが真のまちづくりではないかと、今こそ思いますし、そのことが、地域の活性化へ向けて一番の近道ではないかと思っております。

内から盛り上がる時が、本当に充実感をともに味わえる活性化ではないか。地域のよさを見つけ出し、それに磨きをかけていくことが必要だと思っております。

中でも、地域の活性化を進める上では、地場企業の支援による経済振興や村丸ごと生活博物館事業など、身の丈にあった元気なまちづくりをすることが、小さな地方都市が生き残っていく重要なかぎであります。今後は、むらとまちの交流事業やU・J・Iターン促進事業、援農ボランティア等の事業を促進するとともに、みなまた環境大学の開講、みなまた環境マイスター養成プログラムなどにより、人材育成を図り、住民協働で行ってきた環境モデル都市づくりをさらに発展させ、市民に自信と誇りを持たせる水俣ならではの施策を展開してまいります。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

6月3日の地域フォーラムで、市長は、環境に配慮したまちづくりなどで市民の底力を随所に感じた。これまで水俣の子どもたちはよそにいくと差別を受け、打ちひしがれることもあったが、最近はそういうことは決してない。水俣に生まれてよかったという誇りを持てるようになった。それは市民の頑張る姿を見たからだと思う。市民が築いてきた環境にこだわるまちづくりを受け継ぎ、伸ばすことが私に課せられた役目だと。要は水俣が動いているとのイメージを発信し続けること、訪れてみたいと思わせるような水俣にしたいと話をされました。私も福祉でのまちづくりの集会での二中生の発言、産廃集会での袋中生の発言に代表されるように、各地、各場で水俣の生徒が自信を持って発言をし、頼もしさを強く感じています。水俣病公式確認事業に取り組まれた県の人、水俣の市民の底力を感じたと述べられています。水俣病という負の遺産を、教訓を大事にしたプラスの遺産に確実に変わってきていると実感いたします。

吉井元市長が言われる、ホップ水俣病の解決、ステップもやい直し、ジャンプ水俣再生に向かって確実に水俣は進んでいると思います。今まで水俣の歴史は、チッソや行政への依存型だった。市民一人一人が何ができるか考え、みずからが変わらないとまちは変わらないと福田興次さんは話をしてくれました。今、答弁で今後の取り組み方も述べられました。大変意義あるもので、積極的に進めていただきたいと思います。

水俣市は確実に停滞から脱却し、行政と市民が確かな一歩を踏み出していると考えます。新たな再生に向けての追い風も感じると答弁をされました。状況認識はまさに一致し共有できると思います。

そこで、2点、質問いたします。

市長が目指すまちづくりの視点で見たとき、今の水俣の動きをどう評価されますか。

次に、今後の問題ですが、未来コンサートに6名、宇城市から私の知り合いが参加をいたしました。湯の鶴温泉に宿泊されましたけども、すばらしい、水俣はよかばいの連発、しかし観客が少ない、これぐらいのメンバーなら2万人ぐらい集めんばというのが評価です。

そこで、今回の反省、来年に向けての決意があればお聞かせいただきたい。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 繰り返しになるかもしれませんが、水俣市の今後ということで、考えておりますことですが、もちろんこの前から指摘を受けております企業誘致とか、雇用の確保とか、そういったものも大きな一つの課題として頑張っていかなければならないという気持ちはもう十分持っております。

ただ、この前熊日のフォーラムがございましたけれども、その中で、頭石の勝目さんという方でございますが、その方がおっしゃった言葉なんですけれども、こういうことを言われました。我々は今まで青い鳥を追い求めていた。青い鳥はどこにいるかということを追いかけていたんだけど、実は自分の肩の上にとまっていたというような話をされました。やはり、先ほど、野中議員からもございましたけれども、やっぱり、水俣ならではの、水俣のよさをやっぱりしっかりもう一回足元を見詰めて、そして、それをさらに磨き上げていく。その話を聞きながら、そうして考えていくときに、やはり水俣は環境に特化したまちづくりをしていかなければならないんじゃないかな、そういうことを強く思ったところでございました。そういう面から、先ほども申し上げましたような、環境大学でありますとか、人材育成のための熊本大学との連携とか、あるいは今考えておりますのは自転車のまちづくりとして、まず水俣市役所から自転車のまちづくりに取り組んでみたいと、そういうものを思っておりますし、もったいないボックスというのも、そういうところで、今考えて実行に移しているところでございます。

そういう意味で、環境で特化したまちづくりをやっていくときに、外から見たときに、おっ、水俣は何かやってるぞと、のぞいてみよう、というような動きが展開されてくるんじゃないかなと思っております。地味な感じがいたしますけれども、これが水俣の生きる道ではないかなと、私はそのようにとらえ、今後もそういう思いで頑張っていきたいなと思っております。

それから、未来コンサートの件についてでございますけれども、つい先日、松本議長にも行っていただきましたけれども、バス1台でRKKの方にはお願いに行っていました。ぜひ、また次年度も続けていただきたいと、すばらしいコンサートであったということで、市民の皆さんが総勢20名ぐらいじゃなかったかと思っておりますけれども、RKKの本社に行きまして、向こうの社長さんにもお願いをしてきたところでございます。RKKの方も、ぜひ来年も水俣の地で頑張りたいというふうなお答えをいただいたところでございます。

そういう面からしましても、市民の皆様方が本当に水俣を積極的に何とかしなければならないという、そういう気持ちが私は少しずつですが、私は感じさせていただいているというところがございます。

もう一つつけ加えますと、福田農場の社長もちよっと言っておられましたけれども、やっぱりまちづくりは、それぞれ一人一人が本当に水俣を何とかしなければならないという気持ちがそろわないとだめなんだというような話も、熊日のフォーラムでお聞きしたところがございます。そういう意味で、みんなでやっぱり力を合わせて、盛り上がっていくまちづくりをしていけば、必ずや市民の皆さんの底力が発揮されれば、水俣はまた元気によみがえっていくと、そういうふう

に信じております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 水俣ならではのまちづくり、環境特化のまちづくりで頑張っていきたいということです。ぜひ自信を持って、市民が自信と誇りを持ち、若者が定住する元気な水俣づくりに邁進をしていただきたい。お願いして終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、働く場の確保とリスクについて答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、働く場の確保とリスクについての御質問について順次お答えします。

まず、IWD東亜熊本を初め、市民の健康障害、命にかかわるリスクを持つ企業進出が計画されたとき、これに対する市長の考え方についてお答えいたします。

本市への企業誘致に関しましては、環境と産業と地域が調和した工場立地等を進めるため、環境に配慮した工場等の立地に関する取扱要領に基づき、一定の誘致基準に照らし合わせ、事前に誘致対象企業として望ましい企業であるか否かの判断を行ってから、誘致活動を行うようにいたしております。

このような観点から、仮に地元雇用が30人と見込まれる企業であったとしても、例えばIWD東亜熊本のように、市民生活に多大な影響を及ぼす可能性のある企業については、誘致対象企業として認めることは困難であることから、市として誘致活動も行わないほか、市の優遇制度等の適用も難しいと考えております。

次に、A S Bエコウッド株式会社が、水俣への企業進出を撤回されたが、その後のA S Bエコウッド株式会社の事業展開状況はどうなっているのかについてお答えします。

A S Bエコウッド株式会社につきましては、平成16年に本市に対して企業立地についての申し出を受け、誘致活動を行ってまいりましたが、最終的には、平成18年度のバイオマス環づくり交

付金を事業主体であります水俣市が申請する際に、企業から金融機関の融資についての見込みが示されず、信用性が確保できなかったことから、企業進出が撤回されたという経緯がございます。

その後のA S Bエコウッド株式会社の事業展開状況はどうなっているかとお尋ねでございますが、インターネット検索を初め、県等に電話で確認するなど、情報の収集に努めましたが、結果といたしましては、立地したということは確認できませんでした。

次に、働く場の確保について、今後どのように取り組んでいこうと考えているのかについてお答えします。

本市におきましては、ここ数年、新たな誘致企業等の進出もない状況であり、本市の雇用情勢につきましては、大変厳しいものがあります。

しかしながら、若者等の働く場を確保し、経済振興につなげていくことは、潤いのある元気な水俣づくりを推進していくためにも、大変重要であり、本市の大きな課題となっております。

このような現状を踏まえまして、本市といたしましては、地場企業が維持・発展し、元気になることで、地元雇用をふやしていただけるように、水俣市産業技術開発・ものづくり補助事業等を活用しながら、地場企業の技術力の向上等を支援していくとともに、これまで以上に地場企業との連携を密に図りながら、適時に必要な支援策が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、県との連携を強化し、効果的な企業情報が得られるような方策を関係団体、民間とも協議しながら構築していくとともに、企業誘致を進めていく上で必要な工場用地等の情報収集並びに新たな工場適地に関する検討を進めていくことにしております。

誘致対象企業との交渉を踏まえながら、市優遇制度の見直しについても必要に応じて検討したいと思っております。

さらには、みなまた環境テクノセンターが行っております南九州環境・バイオネットワーク構築事業等を積極的に支援しながら、地場企業連携による新規事業の創出等も図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

人口減に悩む自治体にとって、雇用の話は市民の一番期待するところであり、人心を揺さぶるものであります。

先日行われたIWDの事業説明会で、場内から、サクラか、環境影響準備書の質問ではない雇用数を質問し、50人の雇用を社長は答弁をし、翌日の報道では30人に減らしたと。産廃阻止！水俣市民会議にくさびを打ち込もうとした感があります。水俣市民は長く苦しんだ水俣病の教訓として、自分だけよければいいのではなく、もやいの考え方を学び、命の大事さを学んできました。

雇用量が多くとも、市民の命にかかわる企業進出は断固反対するべきであり、今、市民生活に多大な影響を及ぼす企業進出には危惧いたしたいという答弁もいただきまして、安心をいたしました。今後、その姿勢を貫いていただきたいと思います。

A S Bエコウッド株式会社は、あの問題は80人から100人の雇用の話もあり、市民が大変期待をしていました。しかし、水俣市が事業主体となり、バイオマス環づくり交付金18億円、ふるさと融資8億円の計26億円を受けて、林業振興に係る実施計画の中で、事業者計画を遂行させるとして交付するもので、計画どおりにいかなければ交付金は水俣市が返還しなければならないということから、平成17年3月議会で、我が会派の谷口議員の質問に、条件であった金融機関の融資が申請期限までなかった。2番目には、市長就任間近で調査もできず、金銭のリスクが解消されない交付金申請はできないとして、平成18年度交付金申請は取りやめたと答弁をされました。

6月議会では、水俣進出を白紙に戻したと答弁があり、雇用先確保としては、残念だけれども、やむを得ない判断だと納得したものであります。

今回取り上げたのは、さきの平成18年3月議会で、議会選出監査委員である議員の質問で、一昨年12月進出協定を結んだ80名から100名の企業が断念されたのは、私自身残念だと思っています。企業はリスクなしで誘致に応じてくれるだろうか。ある程度、行政もリスクを持った上で誘致する手段を考えておくとの発言がありました。監査業務は事業監査から会計監査まで幅広く、大変大事な立場にある人の発言であり、市長答弁の市の財政上の問題を考えながら、夕張の二の舞にならないように、しっかり考えながら対応をしたいと聞き、その後はどうなったんだろうと検証する必要があるとして今回取り上げました。

情報収集したが、よそに立地したということを確認できなかったと答弁をいただきました。私はインターネットを調べてみて、平成17年7月の水俣での工場白紙、九州で土地物色中からの情報は出てきませんでした。親会社の情報にもないことから考えれば、環づくり交付金型の企業誘致は普通の自治体として、やっぱり難しいものだったと言えるのかもしれませんが。いみじくも、前市長があるとき私に言った言葉は、企業は交付金は出ないと思っていた。私が出ると言ったらびっくりして、それから準備を始めたということと言われたのを思い出します。この言葉がやっぱり事実を物語っているというふうに思われます。だから金融機関の融資もおくれ、水俣からの早々の撤退となったと考えます。

宮本市長の80人の雇用の場を外すという苦渋の決断は、大変正しい判断だったと言えると思います。

夕張市も調べました。12万人の炭鉱のまちから10分の1の1万3,000人に人口が減少する中での自治体の再建団体になったものであります。

炭鉱インフラ等の炭鉱閉山処理費に583億円を使う。炭鉱がなくなったから観光事業で市を盛

り上げようとして進出企業を求め、その進出企業が撤退をしたと。また、それに50億使うという形で、その撤退処理費に600億円を超えて使っている。結果として632億円の負債を抱えて再建団体になったものであります。市民1人当たり480万円の360億円を、今後20年間にわたり返済しなければならない。住民サービスは引き下げられ、市外の転出者が多くなっているという、さらに過疎のまちを歩くことになります。

企業進出リスクを見誤らず、正しく判断することが、行政トップ、議会に求められていることを我々議員も再認識しなければならないという事例ではなかったかというふうに感じます。

働く場の創出は大変大事であります。ぜひ、基盤の整備は進めていただきたいと思います。

熊本ではホンダ、ソニーと基幹産業は育てております。さきの県議選でも吉永県議は、そのホンダ、ソニーの部品工場等を水俣にというメッセージも出しております。ぜひ、そこら付近の実現に向けて、やはり県議にも努力していただいて、水俣の働く場の確保にも努力していただきたいというふうをお願いをし、この問題についてはこれで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

2回目の事業者説明会を終えての感想と、この説明会が十分市民に納得いくものであったと考えるかについてお答えします。

昨日の福田議員の御質問にお答えしましたように、2回目のIWD東亜熊本による説明会は、市民のさまざまな疑問や不安に対し説明が十分に尽くされず、市民会議や個人が事前に通知した質問事項についても、質問内容の推測に基づく事業者の一方的な回答がなされ、市民会議が用意していた重要な質問事項を残したまま強制終了されました。

誠意ある姿勢は全く見られず、とにかく帳面消的に説明会を終えればいいという事業者の態度が、これで明らかになったと思います。

したがって、事業者説明会は、私たち市民にとって全く納得のできない説明会であったと考えています。

開拓道路地籍調査の状況と今後の対応についてお答えします。

地籍調査の状況については、野中重男議員の答弁でお答えしたとおり、現在のところ、境界確定には至っておりません。

今後の地籍調査事業としての対応については、境界が確認できない場合は、筆界未定として処理し、地籍調査を終了することになります。

なお、地籍調査事業としての境界確認作業は終了しますので、その後、筆界未定を解消したい

場合は、関係土地所有者間で話し合いが持たれることになると思われます。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ①、②の説明会を終えての感想については、今まで何回も聞いておりますし、今話されたとおり、大変やっぱり誠意がなくて帳面消しだったと。不誠意きわまる納得できないものであったということで一致できますので、今後やはりしっかりこれ乗り越えて、県等に働きかけるといって頑張りたいと思います。

次に、開拓道路の問題ですけれども、今のままでは筆界未定になる。そういうことになるんですけれども、筆界未定になれば、その後は所有者間で話し合いが行われることになるだろうというふうに、今答弁があったわけですけれども、大変問題があるんじゃないかなというふうに思います。所有者間で話し合いがあるとすれば、県と東亜道路だろうと思いますけれども、我々の目の届かないところになってしまう危険があるんじゃないか。そういう面で、そういうことにならないのかどうか、1点、お尋ねしたい。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ここは当然そういうことにならないよう精いっぱい努力をしていきたいと思っておりますし、市としまして、里道がございますので、その辺のところから十分検討し、そういうようなことにならないように、十分見ながら、そして頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 まず1点、質問を先におきますけれども、地籍調査事業はいつまでなのか、期限は最終的にいつなのか、ひとつ聞いておきたいと思います。

それともう一点は、これはこの前の県会議員選挙で、開拓道路国有地取得による産廃問題の早期解決というのを吉永県議は述べられている。やはり自分に大変な期待を、市民の期待を受けたわけですけれども、この問題については、やはりそういうことで、県がその開拓道路が里道とつながるかどうかについて、非常に頑張ってもらわんといかんということになるかと思うんです。そこら付近については、県の段階に入りますので、県議の力は非常に大きいものがあるんじゃないかと。やはりこれだけ自分の公約として述べられたわけですから、そういう県議とも連絡をして、ぜひ県が腰折れして、適当な形で結びつかないように、しっかり頑張ってもらうように連絡とっていただきたいというように思いますので、その点では県議に対しても働きかけてほしいというふうに思います。

1点だけ質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 地籍調査の最終期限はいつかということでございますけれども、地籍調査

におきましては、境界を確定する場合はことしの8月に予定している閲覧に間に合わなければならぬということがございますので、閲覧に必要な簿冊とか、図面作成等の準備期間を考慮して、6月中旬が最終期限になるのではないかということがございます。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党議員団の川上紗智子でございます。

生まれて初めての質問です。よろしく願いいたします。

早速、質問に入らせていただきます。

まず、国民健康保険問題についてです。

毎年毎年、年金は下がってきます。固定資産税も市県民税も健康保険税の方は毎年上がってきます。なぜでしょうか。これは78歳の女性の方からいただいたアンケートの声です。本当に暮らしが大変だという声を、私は選挙中何回も聞きました。

私たちが行いましたアンケートの中で、一番負担が重いと感じるものを聞きましたところ、一番多かったのは国民健康保険税でした。この負担が重いという声について、どういうふうに思われるか、ぜひお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、水俣市の国民健康保険の現状についてですが、加入者数とその構成、それから滞納世帯数とその比率、短期保険証発行世帯数とその比率をそれぞれお尋ねいたします。

3つ目、国民健康保険税の負担軽減についてお尋ねします。

国保税を払うと生活保護世帯以下の水準で生活をしないといけなくなるような、とても厳しい状況になっている方もいらっしゃるようですが、そんな方々への負担軽減について、どのようにお考えでしょうかお尋ねをいたします。

2番目の、学校の再編成についてお尋ねをいたします。

第一中学校と第三中学校の問題ですが、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

それと、質問通告で行ってございました②については、関係者の方々のお話を伺い了解しましたので、質問は割愛させていただきます。

3番目の、水俣市における全国学力学習状況調査、新聞などでは全国一斉学力テストというふうにも報道されている場合もありますが、その実施の仕方について質問いたします。

①、このテストの際、調査の際、児童・生徒に名前を記入させるように教育委員会は指示をされたのか。また、実際その調査の当日、学校現場ではどのようにされたのかお尋ねをいたします。

②、この調査の趣旨、中身を保護者に対してどんな方法で、どのように説明されたのかをお尋ねいたします。

③、この学力調査の結果をどのように活用されるのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、国民健康保険については私から、小・中学校の再編成及び水俣市における全国学力・学習状況調査の実施の仕方については教育長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、国保税の負担が重いという声があるが、これについてどう思うかについてお答えをいたします。

都市部の一部では、景気回復という声もありますが、地方では、景気回復の兆しもなかなか見えず、所得もふえない状況が続いております。

そのような中で、国保税に限らず、税負担が重いという声を聞いております。しかし、国保税は、いつでも、どこでも、だれもが安心して医療を受けることができる相互扶助の制度を維持するために、国保被保険者の方々に応分の負担をお願いしているところです。

医療給付費が高騰する中、国保財税も厳しい状況が続いておりますが、ヘルスアップ事業や平成20年度からの特定健診・保健指導などの医療費適正化などにより、国保財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

次に、加入者数とその構成、滞納世帯数とその比率、短期保険証発行数とその比率についてお答えいたします。

まず、加入者数とその構成ですが、平成19年3月末現在の国保被保険者数は1万2,280人、世帯数は7,067世帯となっております。

国保被保険者数のうち、退職者医療制度の対象者数は2,918人、老人保健制度の対象者数は4,178人、退職と老人を除く一般被保険者数は5,184人となっております。年齢別に見ますと、75歳以上の後期高齢者数は3,913人で、被保険者数1万2,280人に占める割合は31.9%、65歳以上74歳以下の前期高齢者数は3,356人で27.3%、64歳以下は5,011人で40.8%となっております。65歳以上の

方が約60%を占めており、高齢者の割合が高くなっています。

次に、滞納世帯数とその比率ですが、平成18年度決算見込みにおける滞納世帯数は前年度比で10世帯増加し、939世帯となっております。国保世帯数7,067世帯に占める割合は13.3%となっております。

次に、短期保険証発行数とその比率ですが、平成19年3月における対象世帯数は367世帯で、国保世帯数で7,067世帯に占める割合は5.2%となっております。

次に、国保税を払うと生活保護基準を下回るような人たちの負担軽減をどのように考えるかについてお答えします。

先ほど申しましたとおり、医療制度を維持していくことも大切なことであり、被保険者の方々に応分の負担をお願いしているところですが、低所得の方などには、7割、5割、2割軽減を実施し、負担の軽減を図っています。また、支払う能力の有無を納付相談などで的確に把握し、個別の事情に配慮した、きめ細かな対応をしていきたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問させていただきます。

資格証明書発行世帯はどれぐらいか教えてください。

それから、本人から減免の申請があって、減免をされた事例があるのでしょうか、もしあったらどんな事例か教えてください。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 資格証明書の発行数ですね。

3月議会で資格証明書発行件数が22世帯でございましたけれども、現在の発行件数は6世帯増加し、28世帯となっております。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 本人から減免申請がなされたことがあるか、件数ですが、詳細にはちょっと手元の方に調べがございませんので、後ほど調べた上で、議員の方に直接御報告したいと思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 先ほど市長の方から答えの中にあつたように、国民健康保険制度というのは、いつでも、すべての国民が安心して医療を受けられるようにしようということで作られたものだと思います。そんな中で、今、生活が苦しくて払いたくても払えないという方々が多くなっていて、その中でも滞納してしまつたら資格証明書をもらわざるを得ないという方々が少しふえているようですけれども、資格証明書というのは、一たん全額窓口で払わなければなりませんので、そう

いうお金があったら保険税を払えるはずだと私は思います。払えないから病気になってぐあいが悪くても病院に行かない、行ったときにはもう重症になっていて、結局、医療費は高くなる。そういうことがふえていけば、結局、総医療費がふえて、保険税も引き上げざるを得ない。また払えなくなるという悪循環になるんじゃないかなというふうに思います。

資格証明書の発行は、できればやめていただきたいと私は思っているんですけども、実際に、先ほどお答えはありませんでしたけれども、本人が大変だから減免を、暮らしが大変だから減免をしてほしいという申請をしやすいように、具体的に市民の皆さん方によくわかるように、減免の方法など、減免できる場合などをきちんと知らせてほしいなというふうに思います。

同時に、こうこうこういう場合だったら減免してもらえるとということが、することができるということを細かく決めて、市民の皆さん方の支払い能力にあった、応分の保険税になるように、ぜひ努力をしていただきたいと思いますが、これは要望にしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（松本和幸君） 次に、小・中学校再編成について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 第一中学校と第三中学校の統合に関する状況についてお答えします。

市議会の皆様方には、昨年7月24日の市議会全員協議会、また、8月4日の総務文教委員会において説明をさせていただきましたように、水俣市小・中学校再編成の実施計画を作成し、市民の皆様に対しても説明会を重ね、御理解と御協力をお願いしてまいりました。

その計画の中で、中学校を再編成する際、使用校舎を一中と三中のどちらにするかということにつきましては、先日の福田議員の御質問にもお答えしましたように、互いに一長一短があり、しかも両校は比較的近い距離に位置することから、明確な差異を見出すまでは至りませんでした。

そこで、教育委員会としましては、耐震に関する調査を実施した上で判断するということとし、皆様方に説明をし、御理解をいただいたところでした。

結果は、先日の市議会全員協議会で御説明を申し上げましたように、第一中学校を使用するという結論に至ったところであります。

現在までに、自治会長会、関係小・中学校校長等への説明を行ったところでありますので、今後は、関係地域への説明会を今月末に実施したいと考えているところです。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をさせていただきます。

三中の方が耐震化優先度が高いということで、一中ということだと思っておりますけれども、一中を使う場合、耐震化を強める工事を行ってから使うということになるのか、行わないとしたら、

そのまま使ったらどれくらい大丈夫なのかというのが1つ目の質問です。

2つ目は、一中の耐震化工事を行ってから一中の校舎を使うということでいけば、どれくらいの規模の工事が必要で、どれくらいの期間大丈夫なのか。同じく三中についても、その耐震化の推進工事をした場合、どれくらいの工事が必要で、どれくらいの期間大丈夫なのかということと、それから教育委員会の選択肢にはなかったかもしれませんが、新しく校舎を建設した場合はどうか、長期的に見た試算をされたのかどうか、されていれば教えていただければと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 一応、使う場合、工事をして、その使用年数はどのくらいかということですが、これにつきましては、まだ優先度調査という段階でございますので、さらに詳しく調査をしないと、これについてはわからない、そういうふうな状況でございます。

また、その工期とか耐用年数でございますが、これにつきましては、もし工事したら、相当期間使えるような耐震化の工事になるのではないかと、そういうふうに思っております。

まだそのところも、さらに工事をするに当たっては調査をする必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

ただ、現在のところ、この前説明を申し上げましたように、4または5の状況でしたので、ある程度強度は保たれている、現在のところでも、ある程度は強度は保たれている、そういうふうに理解することができるのではないかと、そういうふうに思っております。

それから、三中につきましては、先般話をしましたように、これにつきましては、コンクリートが不足している、そういうふうな状況ですので、耐震化がこれにつきましては、想定される震度を考えたときに、工事をして、それで保たれるかということについては容易ではないのではないかと、そういうふうな考えを持っております。

さらに、どのくらいもつかということについても、もう少し詳しく調べなければならぬわけですが、ただ状況的にはかなり厳しいのではないかと、そういうふうな見通しを持っております。

それから、新しく校舎をつくることについては、試算等したかということですが、これにつきましては、最初に、きのうも申しましたけども、最初の段階で、現在ある校舎を使う、そういうことで進めるということで、皆さんと御了解をしておりましたので、現在の校舎というところで進んできております。したがって、今、言われましたような試算については出していないところでございます。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 試算は全部していらっしゃるというお答えだというふうに思うんですが、こ

の水俣市小中学校再編成についての6つの基本方針の中の校舎の活用については、既存の校舎をできる限り活用することと書いてあるので、できる限りということは、活用しない場合もあるというふうに私は読んだんですけども、なぜ私が先ほどの質問をしたかと申しますと、10年、20年、長期的に考えたときに、どこをどう、どこにどう手を入れて、また、お金をかけた方が子どもたちにより安全で、安定した教育環境を提供することができるかということで、ぜひ御判断をしていただきたいなというふうに思ったからです。

答申が当初出されて、それに基づいて学校再編の作業が進められてきたと思うんですけども、その答申の中で、学校適正配置の理念という答申の中身が幾つかありますけれども、その中に、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境を与えることを第一義とする。各学校、教師、児童・生徒、保護者、地域住民などできるだけ広く意見を聞き、計画づくりに反映させ、周知するというふうにあります。

また、最後に、このようにも書いてあります。子どもたちも、教師も、保護者も、地域の人も多くの人々が学校再編成に取り組んでよかったと言えるものをつくっていただきたいと思うというふうに書いてあるんですが、期日を決め、小学校は20年4月から、それから中学校は平成21年というふうに言われておりますけれども、先がないということで、ばたばたとして判断をするのではなくて、最後まで、この理念に基づいて、最初の考え方を大事にして進めていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市における全国学力・学習状況調査の実施の仕方について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 全国学力・学習状況調査の実施について順次お答えします。

まず、名前の記入をさせたのかについてお答えします。

教育委員会としましては、今回の学力・学習状況調査につきまして、通常のテストと同様に取扱いよう考えておりましたので、学校に対して、一人一人の児童・生徒に名前を記入させるようにとの特別な指示はしておりません。

しかし、実施に当たり、相談事項があれば報告いただくよう学校に伝えておりましたが、各学校からは特別な報告はありませんでした。

したがって、各学校の児童・生徒は、ほかのテストと同様に、名前を記入したものと受けとめておりましたし、後日、小学校は名前、また、中学校はクラス、出席番号、男女等を記入されていたと聞いております。

次に、保護者への説明をどう行ったかについてお答えします。

これまで、教育委員会におきましては、各学校に対して、全国学力・学習状況調査の実施に関する通知文を出したり、文部科学省からのパンフレットを配布したりして、周知を図ってきたところでございます。

お尋ねの学力・学習状況調査に関する保護者への説明につきましては、今回の調査は、教育課程の中に位置づけて、通常、学校で行われているほかのテストと同じように実施されるべきものと判断しており、特別なものとして扱うことは考えておりませんでした。

教育委員会にありましては、この全国学力・学習状況調査だけのために特別な措置はしていませんでしたが、学校に対しては、調査前に何らかの形で家庭に伝わるようお願いをしていたところです。

その結果、それぞれの学校に違いはありましたが、保護者会での説明や、文部科学省からのパンフレットの配布、学級便り、時間割り等により、さまざまな形で対応がございました。

今後、児童・生徒の学習状況を把握し、指導や学習の改善に生かしていくことが、保護者に対する理解につながるものと考えております。

次に、結果の活用についてお答えします。

本調査は、小学校6年生の国語・算数、中学校3年生の国語・数学を対象に実施されました。

調査内容につきましては、学習指導要領に示された学習内容について、それぞれどの程度定着しているのかを調査するものであります。

その結果は、9月に送付される予定ですが、単に学習事項が定着できているかということだけではなく、これまでに習得した知識や技能をどのように生かしていくかについても検討し、指導すべきだと思っています。

さらに、生活習慣や学習環境等に関する調査もあわせて行われていますので、学習時間やテレビの視聴時間、睡眠時間、食事のことなど、必要な項目について学習との関連を把握し、結果が報告されると思いますので、生活の改善や学習意欲の向上に生かすことができないか、検討してまいりたいと思います。

また、今回の全国学力・学習状況調査問題の傾向として、実生活に結びつくような問題の工夫が見られたり、学習指導要領との関連性も図られておりましたので、各学校での授業の工夫・改善にも参考になるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 改めてこの全国学力・学習状況調査の目的と、内容は少しお話をさせていただきましたけれども、特に、学習状況調査、アンケートの部分の内容を教えてください。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 質問の内容が2つあったかと思います。1つは、調査の目的、それからアンケートの質問肢でしたね。それではないかと思えますけれども。

まず、調査の目的ですけれども、全国的な教育の機会均等と教育水準向上、そのために児童・生徒の学力・学習状況を把握して、そして分析することによって、教育の結果を検証して、そして改善を図る。

それから、2つ目ですけれども、教育委員会と、あるいはまた、学校が全国的な状況との関連において、みずからの教育の結果を把握して、指導の改善を図る。それが目的というふうに思っております。それから2つ目ですけれども、質問肢につきましては、非常にたくさんございました。小学校が99、それから中学校が101ございました。私も全部は覚えていないんですけれども、まず、かいつまんで申しますと、内容としましては、学習意欲とか、あるいはまた、学習方法とか、学習環境とか、あるいはまた、生活のいろんな側面とか、さらには、今回の問題に対する子どもたちの感想と申しますか、考え方とか、そういうものについての調査であったと、そういうふうに理解をしております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 政府はこの調査の目的を全国的な学力の傾向を調査するためということで、今おっしゃられたようなことだと思えますけれども、もしそうであれば、統計学的に言えば、数%の抽出調査で、大体の傾向はわかる。一斉に全国すべての児童にテスト、調査をする必要はないんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、その学力調査の分析等を行うのは、民間企業に委託をして行うわけですけれども、小学校はベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータというところに委託されています。そうなれば、今答えていただきました子どもたちの学習意欲、学習環境、その他もろもろの個人情報、最もあれなのは、名前はもちろんのこと、委託をされた業者に漏れるということは、十分考えられるわけですけれども、実際、個人情報をそういう業者がとるということは禁じられているわけですが、現実的には、その歯どめはありません。その歯どめのないものを一回やってしまったわけですけれども、これについて個人情報の保護という観点から、どのようにお考えになっているのか、一つはお聞きしたいと思います。

それから、要望ですけれども、全国で一斉にやられておりますから、全国順位がつく、とても大きな競争だと私は思います。今でさえ競争によって、子どもたちがストレスを感じ、大変な思いをしているのに、さらにそれに拍車をかけるような、こういう全国学力調査というものは、来年度以降はぜひ不参加をしていただきたいというふうに思います。

同時に、もし引き続き参加をするという場合であっても、競争をどんどん助長するような平均

点の公表はしないようにしていただきたい。

それから、個人情報業者に渡さないように、情報を守る手だてをぜひ打っていただきたいということです。要望をし、質問もし、終わります。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、1つ目の、一部抽出でもいいんじゃないかというふうな御質問ではなかったかと、お尋ねではなかったかと、そういうふうに思いますけれども、今回、小学校6年生、それから中学3年生、それぞれ小学校・中学校の最終学年の調査を、子どもたちを対象に調査しております。そして、小学校は国語と算数、それから中学校が国語と数学なわけですが、その2教科につきましては、少なくとも、これから先、子どもたちが教科の内容を学んでいく上での基本的な、しかも基礎的な学習評価ではないかなと、そういうふうに思うわけでございます。

子どもたちの学力の状況と、あるいはまた、生活状況をきちっと把握して、そしてまた、それを返すということであれば、そしてまた、学校でも適切に評価して指導したいというようなことであれば、私は全部の子どもたちが対象であるべきではないか、そういうふうに考えているところでございます。

それから、2つ目、民間に委託のことが出ております。外に漏れる心配があるんじゃないかと、そういうふうなことでございます。今、議員御指摘のとおり、確かに事業の一部については、実施主体としての文部科学省が民間に委託をして、今回実施をされております。この調査につきましては、少なくとも実施主体の文部科学省が、私たち教育委員会の参加を得て実施しているわけですが、私は適切に情報を管理してもらえないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

なお、今回の調査に当たっては、この資料は入試に使う資料ではないということ、それから公表する事項も限られておりますので、そこらあたりの情報管理につきましては、適切に行われるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時6分 散会

平成19年6月14日

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成19年6月14日（木曜日）

午前9時31分 開議

午後2時29分 散会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 岩阪雅文君 | 平松辰弘君 |
| 田中功君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局次長 | （牛迫秀基君） | （田畑純一君） | |
| 主幹 | （崎田雄七君） | 議事係長 | （栄永尚子君） |
| 書記 | （赤司和弘君） | | |

（説明のため出席した者） 15人

| | | | |
|--------------|---------|---------------|----------|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 産業建設部長 | （吉海安丈君） |
| 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） | 総合医療センター院長 | （坂本不出夫君） |
| 総合医療センター事務部長 | （濱崎昭博君） | 産業建設部産業づくり総室長 | （小林信也君） |
| 福祉環境部次長 | （桑畑達美君） | 水道局長 | （吉村明賢君） |
| 教育長 | （大淵洋君） | 教育次長 | （坂本彰君） |
| 総務企画部総務課長 | （田上和俊君） | 総務企画部企画課長 | （松本幹雄君） |
| 総務企画部財政課長 | （本山祐二君） | | |

○議事日程 第4号

平成19年6月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|----------------------------|
| 1 | 牧下恭之君 | 1 | 少子対策への地方交付税について |
| | | 2 | 学校の耐震化の推進について |
| | | 3 | 学校図書購入について |
| | | 4 | 特別支援教育について |
| | | 5 | 子どもへの暴力防止プログラムについて |
| 2 | 大川末長君 | 1 | 水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画について |
| | | 2 | 産業廃棄物最終処分場問題について |
| | | 3 | ダイオキシン類の処理について |
| | | 4 | 総合医療センター問題について |
| 3 | 西田弘志君 | 1 | 産業廃棄物最終処分場問題について |
| | | 2 | 「みなまた環境マイスター養成プログラム」について |
| | | 3 | 恋路物語について |
| | | 4 | みなまた未来コンサート海恋物語について |
| | | 5 | エコパーク水俣について |
| | | 6 | 環境首都コンテストについて |

(付託委員会)

第2 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第1号) (厚生)

第3 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)

第4 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算(第1号) (各委)

第5 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生)

第6 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) (厚生)

第7 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) (厚生)

第8 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) (産業建設)

第9 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) (厚生)

第10 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (産業建設)

第11 議第63号 あらたに生じた土地の確認について (産業建設)

第12 議第64号 字区域の変更について (産業建設)

第13 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について (厚生)

第14 議第66号 平成19年度水俣市一般会計補正予算 (第2号) (厚生)

平成19年6月第3回水俣市議会定例会請願文書表

| 受理番号 | 件名 | 代表者の住所及び氏名 | 紹介議員 | 付託委員会 |
|------|--|---------------------------|----------------------------------|-------|
| 請第1号 | 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願について | 水俣市桜井町 2-2-12 中村 祐介 | 川上紗智子 谷口 真次 野中 重男 緒方 誠也 | 厚生 |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時31分 開議

○議長 (松本和幸君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長 (松本和幸君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算案1件、株式会社みなまた環境テクノセンター及び株式会社みなまたの経営状況報告各1件の報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、厚生委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成19年3月分公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長 (松本和幸君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

(牧下恭之君登壇)

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、順次通告に従い質問いたします。

初めに、少子対策への地方交付税についてお尋ねいたします。

少子化の動向を示す2006年の合計特殊出生率が2000年以降6年ぶりに上向き、1.32に回復しました。しかし、これからの日本は、少子化と同時に、平均寿命の伸びや死亡率の低下によって、高齢者の割合の増加、高齢化が同時に進行し、少子化が高齢化の加速をもたらしているとも言えます。2025年には、高齢化率が3割を超す市町村が約6割になると予測され、地域の活性化の問題も指摘されています。また、子ども同士交流の機会の減少で、子どもの社会性をはぐくみにくくなることも指摘されています。

少子化の原因は、結婚しながらない若者や、子どもを産みながらない夫婦がふえているように、若者の価値観や結婚観だけではないようです。子どもはもっと欲しいけれど、経済的な理由で産むのをためらっている子育て中の母親が多いことが、あるアンケート調査でわかりました。回答したのは、全国の20代から40代の母親約300人、このうち77%がもっと子どもが欲しいと答え、理想の子どもの数は平均2.7人です。ただし、欲しいと答えた人の半数近くがそうできない事情があると答え、その理由として、経済的に不安だからと答えた人が2割を超えたのです。

このように、経済の面での不安が子どもを多くつくらないことの大きな理由の一つになっています。

そこで、少子対策に対する交付税算入額は本市では幾らになっているのか。また、十分に予算充当されているとお考えかお尋ねいたします。

公費による妊婦の無料健診（市町村が実施主体）の回数は、現在、全国平均で2.14回（平成16年度実績）となっています。費用は地方交付税措置ですが、従来、国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成は、おおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。

平成19年度は、子育て支援事業（これまで200億円）と合わせて約700億円へと大幅に増額されています。

公費負担の回数や給付の方法などは、実施主体である市区町村が決めます。少子対策は、国の重要な施策であり、そのための交付税の算入措置であるわけです。

そこで、少子対策の一つである妊婦健診の無料券を現在2回分交付されていますが、その回数を4回以上にふやせないかお尋ねいたします。

次に、学校の耐震化の推進について。

公立学校の施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守るとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠です。

しかし、現在、耐震性が確保されている建物は全体の約半数に過ぎず、他の公共施設と比較しても、耐震化への取り組みがおくれている状況です。

文部科学省がことし3月29日に発表した公立学校施設の耐震改修状況調査（平成18年12月31日現在）の結果に、その深刻さがあらわれています。

それによると、各都道府県における耐震診断実施率は、小・中学校で約8割。文部科学省としては、18年末までに耐震診断を完了するよう求めていたにもかかわらず、いまだ完了していない実態が明らかになりました。文部科学省では、調査結果を踏まえ、耐震診断を完了していないところは、早急に完了するよう促すとともに、学校ごとの診断状況について公表するよう求めるなど、公立学校施設の耐震化を強力に推進しています。

水俣市立小中学校施設耐震化推進計画策定支援事業を出されておりますが、耐震診断が終了したのかお尋ねいたします。

耐震化推進策の大きなポイントは、耐震補強による耐震化を可能にしたことです。

これまで、老朽化した学校施設は、改築（建てかえ）による耐震化を目指してきたため、財政難により、なかなか進みませんでした。近年、東海地震などの危険性も高まってきているため、迅速に耐震化を進めるため耐震補強による方法も可能にしました。

有識者でつくる調査研究会議のメンバーによると、耐震性が確保されていない小・中学校をすべて改築した場合、16兆円の費用が必要ですが、耐震補強なら3兆円程度で済むという試算が出ています。

学校耐震化の進捗状況は地域間に大きな格差があります。また、耐震化は時間との競争だ（北川前国交相）との認識のもと、今後、限られた予算の中で、できるだけ短期間に多くの学校施設の耐震性を向上させるため、耐震補強策を取り入れるなどして、積極的な推進をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお尋ねいたします。

次に、学校図書購入についてお尋ねいたします。

読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであり、フランスの文豪ヴィクトル・ユゴーは、活字文化こそ人間社会の光明なりと叫んでおります。また、ある教育者は、読書の効用を次の3点にわたって挙げております。まず、第1に、読書経験がある意味で人生の縮図をなしていること。第2に、蓄えられた読書経験は、ちまたにあふれ返るバーチャル・リアリティーのもたらす悪影響から魂を保護するバリアとなること。そして、第3に、読書は青少年のみならず、大人たちにとっても、日常の生活に埋没せず、人生の来し方、行く末を熟考するよいチャンスであること。そして、最も重要なことは、読書経験を通して、子どもたち自身の問いかけを大切にはぐくみながら、時間をかけて自分を見詰め、自分の力で答えを探し出す力をはぐくんでいくことであるとしております。

しかし、現状は、テレビ、インターネット、テレビゲーム、携帯電話等の普及により、子どもの読書離れが指摘され、青少年犯罪はより低年齢化し、増加の一途をたどる中で、読書に再び光が当たってきたのも、子どもたちの内面を耕す読書の重要性が再認識されたからであります。

このような状況を踏まえて、平成13年12月、子ども読書活動推進法に関する法律が公布・施行されました。

さらに、これに基づき、平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定され、同法の施行を受けて、文部科学省は、平成14年度から平成18年度までの5年間、学校図書館図書整備のために毎年度約130億円（総額650億円）を地方交付税で措置してきました。これが、平成18年度で終わることから、新たに平成19年度から、学校図書館図書整備計画として、5年間で1,000億円（毎年度200億円）を地方財政措置することが決まりました。

1,000億円のうち400億円（毎年度80億円）は、蔵書をふやす費用に、600億円（毎年度120億円）を古い本を更新するための買いかえに充て、学校図書館図書標準の達成を目指しています。

御承知のとおり、地方交付税で措置されたものは、用途が制限されません。つまり、自動的に図書の購入費として使われるわけではなく、どう使うかは各自治体の裁量によります。

私は何回となく、図書購入の予算確保の必要性を訴えてまいりました。どのように取り組んでいかれるかお尋ねいたします。

次に、特別支援教育支援員の拡充について。

ことし、平成19年4月より、特別支援教育が本格実施となり、1、情緒障害学級と自閉症学級との分離、2、教員の増員など、人員の確保、3、教科教育における具体的な指導法をカリキュラムに位置づけなど、子どもたちに対する地域や学校での総合的な支援が行われることになりました。

特別支援教育は、昨年6月に学校教育法が改正され、小・中学校等に在籍する教育上、特別の支援を必要とする障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育（特別支援教育）を行うことと、法律上明確に位置づけられました。

法改正により、従来の特殊教育で対象としていた盲、ろう、知的障害などに加え、発達障害も特別支援教育の対象として位置づけられた点は、教育関係者からも高く評価されています。ことし3月まで、障がい者教育は、制度上、障がいの種別により、盲学校、ろう学校、養護学校に分かれていましたが、今年の学校教育法改正で、この4月から特別支援学校に一本化され、小・中学校の特殊学級も特別支援学級に改称されました。

発達障害とは、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD・HD）、自閉症などの総称です。周辺とうまく意思疎通できない、関心に強い偏りがある、落ちつきがないなどが特徴です。単なる性格や人柄とは異なり、先天的脳機能障害が原因とされ、いじめの一因になっているとの指摘

もあります。

文部科学省の調査によると、全国の小・中学校の児童・生徒に約6.3%の割合で発達障害の子どもが存在する可能性があり、その対応が喫緊の課題となっています。

特別支援教育の本格的なスタートに当たり、子ども一人一人のニーズに応じた教育をするべきとの観点から、障がいを持つ児童・生徒への支援教育の推進を図るために、該当児童・生徒に対し、日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画的配置が行われることになりました。

特別支援教育において、特に重要なのは、人的体制の整備です。小・中学校に特別支援教育支援員を配置するための地方財政措置を、平成19年度（250億円程度。2万1,000人相当）から新たに創設し、平成20年度までの2年間でおおむね全小・中学校に配置をする予定です。

しかし、地方財政措置は地方交付税として交付されるお金です。一般財源化していますから、その分が特別支援教育支援員の費用に必ず使われるとは限らず、行政の取り組み方によっては、他の用途に流用される可能性があります。

本市の取り組みと考え方についてお尋ねいたします。

次に、子どもへの暴力防止プログラムについてお尋ねいたします。

以前、議会で提案した子どもへの暴力防止プログラム（CAPプログラム）が、平成18年度に水俣第二小学校と袋小学校で実施されておりますが、プログラムの実施による効果とプログラムの必要性についてお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、少子対策への地方交付税については私から、学校の耐震化の推進、学校図書購入、特別支援教育及び子どもへの暴力防止プログラムについては教育長から、それぞれお答えします。

少子対策への地方交付税についての交付税算入額についてお答えします。

御承知のとおり、地方交付税は、地方の財源を保障するとともに、地方団体間の財源の不均衡を調整するため、国税5税の一定割合等を財源に地方公共団体に交付されるものです。これは、普通交付税と特別交付税に区分され、ともに用途を特定されない一般財源として交付されます。

そのうち普通交付税は、市町村ごとに標準的な財政需要と税収入を全国統一の算定方法によって合理的に算定し、財源不足額を基準として交付されるものです。

本市の平成18年度普通交付税の算定結果は、基準財政需要額が66億1,539万円、基準財政収入

額が25億6,635万7,000円となり、実際の交付額は40億4,903万3,000円で、基準財政需要額の約6割が交付されております。

少子対策としましては、さまざまな事業が展開されておりますが、その事業費の交付税算入につきましては、普通交付税の基準財政需要額の算定に用いる単位費用や密度補正に折り込まれております。

その事業のうち、主なものについては、本市の平成18年度普通交付税の基準財政需要額への算入額を試算しますと、対象児童が拡大された児童手当につきましては、約6,000万円が算入されていることとなります。

基準財政需要額の6割が普通交付税として交付されていることから、児童手当に係る普通交付税交付額は約3,600万円と試算されます。一方、実際の児童手当の支出額は約1億7,000万円で、国・県負担金や地方特例交付金を除き、約4,000万円の一般財源を必要としている状況です。

また、制度が拡充された幼稚園就園奨励費補助につきましては、基準財政需要額への算入が約960万円、交付額相当額では、その6割で、約580万円と試算されます。一方、実際の支出額は約1,427万円で、そのうち一般財源の額は約1,047万円を要しております。

これらのように、普通交付税の交付相当額だけでは財源が不足し、その他の一般財源まで充当している状況であります。

なお、平成19年度の地方交付税においても、各種事業の拡大等の財源手当が盛り込まれていることとなっておりますが、国の地方交付税の予算額は、平成18年度から約7,000億円、4.4%減少しております。現在、算定作業中ですが、本市への交付額も減少することが見込まれます。

次に、少子化対策の一つである妊婦健康診査の無料券交付を現在の2回から4回以上にふやせないかとの御質問にお答えします。

妊婦健康診査は、県内のほとんどの自治体が、県内どこの医療機関でも受診できるように、毎年県医師会と協議し、合意の上で委託を行っております。そのうち、公費負担、いわゆる無料券による健診回数を原則で前期及び後期に各1回の計2回実施しております。

本年2月に厚生労働省から都道府県等母子保健主管部あてに、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方として通知が出されています。

その内容は、妊婦が受けるべき健康診査の回数は14回程度であり、公費負担も同数回行うことが望ましい。しかし、財政厳しい折、それが実施困難な場合でも、少子化対策の一環として、経済的理由により受診をあきらめる者を生じさせないよう、最低でも5回の公費負担を実施することが原則であると考えられると、そのために、平成19年度において、地方財政措置を拡充したので、市町村における積極的な取り組みがなされるよう周知徹底をお願いするというものであります。

このような国の方針を受け、熊本県医師会におかれても、今後、各自治体で増加の方向へと検

討が進む可能性を考慮され、早い時期に自治体との協議ができるよう、委託料の試算案を県担当部局へ提出されたと伺っております。

本市といたしましては、その試算案が明らかになり次第、健康で安全なお産を安心してできるよう具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 出産・育児は私的な家庭の問題ではありますが、同時に、その子が21世紀の社会を担っていくことを考えれば、出産・育児は社会的な意味を伴っているわけであります。

妊娠から出産まで、産婦人科に通って行う妊娠健康診査は、妊娠7カ月までは毎月1回、さっき言われましたように、妊娠後期8カ月、9カ月は月2回、計4回、10カ月は臨月ですので、毎週1回で計4回となり、さっき言われましたように、13回から14回受けることとなります。費用の負担は本当に大変なようであります。

分娩費は出産一時金として35万円が支給されますが、妊婦が産婦人科で定期健康診査を受ける際に、1回につき3,000円から1万2,000円もの費用を負担しております。妊娠は病気ではないとの理由で医療保険が適応されませんので、非常に負担が大きいということになります。交付税の本市への算入額もふえていると思われまますので、さっき言われましたように、必ずやる方向でもっていきたいというような考えをまた再度お願いいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 妊婦健診の回数について、さらに回数増について実施できないかなどの重ねての御質問だったと思えますけれども、お気持ち十分受けとめさせていただきたいと思えます。

今後検討していく中で、同一医療圏内における各市町の実施というんですか、できるだけ受診につきましては、できるだけ同等の対応は必要ではないかと思えますので、そういう点も含めまして、今後、近隣の動向も検討させていただきながら、調整を図りながら、平成20年度からは、ぜひ前向きな方向で検討させていただきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、学校耐震化の推進について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、学校の耐震化の推進についてお答えします。

まず、耐震診断が終わったのかとのお尋ねにお答えします。

昨年度実施しました水俣市立小中学校施設耐震化推進計画等策定支援事業は、学校施設耐震化のための優先度の調査を行ったものであります。

ただ、本事業に際し、県から受けました説明によりますと、文部科学省におきましては、本事業を実施することにより、耐震診断を行ったものとみなすとのことでありましたので、その点か

ら判断しますと、国が求めております耐震診断の調査は、一応終了したものと考えております。

次に、今後の見解についてお答えします。

先ほど説明しました学校施設の耐震化推進計画等策定支援事業では、小・中学校校舎1棟ごとの耐震化優先度調査を実施したところであります。

本調査は、昭和56年5月以前に建設されました非木造2階建て以上、または、床面積200平方メートル以上を対象としたもので、解体予定のものを除きますと、対象物件は27棟となりました。

調査の結果につきましては、先日の全員協議会での説明のとおりであります。

今後の計画としましては、今回の調査結果に基づき、ほかの条件等を勘案し、また本市の財政状況等を踏まえながら、計画を策定してまいりたいと考えております。

また、計画策定に当たりましては、議員御指摘のように、平成18年4月24日に文部科学省から告示されました公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針にも、建てかえ方式から耐震補強・改修方式に重点を移すなど、より効率的に耐震化を進めることができる手法を選択することが重要であるとありますので、手法等につきましても、その基本方針を重視し、さまざまな角度から検討していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 公明新聞の5月19日付に、学校の耐震化を加速するため、古くなった校舎を転売したときの利益を、地方自治体の財源にできるようにした制度改正が4月から活用できるようになったとありました。

これまでは、国庫補助を受けて建てられた校舎は、補助金の目的外使用を防ぐために、公共用施設として無償で処分された場合などを除き、補助金相当分を国に納付しなければなりませんでした。

この点が、4月からは、納付が必要な額以上を学校の施設整備費に充てるための基金として積み立てる場合は、納付の必要がなくなりました。

これによって、廃校を転売し、老人福祉や創業支援の施設として、民間事業者らが活用することが可能になりました。売却益を学校耐震化推進の財源として自治体が使えるようになりました。

児童・生徒が生活の大半を過ごし、災害時には地域の防災拠点ともなる学校施設の耐震化は、早急に取り組むべき課題であると思います。

文部科学省は、ことしの3月に出席された有識者会議の報告を踏まえ、緊急対策として、耐震性の確認されない建物のうち、優先度の高い3分の1については、今後5年間で耐震化すべきとして、各市町村に学校の耐震化を計画的に推進するよう改めて要請をしましたが、どのような計画を考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大渕 洋君） 財政的なことを考えると、学校再編成に伴い、閉校となる学校施設を活用し、そして財源の確保に努めるような、そういうような政策を考えるべきではないか、そういうふうなことではなかったかと、こういうふうに思いますけれども、現在、本市におきましては、学校再編成につきまして、地域での説明会を順次実施をしているところでございます。

議員、今御指摘されましたけれども、閉校後の学校施設の有効活用につきましては、これまで学校というのは、地域の核となってきましたし、また、地域の皆さんにとっては、非常に重要な施設ではないか、そういうふうに考えております。

それで、まずは地域の方々の意見等も十分勘案して、私は計画する必要があるのではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

今、議員から御提案もありましたので、そのことも十分検討しながら、今後考えていきたい、そういうふうに思っております

○議長（松本和幸君） 次に、学校図書購入について答弁を求めます。

大渕教育長。

（教育長 大渕洋君登壇）

○教育長（大渕 洋君） 次に、学校図書購入についての御質問にお答えします。

まず、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよりよく生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと考えております。

現在、市内各小・中学校では、読書を重視するという観点から、一斉読書の時間を設定したり、また、すべての小学校では、保護者ボランティアの方による読み聞かせ活動を行っております。その成果として、個人の読書時間の増加や、日常的な読書習慣の確立等、顕著な成果が上がっているところです。

本市の学校図書購入費は多い状況にあるとは言えませんが、現在は、各小・中学校の学校図書館と、市立図書館との連携により、移動図書館の充実、子どもへの読み聞かせの方々に対する団体貸し出し、市立図書館ホームページへのインターネット検索の推進等により、児童・生徒の読書活動が一層効果的に進められるよう努めているところです。

子どもたちの読書活動の基盤となる学校図書の整備につきましては、今後ともさまざまな工夫を重ねながら、実質的な効果が上がりますよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 平成19年4月発表の学校図書館の現状に関する調査結果によりますと、学校図書館標準を達成しているのは、改善は見られるものの、小学校では40.1%、中学校では38.5%と、依然50%にも満たないのが現状であります。

また、各都道府県別小学校1校当たりの図書購入費（平成16年度決算額）を見ますと、全国平均は42.0万円、最低は青森県の19.1万円、最高は山梨県の69.1万円と、3.6倍もの格差が生じています。

水俣市において、未来を担う子どもたちのために、よりよい読書環境を構築するため、学校図書の整備費拡充に向けて、さらなる予算獲得への取り組みを推進していただきたいと思います。

水俣市の小学校1校当たりの図書購入費は幾らなのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 小学校1校当たりの図書購入費についての御質問だと思いますけれども、子どもの読書活動の推進のために要しております学校図書の購入費について申しますと、平成14年度が約18万6,000円、15年度が約20万4,000円、16年度が約18万7,000円、平成17年度が約16万4,000円、18年度が約15万4,000円となっております、数値的にはやや減少傾向を示しております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 今言われました、年々下がってきている状況で、水俣市の18年度の図書購入費は15.4万円と、最低というか、だんだん減っているという状況ではありますが、水俣市の未来を託す子どもたちには余りにも格差があると思いますが、その辺いかがお考えかお尋ねして終わります。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今の御質問は、図書購入費が全国平均と比較して低い状況にある、年々少なくなっていると、それに対してどう対処するかというふうな御質問ではなかったかと思えますけれども、現在、市では重要施策の一つであります日本一の読書のまちづくり、これを展開しているわけですが、それを実現していくためにも、私は学校図書の整備拡充とともに、1冊の本がより多くの人たちに活用してもらい、そういうふうな効率化にも努める必要があるのではないかなと、そういうふうに思っております。

例えば、学校におきますところの保護者ボランティアによりますところの読み聞かせ等ですが、1冊の本を利用することによって、多くの子どもたちにそれを利用することができますし、また、移動図書館とか、あるいは昨年度から開始されました巡回スクールライブラリー、こういうのを有効に活用しまして、図書を有効に回転させることによって、私は効率的な活用ができるのではないかと、そういうふうにも思っているわけです。そして、1人の子どもが多くの図書に触れる、そういう機会もつくれるんじゃないかと、そういうふうに思っておりますし、そしてまたそういうふうな努力をしてきているところでございます。

今後、学校からの図書に対する貸出状況、あるいはまた要望とか、そういうものを留意しながら、より効果的な活用を考えていきたいと思えますし、図書購入等も考えていかなければならない、そういうふうに思っております。

またあわせて、現在、水俣市読書のまちづくり推進協議会、これを昨年度立ち上げておりますので、今後、読書の日制定等も考えていきたいと、そういうふうに思いますので、児童・生徒だけではなくて、市民一緒になって、読書が推進されるように積極的に取り組んでまいりたい、こういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、特別支援教育について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 本市における特別支援教育支援員配置の取り組みと考え方についてお答えします。

先般の学校教育法等の改正におきまして、小・中学校等に在籍する教育上、特別の支援を必要とする障がいのある児童・生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うことが位置づけられましたことは、御案内のとおりでございます。

議員のお尋ねは、特別支援教育を導入するに当たり、財政措置される特別支援教育支援員に対する予算が確保されるのかということでございますが、本年度におきましては、水俣市では、支援員の配置は行っておりません。

しかし、さまざまな障がいを持つ児童・生徒に対する学校生活や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の教育的意義は大きいものがあると考えております。

今後、水俣市としましては、各学校において特別支援学級に就学を認定された児童・生徒以外にも、学習障害や高機能自閉症など、障がいのある児童・生徒の実態を十分に把握し、学校における教育的環境の整備に努めるよう考えております。

さらに、特別支援教育支援員の指導体制のあり方や指導者につきましても、関係者からの情報を得ながら、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子どもは発達段階にいろいろなことを獲得しながら成長していきます。しかし、何らかの原因で年齢相応の発達が遂げられず、心身の機能不全が一生持続するという状態が発達障害であります。

自閉症がその代表であり、1,000人に1人から2人の割合で発症すると言われておりましたが、最近では100人に1人という報告もあります。

国や県の支援の拡充が必要ですが、乳幼児期から成人期までの一環した支援を行うには、市からの支援体制の整備が不可欠であります。

そこで、まず、現在水俣市では発達障害者の支援についてどのように取り組んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 発達障害者の支援についてどのように取り組んでいるかということのお尋ねでございますが、現在、本市におきましては、小学校6校、それから中学校4校に特別支援学級がございます。全部で33名在籍しております。そしてまた、県内外の特別支援学校には13名の子どもが在籍しておりますが、それぞれの学校におきまして、障がいに応じた学級を設置、そして子どもたち一人一人のニーズに応じた指導をしていると、そういうような状況でございます。そしてまた、通級学級というのがございますけれども、そこに籍を置いている児童・生徒、ここにも通級指導等の支援も行っていると、そういうような状況でございます。

それぞれの学校におきましては、そういう特別支援学級に在籍する子どもも含めて、学校総体として、特に気になる子どもたちへの教育指導体制に努めているところでございます。また、互いに情報交換等も先生方で行ってもらっていると、そういうふうな状況でございます。

なお、市の教育委員会では、今月28日に第1回目の特別支援教育コーディネーターの研修会を計画しております。そういうようなものを進めながら、障がいのある子どもたちへの支援に努めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 発達障害の特性理解のための研修や講習会は、相談員や保育士、教師、施設職員などの関係するすべての人に実施し、また、支援センターとの連携の窓口機能を明確にしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

早期発見で、症状を理解し、生活習慣や人とのかかわり方などを教えていけば、社会に適応していくことができると言われております。

教育、医療、福祉が一体となった相談窓口支援体制を確立していくことが重要であると考えますが、最後にお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 各関係機関が一体となった取り組みが大切ではないか、そういうふうな御指摘であったかと思えます。

今、市の教育委員会では、教育委員会のみならず、市の健康推進課、それから福祉課、こういうところと協働して就学の説明会をしたり、また、保護者への相談に当たったり、そういうふうな取り組みをしているところでございます。

そのほか、健康センターで把握されている情報をもとにしまして、幼稚園とか、あるいはまた保育園を訪問したりしておりますし、保護者への就学相談等も実施をしております。また、専門的な立場から、就学指導委員会あたりも実施をしております。さらに申しますと、地域の教育支援センターとしまして、芦北養護学校が芦北の方でございますが、その先生方、さらには

隣接しております芦北学園、その先生方とも連携をしまして、専門的な教育相談とか、あるいはまた機能訓練等実施をしていると、そういうような状況でございます。

今後とも、先ほど申されましたように、教育、福祉、医療一体となった体制をとりながら、子どもたちへの適切な体制を、指導していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、子どもへの暴力防止プログラムについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 子どもへの暴力防止プログラムの実施による効果と必要性についてお答えします。

このプログラムは、議員御承知のとおり、子どもたちが、いじめ、誘拐、虐待など、さまざまな暴力に出会ったときの対処について、ロールプレイなどを通して、具体的に子どもと一緒に考える予防教育プログラムでございます。

本市では、平成18年度に熊本県の委託事業でありました人権教育推進のための調査研究事業の一環として、水俣第二小学校と袋小学校の2校で実施をしております。

また、この2校のほか、PTA主催で深川小学校でも実施されております。

プログラムの効果につきましては、危険に遭遇したときに、自分の身を守るための予防教育という性格上、即時的に効果があらわれるというものではありませんが、ある研究によりますと、プログラムを受けた子どもたちの多くは、必要性を感じると評価しており、同時に自尊感情の高まりが顕著に見られるという結果も得られています。

また、低学年のときに、このプログラムを受けた子どもたちが、数年後に車からの声かけ事案に遭遇した際、自分の身を守るだけでなく、声かけをされているほかの子どもを助けた上、車のナンバーを覚え、報告するといった幾つかの事例が報告をされております。

本市の実施校における保護者の感想としましては、子どもをめぐる状況を現実に即してとらえた効果的なプログラムと感じる、子どものSOSに適切に対応する力をつけることが、大人として重要な課題と思うなど、プログラムの意義と効果を認めるものが多く寄せられております。

また、2校での実施後、深川小学校では、このプログラムの必要性を感じた保護者が、PTA主体で独自に実施され、大きな評価を受けております。

このプログラムでは、子どもたちのエンパワーメントを高めるという目的に加え、子どものそばにいる大人の支援力を高めることも重要視されており、大人のためにも有効であると考えられます。

それに、この考え方が学校や家庭だけでなく、地域社会で広く共有されることは、暴力が起きにくい土壌を形成することに寄与すると考えられます。

したがって、安全、安心な地域づくりという点からも、広く実施されることが効果的だと思いますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 水俣第二小学校で実施された子どもへの暴力防止プログラムに私も参加をさせていただきました。

子どもが自分自身をいじめなどの暴力から守るための具体的な振る舞い方を学んでおりました。寸劇を通して、安心、自信、自由という3つの権利が自分にも、相手にもあることを説明され、また、3つの権利が奪われたときの対応の仕方について指導をされておりました。

問題の起きないことも重要ですが、起きてしまったら何をしたらよいのかを考えるのが、このプログラムですと言われております。とても効果的でいいプログラムであると感じました。

また、深川小学校でもPTAの方が必要性を感じてやられたと聞いております。

財政的な面もあると思いますが、1回のプログラムについて4万円から5万円で実施できると聞いておりますので、また、今後継続的に実施していただきたいということを最後にお考えを、また再度お聞きします。

よろしく申し上げます。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今後、継続的に実施していただきたいが、そういう意向はないかと、このような質問ではなかったかと思えますけれども、先ほど申しましたように、このプログラムは、学校、家庭、地域社会において、広く共有されることで、よりよい効果が上がるんじゃないか、私もそういうふう感じておりますし、これは予防教育ですので、やはり子どもたちにはせめて一度は経験させておきたいのと、そういうふうなプログラム、そういうふう考えているところです。

今後は、学校、PTAと連携して、そして学校とか地域の実態に応じながら、どういうふうに取り組むかということを検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

なお、本年度につきましては、近々、文部科学省、それから県の教育委員会主催で開催されます防犯教室講習会の中で、CAPプログラムの演習が行われることになっております。

本市の先生方も、それに参加をされますので、学校でさらに理解が深まるんじゃないか、そういうふう期待をしているところです。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時23分 休憩

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 こんにちは。

自民党議員団の大川末長でございます。

気象庁は昨日、九州全域、例年より遅い梅雨入りを宣言しました。特徴として、梅雨の期間は短いですが、雨の量は例年と変わらないということです。ということは、短期間に集中豪雨が降るんじゃないかということが予測されます。私どもは公私ともに備えを万全にしなければならないというふうに思います。

質問に入ります。

1、水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画について。

本市の財政状況は年々厳しさを増し、財政規模も平成16年度約156億円に対し、平成17年度は約134億円と、約22億円と14%も減少しております。この中で、特に影響が大きいのは、地方交付税、国庫支出金、県支出金の減少であります。いわゆる依存財源の減少によるものであります。

本市では、平成16年3月、第3次行財政改革大綱を策定し、同時に財政健全化計画も策定し、財政の健全化に取り組んできました。それなりの成果は出ているものと思うが、果たしてこれらの改革で、この依存財源の減少分を補うことができるのだろうか。

今後、この依存財源の減少が見込まれるが、今の状況からすれば、また、市の財政規模を縮小せざるを得ない。こうしていくと、恐らく投資的経費にしわ寄せが来て、何の事業もできなくなり、住民サービスは低下し、あげくには水俣市そのものの活力を失ってしまうのではないかと、あるいは再建団体へ転落してしまわないかと危惧をしております。

以上の観点から、以下、質問します。

1、市長は、この行財政改革大綱及び財政健全化計画をどうとらえておられるのか。また、これらにどう取り組まれておられるのか。

2、これまでの成果と、その評価について。

3、今後の課題と、それへの取り組みについて。

2番目、産業廃棄物最終処分場問題について。

IWD東亜熊本は、最終処分場事業環境影響評価準備書に係る2回の説明会を5月13日に終え、これを最終としているようであるが、我々市民にとっては全く納得のいかない後味の悪い結末であった。

事業者側にとっては、形の上では、さらに一步前進と思っているのではないかと。このままでは

事業者のペースで進んでいってしまう。

それには、早期に事業者に決定的なダメージを与える阻止策が必要と思うが、そこで、以下、質問します。

1、建設阻止に向けた現状の取り組みはどうなっているのか。また、今後はどういう取り組みをしていくのか。

2、国有地の買い取りの動きはどのように進んでいるのか。

3つ目の質問です。ダイオキシン類の処理について。

このダイオキシンの処理については、議会、漁協、地元から早急に行うようにとの意見書、要望書が出されているところである。それは、このままの状態でも長く放置すると、汚染拡散による2次的な被害が発生するおそれと、一日も早くきれいな海にしたいとの市民の願いからである。

これは、県が主体となって進めている事業であるが、水俣市としても処理しなければならないところがあるわけだから、もっと積極的に県に働きかけて、早期に処理すべきではないか。

そこで、以下について質問します。

1、現在の県の対応はどうなっているのか。

2、工事開始の時期はいつごろを想定されているのか。

3、早期の工事完了を望む声強いが、市としてはどう対処していくのか。

次、4番目の質問です。総合医療センター問題について。

医療センターは、院長を初めスタッフ一同の並々ならぬ努力により、慢性的な赤字から脱却され、安定経営に移行したと喜んでいたやさき、今度は新たに医師、看護師不足という問題が発生し、大変心配していましたが、その医師、看護師不足問題も何とか確保ができて、24時間の救急医療体制ができたと聞いているが、市民の間では依然として救急医療ができないといううわさが広がり、不安がられている。こういうことでは医療センターの信用がなくなり、患者さんはよその病院へ逃げてしまうのではないか。

名実ともに、県南の中核病院として、従来の信頼性の高い安定的な経営を持続してもらいたいものであるが、そこで、以下の質問をします。

1、将来にわたって、救急病院としての機能は保っていけるのか。

2、経営の見通しを市長はどう見ておられるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画については総務企画部長から、産業廃棄物最終処分場問題については私から、ダイオキシン類の処理については産業建設部長から、総合医療センター問題については総合医療センター院長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 水俣市第3次行財政改革大綱及び財政健全化計画についてお答えいたします。

行財政改革大綱及び財政健全化計画をどうとらえておられるか。また、どう取り組まれておられるかについてお答えいたします。

行財政改革及び財政健全化は、地方自治体の喫緊の課題であり、最優先課題の一つであるととらえております。

取り組みにつきましては、まず、事業の達成度について自己評価し、点数化を行い、各所属へのヒアリングと、附属機関である水俣市行財政改革推進委員会の評価を受けながら、見直しを行い、的確に推進できるよう取り組んでおります。

次に、これまでの成果とその評価についてお答えいたします。

これまでの成果といたしましては、久木野支所の休止、郵便局における住民票等の証明書の発行、職員共済組合の解散、職員の削減、収入役の廃止、指定管理者制度の導入、政策事業評価制度の導入、市長等の給与の削減、組織・機構の見直しに伴う課の統廃合などが挙げられると思います。

また、財政健全化計画での計画終了時の数値目標の一つである財政調整基金年度末残高の10億円につきましては、平成17年度末で約10億9,000万円を確保でき、平成18年度末においても10億円を超える残高を確保できる見込みであります。

評価につきましては、水俣市行財政改革推進委員会において評価をさせていただいておりますが、具体的な取り組み事項のうち、十分な成果を上げたものと一定の成果を上げたものが、全体の約70%になっているものと思っております。

なお、いまだ達成できていない事項もありますが、厳しさを増す財政状況において、一定の成果を上げたことは、これまでの取り組みが実を結んだものであると思っております。

次に、今後の課題とその取り組みについてお答えいたします。

今後の課題につきましては、ミニ公募債導入の可能性調査、事務量分析の実施など、計画年次よりおくられている項目をどのように達成していくか、また、地方交付税等の減少額が歳出削減額

を上回っている現状において、具体的にどのように財政健全化の取り組みを進めるかであります。

今後の取り組みにつきましては、ことしの早い時期に補助金、負担金、使用料、手数料、報酬等につきまして見直しを行い、平成20年度の当初予算編成に反映していきたいと考えております。

また、事務量分析も本年中に行い、より効率化された組織・機構の構築及び職員の定員管理を図っていききたいと考えております。

なお、これらの課題につきましては、市民の皆様には財政状況等をわかりやすくお知らせするとともに、意見もお聞きしながら、見直しを行い、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問を行います。

答弁の中で、これまでの取り組みについては、達成度を自己評価し、点数化を行い、各所属へのヒアリングと、水俣市行財政改革推進委員会の評価を受けながら、的確に推進できているということでございました。達成率も70%のことであるが、残す期間も20年度までですから約1年9カ月であります。できるものなら目標以上の成果を上げていただきたいというふうに思っております。

ただ、私はこれは行政にとっては、一大プロジェクトであると思います。当然、市長が陣頭指揮をとっておられるものと思いますが、これを市長はどうとらえ、どう取り組まれているのかについて質問します。

もう一つ、今後の課題の一つに、地方交付税の減少が歳出削減を上回っており、今後どのように取り組んでいくかとの答弁がありました。当市の財政の中身を見ますと、自主財源の柱である税収の伸びが、平成11年から17年度までを見ますと、ずっと微小でございしますが、下降気みであります。18年度は上向いたというふうになっておりますけれども、これはあくまでスポット的であろうというふうに見ております。

歳出に占める義務的経費が多く、経常収支比率が98%と高いこと、逆に投資的経費が極端に少ないこと、財政力指数が0.36と、これも1以上を理想とするならば非常に低いということが言えると思います。

こういう状況を見ていますと、まさに市の財政は硬直化が進んでいると言えると思います。今後も国、県あたりからの、いわゆる依存財源の減少が見込まれる中で、答弁にありましたように、補助金、負担金、使用料、手数料、報酬などの見直しも必要であるかもしれないが、それにはおのずと限界があります。やはり自主財源をふやす抜本的な方策をとらないと、質問の冒頭でも申しましたように、財政規模を縮小し過ぎると、水俣市全体の活力がなくなり、あげくには財政破綻を招きかねないと思います。こういう現状を踏まえ、今後どのような財政政策を考えておられるか、この2点について質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、行財政改革大綱及び財政健全化計画を市長としてどのようにとらえ、そしてどうそれについて取り組んでいくのかというのが第1の質問だったと思います。

これは、今、さきの答弁でお答えしましたように、現在、地方自治体の財政状況というのは、議員御指摘のとおり、大変厳しい状況でございまして、地方交付税の削減等もございまして、非常に厳しいと言わなければならないのではないかなと思っております。

そういった中で、この行財政改革というものは、やはり地方自治の本旨であります、いわゆる住民の福祉の増進を図ると、そういう目的のために、この行財政改革を実施していかなければならない、そのようにとらえております。

今、議員もおっしゃいましたけども、ひとたび財政再建団体とか、そういうような状況になりますと、本当に厳しい状況を迎えますし、今、言いました住民の福祉の増進を図るところか、最悪の状況になるのではないかなと、そのように思っております。そういうような状況にならないように、議員からも今ございましたように、危機感を常に持ちながら、陣頭指揮をとりながら頑張っていきたい、そのように今思っておるところでございます。

それから、もう一点でございますが、今後、どのような財政政策を考えていくのかというような御質問だったと思います。これも議員御指摘のとおり、歳出の削減だけではやっぱり市民サービスの低下につながりますので、基本的には市税等も含めた歳入の確保に努力をしなければならないというところでございますが、御承知のように、人口も減少しておりますし、かつ高齢化も進んでおります。そういう中で、大変これも厳しい状況になろうと思っておりますけれども、やはり先般から申しておりますように、環境に特化した取り組みをすることによって、交流人口をふやしていったり、あるいは、企業誘致に頑張ることによって、人口をふやしていったり、そういった取り組みを行いながら、あわせて今抱えております直前の問題に取り組みをしながら、そして並行して、これから、中長期的な問題にかかわって、十分検討しながら進めていかなければならないと、そのように思っております。

今後につきましても、非常に厳しい状況でございまして、議員を初め、どうかひとつ御支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

まず、現状の取り組みと今後の取り組みについてお答えします。

まず、現状の取り組みとしましては、国有地対策、すなわち国有地の買い取りがあります。こ

の件につきましては、後ほどの答弁でお答えします。

今後の取り組みにつきましては、一昨日の福田議員の御質問に対しお答えしたとおりですが、市の取り組みとしては、市長意見の作成があります。

庁内各課の意見、市廃棄物最終処分場検討委員会の意見、また、住民等の意見などを整理し、総合的に市長意見を作成し、熊本県からの照会に応じ提出をします。また、意見書作成に必要な予定地周辺の地質調査、平通りでの騒音振動・交通量調査も実施いたします。

産廃阻止！水俣市民会議としての取り組みとして、7月上旬から下旬にかけて市内各地区での説明会や全体的な市民集会を開催し、現状報告と今後の産廃阻止への取り組みについて、市民に理解と協力を求めてまいります。

さらに、熊本県に対し、意見書写しの提出や今後の県の対応に関して要望活動を行う予定です。

次に、国有地の買い取りはどうなっているのかについてお答えします。

この件につきましても、福田議員の御質問に対しお答えしたとおりですが、最終処分場建設予定地内の国有地については、現在、地籍調査を行っているところです。

昨年から、農水省の土地を管理している熊本県と、処分場建設予定地の所有者である東亜道路工業株式会社、里道を管理している水俣市で、現地の境界確認作業、協議を引き続き行っています。しかしながら、現在のところ、境界確定には至っておりません。

この国有地の境界確定ができない限り、県は払い下げ手続を進めることができません。したがって、払い下げに必要な公共利用計画の準備も市では進めておりますが、これも提出できないという状況です。

まずは、この境界確定のための協議・作業を引き続き行っていくことになります。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 これについては、昨日からいろんな質問が出ておまして、答弁もかなり詳細にわたって出ております。ただ、昨日の市長の答弁の中で、国有地は最終処分場建設阻止のため、当市へ払い下げてもらおうよう国へ働きかけていくというニュアンスの答弁がありました。現在、国、県は公共関与でも処分場を建設したい意向の中で、果たしてこれにオーケーをするのだろうかというふうに思います。

私は、この国有地は、あくまでも当市が有効活用することを大義名分にして払い下げの働きかけをするのが妥当じゃないかというふうに思いますが、市長はあくまで建設阻止を前面にして交渉されていかれるつもりか。

以上、1点。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） これは、建設阻止へ向けての非常に有効な手段だと思っております。した

がしまして、これはもうぜひ私の、この件につきましては建設阻止に向けての有効な手段として、この部分は闘っていかねばならないと思っております。同時に、それをあわせまして、もちろん時期を見ながら、この有効活用といたしますか、そういう活用についても、もちろん同時に進めてまいりますけれども、あくまでもこれは阻止の手段として、今後も国、県には要望してまいります、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 確認でございますけれども、手段としてということでございますね、阻止の手段として。阻止するために働きかけるといってございまして、私はそういう働きかけは妥当じゃないんじゃないかという気がしましたものですから、あくまでもその有効活用を大義名分にして交渉すべきだというふうに思っておりまして、その辺をもう一度確認いたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） あくまでも阻止する手段として闘っていきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、ダイオキシン類の処理について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、ダイオキシン類の処理についての御質問に順次お答えいたします。

現在、県の対応はどうなっているのかについてであります。市民から出されています要望について、本市との協議においては、処分場所についてはチッソ構内は困難であり、当初どおり梅戸地区チッソ社有地で計画をされております。

また、処分場の計画については、掘削の位置を当初より約10メートル後退させ、海岸部から約14メートル程度離すこととしております。後退させ、減った分の処分容量を確保するため、底面、いわゆる底の方の高さも約2メートル下げ、遮水シートをマットと砂で保護する構造の処分場に埋め立て、上部をアスファルトで密封することとされております。

また、処分方法につきましては、無害化が困難であれば、それにかわる市民が納得できる方法について、本市としてはお願いをし要望してまいりました。

それを受けて、県といたしましては、新たにしゅんせつ土砂のセメント固化を加えた処理を計画されていると伺っております。

次に、工事の時期をいつごろと想定されているのかについてお答えいたします。

県は、昨年10月26日の地元説明会から、早期の事業着手に向けて、本市と幾度となく協議をされましたが、本市といたしましては、市民の要望を踏まえた処分方法を検討していただくよう要望を続けてきておりました。

先ほどお答えいたしましたように、県としては、しゅんせつ土砂のセメント固化を加えた処理を計画されていますので、本市において、最終的な判断を行えば、県市共同で地元住民に工法等の事業説明を行い、同時に市議会へも説明をさせていただき、御理解をいただければ、早い時期に工事着手が可能になるのではないかと考えております。

次に、早期の工事完了を望む声強いが、市としてはどう対処していくのかについてお答えいたします。

ダイオキシン類に汚染された土砂の処理方法の検討が始まってから4年余りが経過しており、水俣湾への汚染拡散を防ぐため、また、市民の安全を考慮すれば、早急に実施すべき事業であります。

また、方法論の是非より、早期の事業実施を望む要望や、市議会からも安全な処理で、早急な実施を求める意見書等も県や市に出されている状況であります。

したがって、県から提案されました処分計画を慎重に検討し、市民並びに市議会の御理解、御協力を得ながら、工事に着手できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 県はセメント固化を加えた処理計画をしているということでありました。そういう処理方法が決定しているのであれば、早急に地元へ説明会を開いて、そして理解を得て、工事の方も早急に着手すべきであるというふうに思います。

冒頭にも申しましたように、そのままの放置状態が続きますと、汚染拡散の2次的被害も十分考えられますので、やはり早期の工事の着手を希望するものです。

また、セメントで固化した場合、土砂の量はふえるのか、どういう方法かわかりませんが、私どもが端的に考えると、セメントで固化するという事は、量がふえるというふうに考えますが、その辺はどうなのか。

それと、そういう固化をすると、当然費用もかさむと思われましても、当初予算と比較してどうなのか、その2点をお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 処理の量についてふえるのではないかというふうな御質問ですが、確かにセメントで固化をいたしますので、その分が若干ふえるかと思えますけれども、脱水とか、そういったものを処理した上で、セメント固化という形になっておりますので、その分等をいろいろ考えますと、県にお聞きしましたら、約2%から3%程度の土砂がふえる、量としてはふえるのではないだろうかというふうなお話でございます。

それから、処理の費用につきましては、現在、県の事業費として、9億3,600万というふうな処理事業費がなされておまして、これにつきましては、水俣市の分も、今後、しゅんせつ量と

か、そういったものを合算しなくちゃいけないけども、県といたしましては、まだそのセメント固化の工事方法としての、綿密な条件が決定していないので、試算はまだされておらないと聞いております。ただ、現在9億3,600万というふうな、全体事業費から少しはふえるのではないかと、そういうふうな話でございまして、具体的な数字としては、まだ試算をされていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、総合医療センター問題について答弁を求めます。

坂本総合医療センター院長。

（総合医療センター院長 坂本不出夫君登壇）

○総合医療センター院長(坂本不出夫君) 次に、総合医療センター問題について順次お答えします。

まず、救急病院としての機能は保っていけるのかとの質問にお答えします。

当医療センターは、24時間体制の救急医療を担う総合病院として、水俣、芦北地域の唯一の病院と認識しております。

この救急医療を持つ総合病院の機能を維持するためには、医師確保は重要な条件であり、真野議員の質問でもお答えしましたとおり、現在、熊本県内の自治体病院では、熊本市民病院に次いで医師確保ができており、救急病院としての機能は十分保っております。

今後も医師確保の努力を続けてまいります。

また、本年度確保した医師数につきましては、来年度以降も熊本大学に対し、引き続き確保をお願いし、近隣の病院の医師配置状況を踏まえて、現在、呼吸器科の医師をさらにもう1名非常勤で派遣していただくよう要請しているところであります。

そのほか、来年度は本年度減少した消化器科、産婦人科の増員を自治医科大卒の医師派遣の継続をお願いしています。

麻酔医につきましては、本年度、勤務医を1名確保しましたが、一時的な確保ではなく、来年度以降も引き続き勤務をしていただけたらと思っております。

神経内科とりハビリ科につきましては、福岡大学や久留米大学との連携を深め、非常勤の医師派遣の増員をお願いしていきます。

また、開業医との連携も重要であり、厚生労働省が推奨するかかりつけ医制度を市民の間に浸透させ、開業医と協力して救急医療を維持していくつもりです。

この開業医との連携ができると、本来の救急医療についても、当医療センターの勤務医の激務が軽減され、医師確保にも効果があると思われまます。

次に、経営の見通しについてお答えします。

当医療センターは、湯之児病院統合計画策定時より経営計画を策定し、常にデータの修正を加

え、現状の変化に臨機応変に対応し、施策の決定時に決算予定を出し、病院としての意思決定をしてきました。

当初予算では、医師数の減少による患者数の減少が予測されたため、厳しい予算となりましたが、今回の西5病棟の一時休床により10対1の看護配置基準の取得で、患者数の減による減収をカバーでき、各診療科が出している入院患者の目標数を確保できると、黒字を維持できる計画となっております。

しかし、4月、5月の患者数は、この目標を下回っており、現在、各科部長や医師とヒアリングを行って調整をしている状況です。

この経営計画は、人口の減少と高齢化に伴う罹患率を考慮し、患者数を逡減していますが、平成23年度が、いわゆる団塊の世代の退職により、どうしても赤字になると予想しております。

しかし、それ以外では、黒字を計上できる経営計画となっておりますが、現在の医療を取り巻く情勢の流動性や、医師確保の情勢の流動性などのかんがみると、かなりの困難が予想されます。

また、経営形態についても、平成18年度中に独立行政法人及び地方公営企業法全適の検討委員会を立ち上げ、視察を含め、メリット、デメリットを検討してきました。

その結果、現時点では地方公営企業法の全部適用の方が独立行政法人化より良策であるとの結論に達しました。

現在の経営体制に近く、全国的にも実施例の多い全適に移行し、医師と看護師を確保し、職員全員でモチベーションを上げ、健全経営を維持し、この地域の中核病院として生き残らなければならないとの責務を確信しております。

また、全適移行の具体的内容については、今後市と慎重に協議を進める予定です。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 心配しておりました医師確保もできて、救急病院としての機能も保っていけるということと、経営的にも厳しいが何とか黒字が計上できそうであるとの院長の答弁をお聞きしまして、ちょっと一安心したところでございます。

医師が確保できて、患者が確保できる、そうすると経営も安定するという、救急病院としての機能維持と経営の安定は連動性があると思います。見事やっつてのけられた経営改善の貴重なノウハウをこれからも駆使されて、どうぞ従来の市民から信頼される病院経営を持続していただきますよう期待しているところでございます。

最後の質問ですが、お聞きしますと、医師確保も十分ではないというような状況のように見受けられます。

そこで、勤務医で定退された方たちの再雇用、もしくは確保はできないものか、開業医や個人病院あたりを見てみますと、年配の医師の方も見受けまますし、定年を迎えられると、医療技術や

能力が極端に低下することもないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 坂本総合医療センター院長。

○総合医療センター院長（坂本不出夫君） 実際、今回、麻酔医は定年退職後の熊本市民病院の副院長に来ていただいているわけです。

救急病院というのは、やはり労働条件が過酷であるということと、やはり年齢的に、やはり救急の現場に立てないという先生方もおられますので、慎重に、個人的に、必要な、いわゆるそういうOBの先生がおられましたら、これは当然、我々は獲得に走りたいと思っております。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時10分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

一般質問最後、最終日、大分お疲れの方もいらっしゃると思いますが、最後までよろしく願いいたします。

今、世の中では地方分権が叫ばれております。今回の地方分権の推進は、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革とも位置づけられております。

地方分権は、権限の移譲で、地域の住民が自分たちのことは自分で決定する自己決定、また、その責任も自分たちが負う自己責任ということでもあります。

ということは、各自治体の実力が今からいろんなところで試されるというわけでもあります。

こういった時代、これからの水俣を背負って立つ地元の人材育成こそ、喫緊の課題だというふうに思っております。

宮本市長の施政方針、また先日の熊日フォーラムで新聞に大きく取り上げられました環境大学構想や、今回取り上げております熊本大学による環境マイスター育成講座など、非常に人づくりに期待できる施策が多くあるように感じております。

今議会でも数多く取り上げられました産廃問題、学校統廃合、医療センター問題、企業誘致などの問題を抱えておりますが、こういう問題と、10年、20年先を見据えた中長期的な施策をバランスよく実施することが大事だというふうに思います。

夕張市みたいに自治体が破綻する時代であります。そうならないためにも、自治体も時代の変化に対応することが必要です。

ダーウィンが進化論の中で、強いものが生き残れるわけではない、賢いものが生き残れるわけでもない、変化に対応したものだけが生き残るといふふうに言っております。

自治体経営においても同様であります。

時代の変化や、市民の気持ちの変化を読み取り、住民サービスにつなげていくことが、本当に必要だといふふうな時代だといふふうに思っております。

今回、産廃問題を除いては、水俣の活気が欲しいという市民の声が多くある中、本市で取り組んでおります水俣の元気づくりにつながるような施策を中心に質問をしていきたいと思っておりますので、執行部の明確な答弁よろしくお願いをいたします。

質問に入ります。

1、産業廃棄物最終処分場問題について。

これも初日から、もういっぱい出ておりますが、私も言いたいこともありますので、このまま質問をさせていただきます。

①、5月13日に行われたIWD東亜熊本の一方的に質疑を打ち切った説明会についてどう思ってお尋ねします。

②、再度説明会実施の要望をIWD、県にされたと思うが、回答をお尋ねします。

③、国有地については、現在の状況についてお尋ねします。

2、みなまた環境マイスター養成プログラムについて。

この件は、6月1日に副市長も同席され、熊本大学と一緒に記者会見を開かれました。新聞で大きく取り上げられ、市民の関心も高いところであります。

大学のない水俣が熊大と環境を軸に、今までにない新しい人材養成でありますので、以下、質問をしたいと思います。

①、熊大と連携して行うみなまた環境マイスター養成プログラムの内容をお尋ねします。

②、今回のプログラムで、本市として期待することをお尋ねします。

3、恋路物語について。

今回の映画、水俣を舞台にできたことは、何より水俣の元気につながり、自信になったのではないのでしょうか。また、水俣をふるさとに持つ、よそにおられる水俣市出身の方々にもきっと喜んでいただける作品になっていると思います。

以下、質問をいたします。

①、文化会館で試写会があり、評価も上々だったと思います。今後、作品をどう活用されていくのかお尋ねします。

②、今回の映画制作で学んだノウハウや人脈を使い、次のステップは考えられるのかお尋ねします。

4、みなまた未来コンサート海恋物語について。

昨年に引き続いてコンサートがありました。当日は最近にない水俣のにぎわいを感じました。音楽を通して、市内外の方々が同じ感動を共有でき、水俣のファンになられた方も多いのではないかと思います、以下、質問をさせていただきます。

①、今回のコンサートは、総合物産展、みなまた港フェスティバル、花火の同時開催など、大変盛り上がったと思います。水俣市の経済効果についてお尋ねします。

②、コンサートは、3年計画と聞いていますが、来年以降の取り組みについてお尋ねします。

5、エコパーク水俣について。

エコパークの全面完成の式典には潮谷知事も出席され、水俣の新しい名所が完成いたしました。各種スポーツイベントは、流動人口をふやし、水俣の活気につながります。

また、水俣を知ってもらう、見てもらう機会になる大変いい場所だというふうに思っております。

以下、質問をいたします。

①、エコパーク水俣が全面供用開始となりました。今後、水俣の活性化に大変役立つ施設になります。催し物、スポーツイベント誘致など、どう取り組んでいくのかお尋ねします。

6、環境首都コンテストについて。

環境モデル都市宣言をしている水俣で、環境首都を目指すことは大変有意義だというふうに思います。本気で取り組んで、ぜひ取っていただきたい。そういう思いから、以下、質問をさせていただきます。

①、今回、環境首都コンテストにおいて、総合1位を北九州市に譲り、残念なことに3年連続1位にはなれなかったが、今回の結果をどう分析しているかお尋ねします。

②、環境首都を目指すための今後の取り組みについてお尋ねいたします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題及び環境首都コンテストについては私から、みなまた環境マイスター養成プログラムについては副市長から、恋路物語及びみなまた未来コンサート海恋物語については産業建設部長から、エコパーク水俣については教育長から、それぞれお答えいたしま

す。

最初に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

5月13日のIWD東亜熊本の説明会についてどう思うかについてお答えします。

この件につきましては、さきの福田議員及び緒方議員の御質問にお答えしたとおりです。

IWD東亜熊本による2回目の説明会は、市民のさまざまな疑問や不安に対し、事業者の説明が十分に尽くされず、市民会議や個人が事前に通知した質問事項についても、質問内容の推測に基づく事業者の一方的な回答がなされ、市民会議で用意していた重要な質問を一方的に打ち切って強制終了されました。

事業者としての誠意ある姿勢は全く見られず、帳面消的に説明会を終えればよいという態度が明白になったと思います。この説明会は、私たち市民にとって、全く納得のできないものであったと思います。

次に、再度の説明会実施をIWD東亜熊本と県に要望した回答についてお答えします。

この要望につきましては、IWD東亜熊本からは、5月30日付の文書で、3回目の説明会を開催する考えはないとの回答がありました。

また、県からは、6月5日に電話で、5月21日、社長に要望書写しを渡し、社長本人に直接要望書の趣旨、全体的な説明会を再度実施するよう、県から事業者を通して指導してもらいたい旨などを伝えるとともに、さらに説明に努めるよう伝えたとの回答がありました。

次に、国有地の現在の状況についてお答えします。

この件につきましても、昨日までの御質問やさきの大川議員の御質問にお答えしたとおり、地籍調査の中で、関係者による境界確認作業、協議が引き続き行われておりますが、現在まで境界確定には至っていません。

したがって、国有地払い下げの手続は進展せず、市の国有地取得に向けた対策も進められない状況です。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 産廃にしても、初日から大体全部聞きました。大体もうわかりました。この説明会の件について、私も文化会館におりまして、何か最初から打ち切りそうな雰囲気が、何かこっちで用意しておったもんは後でやりますといいながら、もう4時になったら司会者も会社側も逃げないようにして終わっていきました。実際そこにいた方はかなり憤慨されていた方が多かったですし、この後もいろいろあったというふうに聞いております。

それで、もう質問の方はいいんですけど、ちょっと違うところで、私は取り上げたいのは、IWDのここにホームページがありますが、多分見られている方もたくさんいらっしゃると思います。ここに一番トップページに、説明会を終えてというので、IWDがコメントを出している

んですが、非常に私はこれを見て、悪意を感じますし、かちんときたというのが気持ちです。

少し読みますと、説明会を終えて、弊社は水俣市において計画する産業廃棄物処分場において、環境影響評価準備書に係る県条例に基づく説明会を実施するだけでなく、地域の方々と対話を継続して共通認識の共有に向けた努力を継続していきたいと考えております。しかしながら、弊社としましては、今までの水俣市産廃対策室の対応について、本来、公平中立でなければならない行政機関のあり方として、水俣市のコンプライアンスに大きな疑問と不安を抱いております。とりわけ、このたび、説明会終了後、会場から退席しようとする弊社社長に対し、暴力を伴う集団での阻止行動を受け、その際、ハンドバックや書類入れを奪われ、かつ受傷し、その後、乗車車両をたたくなど、暴力行為を振るう集団の中に宮本市長の姿があり、立ち会っていた川野室長も何ら制止することなく、終始傍観されていたことに大きな衝撃を受けています。弊社社長は、解放後、医療機関で受診し、右上肢打撲症、右上肢挫創との診断を受けました。市長及び対策室に対し、行政のあるべき立場からの今後の対応を見守りつつ、弊社としましては、水俣市民の皆様のご理解を得ていきたいと考えております。

それもトップページに、一番最初にでかでかと載せてあります。非常に自分のところが被害者だというふうな感じで書いてあるんですけど、結局、説明会をああいうふうな形で切り上げてやったら、やっぱりそこにいらっしゃる方で、いろんな方がいらっしゃるので、ああいう行動があったかもしれません。実際、テレビで映ったというのをちょっと聞いたんですけど、自分はそういうのがテレビに映って、水俣市民がああいうふうにごちゃごちゃして映るのが水俣のイメージは非常にマイナスになるのでよくないとは思いますが、これをああいうふうになったのは、やっぱりIWDのせいでありまして、ああいうふうなやり方だったら、ああいうことが起こっても仕方ない。市長がたまたまそこを通られたかもしれませんが、そういうのに、こういうふうな書き方をされるというのは、非常にIWDの悪意を私は感じております。だから、こういった会社の体質というのは、やはり逆に言われっ放しの部分も非常に自分としては憤慨なので、いろんなところで、こういうのは違うということを言っていかなければいけないというふうにも思っております。

こういうのは水かけ論で、もう実際、制止した、しなかったり、いた、いなかったという、そういうのはもうやると切りがないと思うんですが、市長は、宮本市長、川野室長、こういう名前を直接こういうふうに出しているわけです。こういう表現というのに、どういったふうな思い、この文に対して、名前が出ていることについて、どう思われるか、これを2つ目の質問にします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） その件につきましては、私も川野室長も承知しております。私も、川野室長も、その言動については、何も問題はなかったと思っております。ただ、この後抗議等につい

ては、抗議をすると、そういう気持ちはありません。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 内容についてはもうこれがどうだという反論する、反論というか、しないということですね。それはいいです。もう切りがないと思いますので、それはそれでいいと思います。この内容については、もうそういうことはないということで承知いたしました。

IWDに意見書、この間新聞に載っておりました。3万通、3万2,000通ですか、持っていったときの写真を見て、私も愕然としたのが、何かフェンス越しに渡しているのを見ました。実際この意見書というのは、自分たちもいっぱい書きましたし、水俣の子どもたちも書いております。水俣市外の人たちも一生懸命書かれた意見書であります。これはもう条例にきちっと基づいた手続で意見書持っていったわけなんですけど、それを何か新聞によりますと、会社の役員は前回の説明会の混乱で不信感があるということで、何か会社の中にも入れなかった。写真見ると、フェンス越しに渡した。何かこういうふうな態度は、非常に自分としてはもう許せないという気持ちです。意見書は子どもたちも一生懸命書いたと思います。逆にこういう意見がありますね、ありがとうございましたと受け取るのが普通だというふうに思うんですが、こういった態度は非常に許せないということをお伝えして、産廃問題は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた環境マイスター養成プログラムについて答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、みなまた環境マイスター養成プログラムについて順次お答えします。

まず、熊本大学と連携して行うみなまた環境マイスター養成プログラムの内容についてお答えします。

さきの緒方誠也議員の御質問でもお答えしましたとおり、みなまた環境マイスター養成プログラムにつきましては、熊本大学が国の平成19年度文部科学省科学技術振興費の採択を受け、本市を中心として、水俣から世界に環境保全の大切さを発信することができる核となる担い手の養成を平成23年度までの5年間の予定で進めていただくものであります。

具体的には、熊本大学に、環境・リサイクル教育、地域マネジメント教育、個別課題対応型研究、インターンシップ等の講座を中心とした環境MOTコースという1年半のコースを創設し、水俣市を主な会場として、水俣市民、地域企業従業員、行政関係職員、熊本大学学生等に広く呼びかけて、本講座を受講していただきながら、5年間で合計45名程度を目標に養成していくという内容となっています。

具体的な内容につきましては、今現在、熊本大学の方でプログラム等は協議をされております。開校は、ことしの10月予定になっております。

次に、今回のプログラムで市として何を期待するかについてお答えします。

このように、本プログラムにおいては、本市を中心として、市民、企業、行政に至るまで、幅広い人材を養成していく予定にしています。

市といたしましては、今後、環境モデル都市づくりをステップアップさせ、環境首都の取得に向けた取り組みを進めていくためにも、住民協働の環境モデル都市づくりをリードする人づくりが必要不可欠であり、本プログラムの成果に期待をしているところであります。

また、特に民間の方におかれましては、人材養成修了後にどのような形で地域貢献していただくかなど、今後受け皿づくりにつきましてもあわせて検討しながら、実益の高いプログラムになるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 さっきも言いましたですが、環境大学構想で環境マイスター養成プログラム、人づくりも非常に大事だというふうに思いますし、やはり水俣の10年、20年先を考えたときに、やっぱり非常に必要ではないかというふうに思います。

水俣環境モデル都市の構築、環境首都を目指しているわけですから、こういう環境に対するプロというものを養成していくのは非常に大事だと。中身についてはまだ10月ということで、いろいろ詰められていくということもあると思います。報道機関に出された資料を私も見させていただいたんですけど、少しだけちょっと気になるのが、水俣市のマイスター、環境マイスターですね。環境マイスター制度というのがあるわけで、その辺との違いというか、どうしてもネーミングが同じような名前になっているんで、その辺はもう少し今から何か改良されていくのか、そういった形でやっていかれるのも一つだと思うんですけど、この辺の違いというものは、説明が何かできるんですかね。これを質問いたします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 確かに、今回の環境マイスターにつきましては、今、水俣市も環境や健康にこだわった物づくりをする職人を市が認定して、環境マイスターという形でしております。もう10数人の方が認定を受けておまして、これとは今回のプログラムは全然違う話で、補助金を申請されるときに事業名という形でとらえております。

これまで環境マイスターという形で認定された方につきましては、今後とも誇りを持って物づくりに努めていただきたいと思いますし、この事業につきましては、やはり今後、今から受講生の募集等も行っていきますので、そういった内容を十分に伝えながら、理解していただきながら、プログラムを進めていきたい。またプログラム養成後の人材の名称等につきましては、大学と今後また具体的に詰めて、どういった名称で活躍していただくかということは考えていきたいなど、こう思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 わかりました。同じ名前になってしまうとごっちゃになってしまって、混乱する部分があるかなと思いますので、その辺はもう少し詰めていただきたいなというふうな思いがあります。

今、水俣市がこういう人づくりの部分に力を入れているわけなんですけど、基本的にはもう既存の水俣にあるところを使ってやっていく。マイスターのプログラムについても、環境大学についても、そういうふうに前答弁いただいたとっておりますけど、前も言いましたけど、沖縄の科学技術大学院大学というのは1,000億円ぐらい使って、キャンパスを全部つくるというふうな計画ですけど、水俣はそういうのは何もかけない、水俣にあるものを使ってということ、それはもう非常にそれでいいと思います。逆に何も作りませんよという引き出し方ではなくて、頭石は村丸ごと生活博物館、村ごと博物館ですよと、そういうふうな売り出し方なんで、水俣はもうキャンパスはなくても、まち自体がまち丸ごと環境大学でもいいと思います。そういった何か水俣は環境で売り出すという、ずっと今からもやっていくわけですから、そういう大学、水俣市全体がキャンパスだというふうな売り出し方をやっていただければわかりやすいかなと。筑波学園都市というイメージがありますけど、やっぱりイメージだと思いますので、そういったこともいろんな今からマイスターでも環境大学でも、そういった部分を少し戦略的にやっていただければなど。水俣に来ると、ごみの分別、環境センター、水俣病資料館、情報センター、いろんなものがありますし、今教育旅行プランニングあたりではいろんなのを探していますけど、その中で福田農場あたりは、リサイクルした廃材を使っている、こういうのを修学旅行生に見せて勉強してもらおうと、そういうちょっとしたことが学びの対象になる。水俣はどこに行っても環境の学びができる、そういった売り出し方をやっていただければ、きっと今から修学旅行ももっとふえてくるというふうに思いますので、ぜひその辺を、まち全体を変えるような企画にしていきたいなど。そういうのをやることによって、修学旅行もふえれば、人も来る、流動人口もふえる、観光にも潤う、水俣の発展にもなるという、いろいろつながっていくと思いますので、ぜひとも、お役所は縦割りになるので、横とのつながりをぜひ持っていただきたい、こういった人づくりの施策にしていきたいというふうに思います。これを提言させていただきます。

これについて、もしありましたら。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 今、御提言ありましたように、水俣はいろんな形で今まで環境にこだわったまちづくりを進めてきました。その施設も整ってきていますし、ソフトもあると思っています。そういった意味で、今回の環境大学とか環境マイスター養成につきましても、水俣全体をフィールドにそういった形が展開できないかと。そういった意味で、環境モデル都市なんですけ

ども、環境学習ができる、環境学習の拠点というような形で水俣のこういった取り組みが今後整理ができないか。そういうことで、環境学習は水俣へというようなことが全国で起きていただくと、水俣に来ていただく人たちもふえてくるんじゃないか、そういったことを目指しながら、またいろんなことを働きかけをしていきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（松本和幸君） 次に、恋路物語について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、恋路物語について順次お答ひします。

まず、今後、この映画の作品をどのように活用されるのかとの御質問にお答ひします。

映画の上映会は、先月5月12日に市文化会館にて、恋路物語を成功させる会が主催となり、出演者の方々も駆けつけていただく中、ほぼ満席のうちに開催することができました。

当日は、入場整理券を配付したところ、配付時間の3時間も前から並ぶ方がいらっしやるとともに、市民の方も小・中学生から高齢者の方まで参加され、関心の高さに驚いたところでありました。

上映に先立ち、主演の松沢傑さんや、監督の菅野宏彰さんなど、出演者の皆様からお一人ずつあいさつをいただくとともに、上映後は、出演者等への会場からの質問時間もあり、場内からも笑いが出てくるなど、市民と出演者の交流の場を設けることができました。

市民の皆さんに映画を通して、水俣にもこんな素晴らしい風景があるのかと、再認識してもらえたのではないかと思います。

この映画の制作は、水俣の素晴らしい豊かな自然など、新たな地域イメージを全国にPRするとともに、一昨年設立したみなまたフィルムコミッションの体制づくりや、全国からロケ地として認知されることをねらいとしておりました。また、水俣市内で映画の撮影を行うことで、市民の皆様にも明るい話題を提供するとともに、多くの市民の方々がエキストラ等がかかわることが、まちおこしにつながればと考え、取り組んだものであります。

結果として、ストーリーの募集やオーディションの募集、撮影の様子など、新聞やテレビ等、多くのマスメディアで取り上げられるとともに、市民も約500人の方々がエキストラ等がかかわっていただくことができ、活性化につながったのではないかと考えておられます。

この映画の今後の活用についてですが、映画のDVDを制作しておりますので、今回、撮影に御協力いただいたプロダクション等を初め、映画関係者に配付し、当市に興味を持ってもらうことで、新たな映画撮影の誘致につながればと考えておられます。

また、全国各地で開催されている映画祭に出品することで、水俣のPRにつながるのではない

かと思えます。

さらに、上映会を主催していただきました恋路物語を成功させる会の皆様が中心となって、市内各所での上映会や東京・関西での同郷会の皆様への上映を予定しております。

市といたしましても、機会をとらえて、さまざまな方法で映画の上映を行っていきたいと考えております。

次に、今回の映画制作で学んだノウハウや人脈を使い、次のステップは考えられるのかとの御質問にお答えします。

今回の映画制作を通じて、ロケ地やエキストラの確保、宿泊や移動手段、プロダクションとの調整など、ノウハウの蓄積につながったと考えております。

今回の映画制作を通じて得たノウハウ等を使い、みなまたフィルムコミッションの体制の充実を図るとともに、水俣での映画撮影をしてもらえるように、誘致にもつなげていきたいと考えております。

また、映画を制作したことによって、今回の上映会の開催のように、民間による新たな動きが出てまいりました。

今後は、民間ベースでの映画制作ができていければと期待をしております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 映画、私も見させていただきました。文化会館も多かったですし、非常に喜ばれた作品に仕上がっているのではないかなと思います。

せっかくつくった映画なんで、非常に有効に利用していただきたいというふうな思いがあります。水俣のイメージアップにも当然つながっていくもんだと。恋路物語を成功させる会が東京とか関西、同窓会あたりに持って行ってやりたいというのは、私も聞きました。ぜひそういうところも一緒に支援していただいて、よそにいらっしゃる方にこういったものを水俣はつくって頑張っているんだというのを広めていただきたい。水俣を知らない方にも見ていただきたいというふうな思いがあります。

この間、おばあちゃん役で出ていらっしゃった草村礼子さんが表敬訪問で、市長のところにもいらっしゃったというふうに聞きました。新聞にも載っておりますので、私もちょっと前の晩に商店街の総会の懇親会でちょっと会いまして、そういう話をされているときに、水俣の恋路物語を通して、水俣とかかわりを持った、縁ができたということで、自分も水俣に広く応援していきたいみたいなことを言われていたんです。実際、今度、恋路物語を通して、いろんな方が水俣に関係を持たれたので、ぜひそういった女優さんでも男優さんでもいらっしゃるでしょうし、プロデューサーもいらっしゃるでしょうし、そういった方をやっぱり水俣市の応援団になっていただく、メッセンジャーになっていただく、そういった役割を持っていただきたい。逆にそういう方

を水俣もどんどん支援して行って、つながりを強くしていけば、もっと広がりが出ていくんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、その辺は役所の方でいろんな形で、支援する会ということもありますが、そういうところと話し合われてやっていただきたいというふうに思います。

よく聞かれるのは、DVDつくっておられて、協賛された方には配られたというのを聞きましたし、持っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけど、買いたいとかという方がいらっしゃる。ひとつはそれをちょっと、売っていいのかどうか、その辺よくわからないですけど、そういうふうに販売する予定があるのかというのと、せっかくだからつくったものですから、役所もいろんなところで応援する会が、そういう上映はやっていくんでしょうけど、役所としても下のロビーにそういうパネル、ある程度展示するとか、流しておくとか、そういったことは考えられないのか、2つ、質問をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 制作したDVDを販売できないのかというふうな質問なんですけども、5月12日に上映会をいたしまして、市民の方々から、確かに購入できないのか、今後どこで見られるのかというふうな御意見もありまして、こちらといたしましてはうれしく思っているところがございますけれども、今回作成しましたDVDにつきましては、当初、水俣をPRするという目的で、配布を前提ということで、売却ということじゃなく、販売じゃなく配布ということの目的で、水俣芦北振興財団という基金でございますけども、そちらの方から助成を受けまして、補助金を受けて制作したところがございますので、その制作目的が販売ということを目的にしておりませんでしたので、現在は頒布というところを、一般の販売ということは想定をいたしておりません。ただ、DVDにつきましては、現在、市の図書館でも貸し出してもおりますし、市民の皆様には貸し出しを受けられて見ていただければと思っております。

それから恋路物語を成功させる会の皆様方の方では、市内各所での上映会を計画されておると聞いておりますので、そういったものが決まり次第、これをスケジュールとか、いろんなものにつきましては市報等で周知をさせていただければと考えております。

販売につきましては、こういう希望等がたくさんございますということでございますれば、そういった購入希望者等の状況を考えまして、販売用として新たに作成するかどうかについては検討をさせてもらいたいと思っております。

それから下のロビー等での上映とか、いろいろ人の集まる場所でできないかということですが、例えば室内で、例えば土日のおきとか、そういうふうに人々が集まる時にそういった会場が確保できればといったような上映会といいますか、上映をさせていただければなど、こういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 販売については、今からいろんなところで検討していただければと思います。出られた俳優さんの関係者とか、ファンの方は欲しいと言われる方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いておりますし、その辺は今から検討していただければ、役所の方でもせっかくなつく映画を盛り上げる、そういうお手伝いをぜひやっていただきたいということをお願いして、これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、みなまた未来コンサート海恋物語について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、みなまた未来コンサート海恋物語についての御質問に順次お答えします。

まず、今回のコンサートによる水俣市への経済効果についての御質問にお答えします。

このコンサートは、昨年からRKK熊本放送で、地元の放送局として地域貢献を目的に水俣で開催されているもので、地元としても新たなまちづくりにつながるよう、実行委員会を組織いたしまして、行政と民間が一体となって取り組んでいるものであります。

昨年は、コンサートのみの開催でありましたが、今回は、総合物産展やみなまた港フェスティバルにあわせて開催をいたしました。

コンサートの入場者につきましては約4,000人と、昨年を約800人ほど下回ったものの、総合物産展は、昨年より約5,000人増の約2万人、みなまた港フェスティバルは昨年よりも約1,500人多い、約5,200人と、同時開催による相乗効果があらわれているところであります。

また、宿泊パックでの利用は、当初の見込みよりも多く、169人の利用となり、湯の児温泉だけでは対応できず、湯の鶴温泉にもお願いするほどでありました。日帰りバスツアーも玉名、人吉、本渡、大牟田の各方面から411人の参加がっております。

このように、多くの方々が、物産展において買い物をされたりしたことで、例年になく売り上げもよかったとお聞きをいたしております。

ただ、具体的には金額等につきましてはの積算はなかなか難しいところでございます。

次に、来年以降の取り組みについての御質問にお答えします。

このコンサートは、総事業費約3,900万円で実施され、収支といたしましては、昨年に引き続き赤字になる見通しであるというふうにお聞きをしていますが、本市としましては、5カ年程度は引き続き開催していただき、このコンサートが全国的に認知され、県内はもちろん、九州内外から水俣に来ていただく一大イベントになっていけばと考えております。

先週の6月4日には、RKKの本社に永田社長を訪ねまして、宮本市長を初め、松本市議会議長、坂口商工会議所会頭ほか、みなまた未来コンサート実行委員会のメンバーの皆様を中心に、コン

サートのお礼及び来年の開催に向けてお願いをいたしてまいりました。

永田社長からは、来年5月に水俣でコンサートを実施しますとの力強い御返事をいただいたところでもあります。

今後は、早急に実行委員会の体制を強化いたしまして、地元の受け入れ体制をつくっていくとともに、ことし同様、総合物産展及びみなまた港フェスティバルとも同時開催し、市民のみならず、市外の多くの人に水俣に来ていただきますようなイベントになるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 私も資料をちょっと見たのが、入場者4,000人、マイナスの800人、これはコンサートに出られる方によって多少上下するというふうに思います。ほかの部分では、みなとフェスティバルは5,204人、前年が3,862人ですから、かなりふえていますし、物産展は2万人、前年度が大体1万5,000人ぐらいじゃないかということなので、基本的に相乗効果を生んだというのはいくらこういう数字を見て、非常によくわかります。私も物産展とか、もう昔からもう何十年とやって、時期がいろんな形になりますけど、非常に今回のは一緒にやることで盛り上がったというふうに思います。花火も最後にありましたし、来られた方は非常によかねという方が多かったと思っています。

特に、ああいいうバスでチャーターして、よそから来られた方もたくさんいらっしゃったし、水俣の夕日を見ていただく、水俣のいいところを見ていただくのがやっぱり大事。それがファンになっていただく一番の大事なことだというふうに思います。非常にいい、一緒にやるのが、非常に最初は一遍に何でもこう大丈夫かなというふうな思いもあったんですけど、やる方は非常に大変だったと思いますけど、結果としていいものに仕上がったなというふうに思います。活気がやっぱり出るということは、経済効果がどうだったというのは、お店の知った人に聞くと、飲食店関係はもうかなりよかった、物を売っている方は、なかなか難しいということはよくおっしゃってくれましたですが、差し引いてもあんだけ人が来ると、やっぱりお金はある程度動くんだなというふうな思いがあります。せっかくあそこに来ていただくわけですから、埋立地は水俣病の発祥の海でもあります。そういうところを埋め立ててつくったというふうなところが帰りにもうちょっとわかっていただく、よそから来ていただいた方は、水俣のこの場所はこういう土地なんだよというのをわかってもらう、勉強してもらうとか、何か水俣病を勉強しろというんじゃないですけど、あの場所は、そういう、今でも水銀があるんだというふうなところとか、いろんなことがあって、50年になって今こういうふうになったという部分も、来ていただいた方にはわかっていただければなというふうな思いがあります。そう考えると、コンサートというの、RKKさんはいろんな考えがあってやられている。恋という部分を中心になってやってらっしゃるんで

すけど、環境という部分もそういうふうな、コンサートの中に入っていけばなというふうな思いがありました。

今はもうRKKに全部おんぶにだっこ、もう何でもやってもらっていますから、逆にこういうところを水俣市として市民も一緒に支援していくにはどういったことが必要かというのは、やっぱり行政がある程度音頭取りするのも必要じゃないかなと。来年は5月にやりますよということでありましたら、これが3年、5年、10年とやって、水俣の5月にはいつも物産展やコンサートも花火も一遍にやっていくというふうな、そういうイベントに育って行っていただきたいなと、それにはやっぱり行政の力も要するというふうに思います。

阿蘇ではカントリーゴールドが毎年あれだけ人が来ておりますので、あれに対抗してでもいいですから、水俣の初夏には、そういうコンサートがあるというふうなものに育てていただきたい、それをお手伝いしていただきたいというふうな思いがあります。

アスペクタはステージがあるんですけど、水俣の場合はもうその都度つくらんといかん。ステージに1,000万円ぐらいかかったというふうなことにちょっと聞きましたですが、そういったものというのは、1つ質問させていただくのは、そういう特設のステージ、常時使えるような簡単な平場のステージでもいいんですけど、そういったものというのは常設でできないのかというのを質問をさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） このコンサートにつきましては、当初の趣旨が環境、海、自然と人の調和ということを一つの主題と申しますか、テーマにしたコンサートでございまして、先ほどお話がございましたように、水俣湾の埋立地エコパークでやるということにつきましては、大変意義あるコンサートではないかと思っておりますし、今後もそういった場所につきましては、そちらの方の場所を設定していきたいと、こちらの方としても、要望していきたいというふうに考えております。

それと常時開催できるようなステージの設置というのとはできないかとの質問でございますけれども、今回のような5,000人程度の規模というコンサートをする場所といたしましては、エコパークみなまたの潮騒の広場という広い場所が最適だと考えております。ただ常設、ステージ常設することで、コンサートにかかる経費というのは常設しますと抑えられると思っておりますけれども、現在、潮騒の広場というところは、多目的広場ということで、サッカー場とか、サッカー大会とか、グラウンドゴルフ大会とか、いろんな行事等も利用されておりますし、アスペクタみたいに常設の会場となりますと、相当広くスペースをとる必要がございます。

それと、大きな構造物となりまして、御存じのように、埋立地であるという特殊性がございますもんですから、常設の構造物という点につきましては、問題があると思っておりますので、現在のと

ころは仮設でその都度していった方が適当ではないかと思っております。なお、仮設にいたしましても、今回、翌日のイベント等にも使わせていただいたりとか、そういった多目的に使えますように、実行委員会等を組織して、十分検討しながらやっていきたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 場所が場所なんで、そういうふうには常設というのは難しい部分もあるかとは思いますが、仮設でつくって、翌日にはよさこいでよそからいっぱい来て、イベントをやっていたら、しゃいました。せっかくそういうふうにはほかのイベントとあわせてやるような方向でやられたら、設置したのを、五、六時間だけで終わりというのはもったいないので、やっぱりそういうふうなほかの部分とのタイアップというのも、行政がやるわけじゃないですので、そういった部分も、ぜひ実行委員会あたりに働きかけて、有効利用というものをやっていただきたいというふうに思えます。

終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、エコパーク水俣について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、エコパーク水俣の全面供用開始に伴い、催し物、スポーツイベントなど、どのように取り組んでいくかについてお答えいたします。

御承知のとおり、エコパーク水俣では国体や高校総体など、全国レベルの大会が開催されてきました。

今回、エコパーク水俣県営水俣広域公園整備事業が、着手から17年の歳月をもって完成し、平成19年4月1日から全面供用され、去る6月3日開園式が挙行されました。

この開園式にあわせ、熊本県との共催、熊日新聞社の後援で、すべてのスポーツ施設を使用し、落成記念・野球大会、水俣市葦北郡各町対抗陸上競技大会、グラウンドゴルフ大会、ソフトテニス教室、そして熊日ロッソサッカー教室を開催することができ、約1,000名の市民に参加していただきました。

本市としましては、今後、エコパーク水俣を屋外スポーツの拠点として位置づけ、スポーツに触れる機会をふやし、市体育協会・各種スポーツ種目団体と連携を図りながら、競技力の向上や市民の親睦と健康づくりを目的とした各種大会を開催してまいりたいと考えています。

現在、これらに備えて商工観光振興室等関係機関と連携を図りながら、エコパーク水俣周辺の地図、宿泊施設、弁当などの食事施設、ランドリーなどを盛り込んだチラシの作成を検討しているところです。

さらに、今年度新設された水俣市交流促進奨励金等を活用し、肥薩おれんじ鉄道、JR九州と

も連携を図りながら、県の体育協会や、大学のサークル等、各スポーツ団体に対して、エコパーク水俣の特徴や利点を理解していただきながら、大会や合宿などの誘致に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水俣の飲食店の方と話したりすると、何か大会なかですかねとよく言われる方がいらっしゃいます。エコパークで大きい大会があると、やっぱり町中のそういうところまで波及すると言われるんですね。やっぱり来て、日帰りのときはよくわかりませんが、やっぱり泊まりのときにはやっぱり御飯も食べられるし、飲みにも出られたり、結構、そういうのをいっぱいあればよかねという話をよく聞く。今度このエコパークができましたんで、ぜひこういったものは、スポーツの振興に水俣市民がそれ使うのは、優先的に使うんでしょうけど、よそからもそういう大会というものを、積極的に熱心に取り組んでいただきたいなというふうな思いが本当にあります。それはやっぱり経済の活性化、そういう意味で、やっぱりどっかでつながっていきますので、そういったものをやっていただきたい。

初日に真野議員が天津、菊陽、益城の話をされていましたが、私もよく天津に行くことがあるんですけど、本当にソニー、富士通、ホンダ、企業誘致がうまく行って、設備投資も100億円単位やっているわけです。企業誘致とはちょっと別ですけど、あそこの場合は、空港にも10分、インターにも15分、水もかなり多いということで、そういうところは企業誘致がうまくいっている要因だそうなんですけど、やっぱりいろんな努力をよくやっていらっしゃいます。最近はDVDにつくって、企業向けに天津のいいところ、そういう誘致関係のをつくって企業に送ったというのを最近新聞でも見ましたし、ホームページを見ますと、最初のトップページからそういった紹介が見れます。

企業誘致は別ですけど、エコパークのそういったものも、県のそういう協会とかいろんな日本じゅうにあるでしょうし、熊本にもあるでしょうし、そういったところに働きかけというのをうまいぐあいやって、ここを使っていただきたいというふうな思いがあります。やっぱりある程度戦略的なものが要するというふうに思っています、そういうのをやるには、ただスポーツ施設だけと考えずに、そういったまちづくりの拠点となりますので、ぜひそういったものにも、そういったところに力を入れていただきたいというふうに思います。

ひとつ質問まぜて、今チラシをこういうふうにつくられると言われましたですけど、それは当然必要だというふうに。エコパークのパンフレットももらいましたですけど、そういった自分ところで独自のチラシも必要だと思いますけど、今言われたように、今は映像とか、そういったもので紹介するのがわかりやすい時代の流れだと思います。そういったものをつくる気はないか、DVDでもいいでしょうし、そういったものでエコパークを紹介する、ホームページ上で見れる

のもいいでしょうし、そういったものはできないかというのを、検討できないかということを経験します。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） チラシの作成のほかに、映像による紹介はできないかというふうなお尋ねだったと思いますけれども、議員御指摘のとおり、映像による紹介というのは、視覚に訴えますので、非常にインパクトがあるんじゃないか、効果が高いんじゃないかなど、そういうふうにご検討します。先ほど答弁しましたチラシの作成の検討のほかに、まずはホームページ作成につきましては、関係各課と連携を図りながら、早い時期での実現を目指していきたい、このように思います。あと一つのDVDにつきましては、もう少し検討が必要かと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひそういう、いろんな形でアピールできるものをつくって、広めていただきたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境首都コンテストについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 環境首都コンテストで3年連続1位になれなかったが、今回の結果をどう分析しているかについてお答えいたします。

全国ネットを構成する環境NGOが自治体の環境施策を独自の基準で評価し、得点の高い自治体を表彰するこのコンテストは、2001年に始まり、ことしで6年目になります。

水俣市は第1回から参加していますが、第4回、第5回は2年連続1位という好成績を得ました。

第6回の結果は、3月末に発表があり、総合1位には北九州市が、本市は残念ながら2位という結果になりました。

コンテストは、さまざまな環境施策に関する回答が点数化される方式ですが、今回、本市の得点は1,020点満点で695点。1位になった北九州市は767点でした。なお、順位は下げたものの、本市も点数では昨年より89点上積みしています。これは、環境施策が、環境の主管課だけにとどまらず、農林、観光、産業、土木、さらに教育などの全部局にまたがり、市民を巻き込んで多面的、また継続的に取り組まれていることなどが評価されたものだと思います。

一方、地球温暖化防止の観点から運輸交通政策、ごみ減量化計画、環境情報の公開などが、本市の課題として明確になりました。

今回の評価をもとに、本市の特徴である住民協働の取り組みを継続するとともに、さらに新たな取り組みにも挑戦し、水俣市ならではの環境施策を実現していきたいと考えております。

次に、環境首都を目指すための今後の取り組みについてお答えします。

先ほどもお答えしましたが、第三者によるコンテストは、順位もさることながら、本市環境行政の問題点や課題を考えると、その取り組みを点検する大変いい機会だととらえております。

そのためには、評価と結果をもっと分析し、次につなげる必要があると考えますので、早速、今月25日には地元熊本の環境NGOに職員研修を依頼し、環境首都コンテストから見えてくる水俣の弱点と強みを分析し、職員の環境施策に対する意識を高めたいと思っております。

さらに、今年度は、環境首都を含めた環境モデル都市づくりを検討する組織として、住民参画による環境首都まちづくり委員会の設置を予定しております。この中では、本市の環境に関する取り組みを総合的かつ戦略的に実施するための環境基本計画づくりや、また、具体的な施策を実践するための仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 2年連続1位から、もう今回2位というのは非常に私は残念に思っております。ぜひ取っていただきたいという思いがあるので、こういうふうに取り上げているんですけど、これを取るのが目的になってしまうのは別に余りいいとは思わないんですが、循環型社会を目指す上の結果として、環境首都を取れたというのが水俣市の理想だと思うんですけど、なかなかそれは難しいということだったら、逆にもう環境首都をまず取るというのを目標に置いて、いろんな施策をやっていく、それが循環型社会に結びついていくというふうな考えでも、別に私はいいと思うんです。それから、これコンテストですから、点数を評価するシステムにしたら、点数を上げる施策、そういう対策というのも必要じゃないかなというふうに思います。

北九州市は、初めてのエントリーで767点、水俣市は690点、かなり点数が高いのが出ております。資料をちょっと別ので、ネットで見ましたら、15項目ある中の北九州市は7項目が1位ですね。水俣市は3つですね。やっぱりかなり力があるんだと思うんです、北九州市は。大きいからそういう部分でいろんな施策やって、それが加点にされていって、もしかしたら点数が上がって有利なのかもしれませんが、それはそれでもう事実と受けとめて、水俣ができることをぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

環境首都を取ること、エコパークを活性化すること、コンサートも、最終的には全部回り回ってつながっていると思いますので、環境首都にこだわるというのはいいのかわかりませんが、もうここ一、二年行っていらっしゃるので、ぜひそういう部分は頑張ってもらいたい。今言われた環境首都まちづくり委員会というので、施策等も考えていく、環境基本計画も考えるというふうな、住民参加の部分を入れてということだったのですが、それも十分必要だと思いますが、本当にそういう環境首都というのを取るんだとしたら、やっぱりそういう専門のプロジェクトチームみたいなものもあっていいんじゃないかなというふうな思いがありますので、そういう専

門のチームという部分について、市長のお考えを聞かせていただきたい。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 環境首都の目指す上で、プロジェクトチームみたいなものをつくったらどうかというようなことでございましたけども、今、答弁で申し上げましたように、環境首都まちづくりの委員会を設立いたします。この委員会は、最終的には7月中に取りまとめて、8月をめどに実施していきたいと、そういうふうに思っておりますが、この環境首都まちづくり委員会の中に、当然専門家の方を入れてこの委員会を立ち上げていきたいと思っておりますので、そこで十分御意見等も伺っていただけるのではないかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 わかりました。そういう中に専門家も入れていろいろ検討していただくということなので、ぜひことし、来年、力を入れて頑張りたいと思います。

最後に、市長に環境首都についての取得の思いというものを聞いて終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の方からもございましたように、これから水俣市が環境に特化したまちづくりを進めていく中で、その中でどうしてもやっぱり環境首都というのは、その称号は取りたいと思っております。どういう形になるかわかりませんが、いずれにしろ環境首都を目指すことによって、より充実した環境に特化したまちにつながっていけばいいなと、そういうふうには思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、しばらく休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時23分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第54号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第55号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第56号平成19年度水俣市一般会計補正予算第1号を議題とし
ます。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第57号平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算
第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第58号平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号を
議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第59号平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号を

議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(松本和幸君) 日程第8、議第60号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(松本和幸君) 日程第9、議第61号平成19年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(松本和幸君) 日程第10、議第62号平成19年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第63号 あらたに生じた土地の確認について

○議長(松本和幸君) 日程第11、議第63号あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第64号 字区域の変更について

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第64号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第65号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第66号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第66号平成19年度水俣市一般会計補正予算第2号を議題とします。

議第66号

平成19年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度水俣市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,440,645千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成19年6月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|---------------|----------|------------|--------|------------|
| 14. 国庫支出金 | | 1,447,533 | 15,000 | 1,462,533 |
| | 2. 国庫補助金 | 266,160 | 15,000 | 281,160 |
| 補正されなかった款に係る額 | | 10,978,112 | | 10,978,112 |
| 歳入合計 | | 12,425,645 | 15,000 | 12,440,645 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 既定額 | 補正額 | 計 |
|--------|---|-----------|--------|-----------|
| 3. 民生費 | | 3,501,842 | 15,000 | 3,516,842 |

| | | | | |
|--|---------------|------------|--------|------------|
| | 1. 社会福祉費 | 1,486,551 | 15,000 | 1,501,551 |
| | 補正されなかった款に係る額 | 8,923,803 | | 8,923,803 |
| | 歳出合計 | 12,425,645 | 15,000 | 12,440,645 |

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第66号平成19年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、民間の介護施設整備に対する補助金について、国庫補助金の内示があったため、追加提案するものであります。

補正内容といたしましては、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ124億4,064万5,000円とするもので、第3款民生費に、地域介護・福祉空間整備等補助金を計上し、財源として、第14款国庫支出金を充当いたしております。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重な審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時28分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第66号平成19年度水俣市一般会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第54号から議第66号まで議案13件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、20日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時29分 散会

平成19年6月20日

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成19年6月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成19年6月20日（水曜日）

午前11時30分 開議

午後0時7分 閉会

（出席議員） 18人

| | | |
|-------|--------|-------|
| 松本和幸君 | 中原泰子君 | 高岡利治君 |
| 塩崎信介君 | 川上紗智子君 | 福田齊君 |
| 大川末長君 | 牧下恭之君 | 西田弘志君 |
| 中村幸治君 | 谷口眞次君 | 淵上道昭君 |
| 真野頼隆君 | 岩阪雅文君 | 平松辰弘君 |
| 田中功君 | 野中重男君 | 緒方誠也君 |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局次長 | （牛迫秀基君） | （田畑純一君） | |
| 主幹 | （崎田雄七君） | 議事係長 | （栄永尚子君） |
| 書記 | （赤司和弘君） | | |

（説明のため出席した者） 14人

| | | | |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 市長 | （宮本勝彬君） | 副市長 | （森近君） |
| 総務企画部長 | （葦浦博行君） | 産業建設部長 | （吉海安丈君） |
| 福祉環境部長 | （吉本哲裕君） | 総合医療センター事務部長 | （濱崎昭博君） |
| 産業建設部産業づくり総室長 | （小林信也君） | 福祉環境部次長 | （桑畑達美君） |
| 水道局長 | （吉村明賢君） | 教育長 | （大淵洋君） |
| 教育次長 | （坂本彰君） | 総務企画部総務課長 | （田上和俊君） |
| 総務企画部企画課長 | （松本幹雄君） | 総務企画部財政課長 | （本山祐二君） |

○議事日程 第5号

平成19年6月20日 午前10時開議

- 第1 議第54号 専決処分の報告及び承認について
 専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第2 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）
- 第4 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第7 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第8 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議第63号 あらたに生じた土地の確認について
- 第11 議第64号 字区域の変更について
- 第12 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第13 議第66号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第2号）
- 第14 請第1号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願について
- 第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務文教委員会
- 1 陳第1号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 厚生委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について
- 産業建設委員会
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第16 議第67号 監査委員の選任について

第17 意見第4号 医師・看護師等の増員を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前11時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、厚生委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第54号 専決処分の報告及び承認について

専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号）

日程第2 議第55号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第3 議第56号 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）

日程第4 議第57号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議第58号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第59号 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第60号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議第61号 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議第62号 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 議第63号 あらたに生じた土地の確認について

日程第11 議第64号 字区域の変更について

日程第12 議第65号 和解及び損害賠償の額の決定について

日程第13 議第66号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第2号）

日程第14 請第1号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書
提出に関する請願について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第54号専決処分の報告及び承認についてから、日程第14、請第1号安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願についてまで、14件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました議第56号平成19年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、職員福利厚生事業、第9款教育費に、埋蔵文化財発掘調査事業を計上し、その財源として、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入を充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、職員互助会健康管理助成金について、年度当初に計画はなかったのか、また、一般会計予算に計上すべきものなのかとただしたところ、計画はしていたが、平成18年度が行革の一環で市職員共済組合を廃止し、職員互助会へと移行する期間であったため、当初予算として計上しなかった。また、県共済組合からの助成金は一般会計で受け入れる決まりになっており、今回補正予算として計上を行ったとの答弁でありました。

また、図書館費の需用費・役務費については、当初予算で計上すべきではないかとただしたところ、水俣市読書のまちづくり推進協議会が立ち上がったのが今年の3月で、その中で、読書の実態調査を行うことが決まり、今回補正予算でお願いすることとなったとの答弁でありました。

なお、委員から、読書のまちづくり事業については、しっかりしたビジョンと計画性を持って当たってほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第54号平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算第1号について申し上げます。

本案は、平成18年度末における国庫負担金、県負担金の交付遅延により歳入欠かんが生じ、予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,918万8,000円を増額し、補正後の予算総額を43億6,340万8,000円とするものである。

補正の内容は、歳出に前年度繰上充用金を追加し、歳入に諸収入を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第55号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領が一部改正されたため制定しようとするもので、助成対象経費を拡大し、受給資格の認定要件を緩和するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号平成19年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に障害者自立支援特別対策事業、第4款衛生費に簡易水道事業を計上し、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、民刑事務管理システムリース料の追加を計上している。

地方債の補正としては、過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

質疑の中で、民刑事務管理システムについてただしたのに対し、本市を本籍地とする者の犯歴を管理するもので、本システムの導入により情報管理の徹底ができるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第57号平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億621万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ40億7,163万7,000円とするものである。

補正の内容は、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、老人保健拠出金、介護納付金を減額するもので、この財源としては、国庫支出金、繰入金を減額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第58号平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ117万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ

れ43億6,458万7,000円とするものである。

補正の内容は、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、諸支出金で支払基金交付金の返還金を計上するもので、この財源としては、繰入金、諸収入で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ358万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ22億1,596万7,000円とするものである。

補正の内容は、総務費で人事異動に伴う人件費を調整し、地域支援事業費の増額を計上するもので、この財源としては、保険料、国庫支出金、県支出金及び繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第61号平成19年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に285万3,000円、収益的支出に322万3,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入を61億9,593万8,000円、収益的支出を62億2,188万円とするものである。

補正の内容は、収益的収入については、本市総合医療センターが加入している医療事故保険から、議第65号で提出している和解に係る保険金が支払われるため、医業外収益として保険金を計上している。

また、収益的支出については、当該和解に伴う賠償金の支払のため、医業外費用として賠償金を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療事故に対して、病院側の瑕疵を認めるか否かはどのように判断しているのかとただしたのに対し、院内の委員会で検討しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号和解及び損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、平成17年9月2日に国保水俣市立総合医療センターで発生した医療事故に関し、相手方との和解及び損害賠償の額の決定をするため、水俣市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号平成19年度水俣市一般会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、民間の介護施設整備に対する補助金について、国庫補助金の内示があったため、追加提案するものであります。

補正内容といたしましては、歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ124億4,064万5,000円とするもので、第3款民生費に、地域介護・福祉空間整備等補

助金を計上し、財源として、第14款国庫支出金を充当しているとの説明を受けました。

質疑の中で、小規模多機能型居宅介護施設について、今後もふやす予定はあるのかとただしたのに対し、平成21年度以降、第4期ひまわりプランの中で検討していくとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第1号安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願については、請願の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第56号平成19年度水俣市一般会計補正予算第1号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンター管理委託料、第7款土木費に、県急傾斜崩壊対策事業負担金、第10款災害復旧費に、過年発生補助災害復旧事業を計上しており、その財源として、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債で調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加し、自然災害防止事業の限度額の変更を計上したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、企業対策室が減員になっているが、人員の確保を図り、企業誘致を積極的に行ってほしいとの意見がありました。

次に、議第60号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正の内容は、人事異動に伴う人件費の減額等であり、その財源としては、繰入金、市債をもって調整している。また、地方債の補正として、公共下水道事業債の限度額の変更を計上したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第62号平成19年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、水道局の機構改革及び人事異動に伴い人件費等を増額したものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議第63号あらたに生じた土地の確認について申し上げます。

本案は、熊本県が実施している水俣湾地方港湾改修事業の公有水面埋め立てにより生じた土地を確認するもので、月の浦海岸の一部の公有水面を臨海道路施設用地として道路用地に利用するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、月の浦橋とフェリー乗り場を結ぶ道路の供用開始はいつごろかとただしたのに対し、平成21年度予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第64号字区域の変更について申し上げます。

本案は、議第63号で提案された水俣市月の浦海岸の一部の公有水面埋め立てにより生じた土地を水俣市大字月の浦字前田に編入するものであると説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年6月15日

総務文教常任委員長 谷口 眞次

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|---------------------------|-------|------|
| 議第56号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年6月15日

厚生常任委員長 大川末長

水俣市議会議長 松本和幸様

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 | 備考 |
|-------|---|-------|------|
| 議第54号 | 専決処分の報告及び承認について 専第10号 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第1号） | 承認 | 全員賛成 |
| 議第55号 | 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第56号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第1号）付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |

| | | | |
|-------|--|------|------|
| 議第57号 | 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第58号 | 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第59号 | 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第61号 | 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第65号 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第66号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算(第2号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 請第1号 | 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願について | 採 択 | 全員賛成 |

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年6月15日

産業建設常任委員長 福田 齊

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 | 備 考 |
|-------|-------------------------------|-------|------|
| 議第56号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算(第1号)付託分 | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第60号 | 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第62号 | 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第63号 | あらたに生じた土地の確認について | 原案可決 | 全員賛成 |
| 議第64号 | 字区域の変更について | 原案可決 | 全員賛成 |

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第54号専決処分報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長(松本和幸君) 次に、議第55号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第66号平成19年度水俣市一般会計補正予算第2号まで、12件を一括して採決します。

本12件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本12件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本12件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 次に、請第1号安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 陳第1号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める陳情について

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年6月15日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|---|----------------|
| 陳第1号 | 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める陳情について | 慎重審査を要するため |
| | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年6月15日

厚生常任委員長 大 川 未 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

| 事件の番号 | 件 名 | 理 由 |
|-------|-------------------------------|----------------|
| | 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年6月15日

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|------------------------------------|----------------|
| | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年6月14日

議会運営委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

| 事件の番号 | 件名 | 理由 |
|-------|---------------------|----------------|
| | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
| | 議会の情報公開に関する調査について | 実情を調査する必要があるため |

日程第16 議第67号 監査委員の選任について

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第67号監査委員の選任についてを議題とします。

議第67号

監査委員の選任について

本市の議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

平成19年6月20日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

住 所 水俣市江南町6番2号

氏 名 田 中 功

生年月日 昭和27年3月2日

(提案理由)

議員のうちから選任する監査委員として、本案のように選任しようとするものである。

○議長（松本和幸君） 地方自治法第117条の規定により、田中功議員の退席を求めます。

(田中功君退場)

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第67号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員が現在欠員であることから、田中功議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、産業建設委員会委員長、高速交通対策特別委員会委員長を歴任され、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松本和幸君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 福田斉議員。

○福田斉君 議第67号について、私、福田と塩崎議員の新政同友クラブは反対の立場で討論いたしたいと思います。

田中候補については、前回において反対多数で否決されたにもかかわらず、市長は再度同一の方を提案されました。

前回の否決後、ある政党の機関紙には、自民党の1名のみが反対討論し、ほかの会派議員は何を考えているかわからない旨の文面が書かれてありました。あくまでも同じ思いであったことを

この場で改めて申し添えたいというふうに思います。

今回の提案について、人事に関することは本人の名誉にもかかわることでございます。市議会の先例集33項にもありますように、人事案件が提案されるときは、あらかじめ議長並びに各会派の代表者に説明されるのが例であると明記されているにもかかわらず、このことは、明らかにそれぞれの議員で構成する議会の混乱を招きかねません。この件を提案される市長の不信任にもつながりかねません。

この件につきましては、再考を促して反対討論とします。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

西田弘志議員。

○西田弘志君 私は、議第67号監査委員の選任について、賛成の立場から討論をいたします。

市長提案どおり、田中議員は人格、見識ともすぐれた方であります。また、財務諸表等についても極めて明るい方であり、議員の経歴からして適任と判断いたします。

よって提案について賛成いたします。

以上です。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第67号監査委員の選任について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど、福田議員の討論もありましたように、我々自民党としても、前回否決されたにもかかわらず、また今回も同じ方を再度提案されてきたと、そういうことの真意を図りかねます。我々としては、前回の討論のとおり、この議案に対しては反対であります。

人事案件というのは、もし否決されれば、本人の名誉にもかかわることでありまして、本来事前に議長あるいは各会派の代表者と協議をして、そして人事案件を提案するのが私は本来の姿ではなかろうかと、そういうふうに思います。もしこのようなことが続きましたならば、議会軽視にもこれはつながり、やはり市長の不信任案というのが問われるような問題に発展するのではないかと、我々としてはそのように考えております。

以上であります。

○議長（松本和幸君） ほかにありませんか。

平松辰弘議員。

○平松辰弘君 私は、この本案については、賛成の立場で討論いたします。

本案は、5月に、臨時議会において提出されたものですが、功労人事と受け取られ、公正でないというような理由で否決されました。そして本議会で再度提案されたものでございます。

田中議員は、議員の経験豊富で、経歴からしても監査業務において、決してほかの議員に劣ら

ない、適した人物であると私は思います。

また、これ以上監査委員の選任が遅れることは、監査業務に非常に支障を来します。そして市民への不利益をこうむることになります。

よって本案に私は賛成するものでございます。

以上で討論を終わります。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第67号監査委員の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、同意しないことに決定しました。

（田中功君入場）

日程第17 意見第4号 医師・看護師等の増員を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第17、意見第4号医師・看護師等の増員を求める意見書についてを議題とします。

意見第4号

医師・看護師等の増員を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年6月20日

提出者

厚生常任委員会

委員長 大川末長

水俣市議会議長 松本和幸様
(別紙)

医師・看護師等の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療の現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が深刻化しています。

医師不足については、熊本県内の自治体病院だけで今年4月以降14人が減少し、定員から30数人の欠員となり、その他の公的病院でも欠員が広がっています。そのため、やむなく小児科・産科・整形外科などが集約され、住民に医療不安を与えています。

また、看護師は、去年4月から新設された、7対1配置基準が、県下17病院で取得され、一定の労働条件の緩和につながる事が期待されています。しかし、地方では募集しても集まらない状況が続いています。そして、仕事に追い回され、疲れ果て、十分な看護が提供できているとの回答は1割にも届かず、4分の3がやめたいと思っているほどです。

欠員を補充するとともに、増員を実現することが切実に求められています。

医師については、労働基準法が守られる労働条件の保障、看護職員については、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、医師の労働条件、看護職員の夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。

よって政府及び国会におかれては、下記事項について改善されるよう強く要望します。

記

- 1 医師・看護師の養成数を増員すること。
- 2 診療報酬などによる財政的な裏づけの基に医師・看護師などの医療従事者を増員し、適正配置をすること。
- 3 看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。
- 4 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、看護職員確保法などを改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月20日

水 俣 市 議 会

| | | |
|-----------|---------|---|
| 内閣総理大臣 | 安 倍 晋 三 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 柳 沢 伯 夫 | 様 |
| 総 務 大 臣 | 菅 義 偉 | 様 |
| 文部科学大臣 | 伊 吹 文 明 | 様 |
| 財 務 大 臣 | 尾 身 幸 次 | 様 |
| 衆 議 院 議 長 | 河 野 洋 平 | 様 |
| 参 議 院 議 長 | 扇 千 景 | 様 |

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） 意見第4号について、案分を読み上げ提案理由の説明とします。

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

医師・看護師等の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

しかし、医療の現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師の不足が深刻化しています。

医師不足については、熊本県内の自治体病院だけで今年4月以降14人が減少し、定員から30数人の欠員となり、その他の公的病院でも欠員が広がっています。そのため、やむなく小児科・産科・整形外科などが集約され、住民に医療不安を与えています。

また、看護師は、去年4月から新設された、7対1配置基準が、県下17病院で取得され、一定の労働条件の緩和につながることを期待されています。しかし、地方では募集しても集まらない状況が続いています。そして、仕事に追い回され、疲れ果て、十分な看護が提供できているとの回答は1割にも届かず、4分の3がやめたいと思っているほどです。

欠員を補充するとともに、増員を実現することが切実に求められています。

医師については、労働基準法が守られる労働条件の保障、看護職員については、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上の配置にすることが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、医師の労働条件、看護職員の夜勤日数の上限規制などの法整備が必要です。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められています。

よって政府及び国会におかれては、下記事項について改善されるよう強く要望します。

記

- 1 医師・看護師の養成数を増員すること。
- 2 診療報酬などによる財政的な裏づけの基に医師・看護師などの医療従事者を増員し、適正配置をすること。
- 3 看護職員の配置基準を、夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上とするなど、抜本的に改善すること。
- 4 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、看護職員確保法などを改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月20日

水 俣 市 議 会

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま厚生委員長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第4号医師・看護師等の増員を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成19年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時7分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松本和幸

署名議員 高岡利治

署名議員 緒方誠也

平成19年6月第3回水俣市議会定例会（6月1日～6月20日）

〔議案〕

| 番 号 | 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|-------|--|-------|-------|---------------|-----|
| 議第54号 | 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成19年度水俣市老人保健 特別会計補正予算(第1号) | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 承 認 | |
| 議第55号 | 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する 条例の一部を改正する条例の制定につ いて | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第56号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第 1号） | 6月1日 | 各 委 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第57号 | 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第1号） | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第58号 | 平成19年度水俣市老人保健特別会計補正 予算（第2号） | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第59号 | 平成19年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第1号） | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第60号 | 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会 計補正予算（第1号） | 6月1日 | 産業建設 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第61号 | 平成19年度水俣市病院事業会計補正予算 （第1号） | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第62号 | 平成19年度水俣市水道事業会計補正予算 （第1号） | 6月1日 | 産業建設 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第63号 | あらたに生じた土地の確認について | 6月1日 | 産業建設 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第64号 | 字区域の変更について | 6月1日 | 産業建設 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第65号 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 6月1日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第66号 | 平成19年度水俣市一般会計補正予算（第 2号） | 6月14日 | 厚 生 | 6月20日 原案可決 | |
| 議第67号 | 監査委員の選任について （田中 功君） | 6月20日 | 省 略 | 6月20日 否 決 | |

〔意見書〕

| 番 号 | 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|-------|---------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 意見第4号 | 医師・看護師等の増員を求める意見書に ついて | 6月20日 | 省 略 | 6月20日 原案可決 | |

〔報 告〕

| 番 号 | 件 名 | 報告月日 |
|--------|-------------------------------|-------|
| 報告第4号 | 繰越明許費の報告について | 6月1日 |
| 報告第5号 | 繰越明許費の報告について | 6月1日 |
| 報告第6号 | 繰越明許費の報告について | 6月1日 |
| 報告第7号 | 水俣市土地開発公社の経営状況報告について | 6月1日 |
| 報告第8号 | 財団法人水俣市振興公社の経営状況の報告について | 6月1日 |
| 報告第9号 | 株式会社みなまた環境テクノセンターの経営状況の報告について | 6月14日 |
| 報告第10号 | 株式会社みなまたの経営状況の報告について | 6月14日 |

〔継続調査〕

| 件 名 | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末 | 備 考 |
|------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 6月20日 | 総務文教 | 6月20日 継続調査 | |
| 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について | 6月20日 | 厚 生 | 6月20日 継続調査 | |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 6月20日 | 産業建設 | 6月20日 継続調査 | |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について | 6月20日 | 議会運営 | 6月20日 継続調査 | |
| 議会の情報公開に関する調査について | | | | |

〔請願・陳情〕

| 受理番号 | 件 名 | 代表者の住所 及び氏名 | 付託委員会 | 提案月日 | 結 末 |
|------|--|---------------------------|-------|-------|---------------|
| 請第1号 | 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める意見書提出に関する請願について | 水俣市桜井町 2-2-12 中村 祐介 | 厚 生 | 6月14日 | 6月20日 採 択 |
| 陳第1号 | 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める陳情について | 熊本市大江 3-1-53 山田 浩志 | 総務文教 | 6月1日 | 6月20日 継続審査 |